

平成27年6月22日
午前10時00分開議
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（18名）

1番	伊藤勝巳	2番	川瀬知之
3番	鈴木みどり	4番	那須英二
5番	三宮十五郎	6番	早川公二
7番	平野広行	8番	三浦義光
9番	横井昌明	10番	堀岡敏喜
11番	炭竈ふく代	12番	山口敏子
13番	小坂井実	14番	佐藤高清
15番	佐藤博	16番	武田正樹
17番	伊藤正信	18番	大原功

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

12番	山口敏子	13番	小坂井実
-----	------	-----	------

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（33名）

市長	服部彰文	副市長	大木博雄
教育長	下里博昭	総務部長	伊藤好彦
民生部長兼 福祉事務所長	伊藤久幸	開発部長	竹川彰
教育部長	八木春美	総務部次長兼 財政課長	渡辺秀樹
総務部次長兼 秘書企画課長	山口精宏	総務部次長兼 危機管理課長	橋村正則
民生部次長兼 十四山支所長	松川保博	民生部次長兼 児童課長	村瀬美樹
会計管理者兼 会計課長	山守修	監査委員 局長	平野宗治
総務課長	立松則明	庁舎建設 準備室長	伊藤重行
税務課長	山下正巳	収納課長	鈴木浩二
市民課長兼 鍋田支所長	横山和久	保険年金課長	佐藤栄一
環境課長	伊藤仁史	健康推進課長	花井明弘
福祉課長	宇佐美悟	介護高齢課長	半田安利

総合福祉センター 所長	村瀬 修	農政課長	安井 耕史
商工観光課長	羽飼 和彦	土木課長	山田 宏淑
都市計画課長	大野 勝貴	下水道課長	小笠原 己喜雄
学校教育課長	水谷 みどり	生涯学習課長	安井 文雄
図書館長	山田 淳		

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	三輪 眞士	書記	浅野 克教
書記	伊藤 国幸		

6. 議事日程

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	一般質問

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開議

○議長（佐藤高清君） おはようございます。

ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤高清君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第88条の規定により、山口敏子議員と小坂井実議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 一般質問

○議長（佐藤高清君） 日程第2、一般質問を行います。

順次発言を許します。

まず那須英二議員、お願いします。

○4番（那須英二君） 4番 那須英二、通告に従いまして質問させていただきます。

私は、議員になって3年ともう半分が過ぎるところになりますけれども、2日目にこうして一般質問をやるのは初めてとなりますので、しかも最初ということで、若干緊張はしておりますけれども、精いっぱいやらせていただきたいと思います。

今回は、前回の3月議会に引き続いて災害対策、特に一番弥富が今災害の中で弱点とさている破堤、水害に対しての質問とさせていただきます。

2月に県のシミュレーションが出されて、そしてまた今年度の初め、4月、弥富市のガイドラインが配られました。これは3月議会で配ると言われていたものが配られました。県のシミュレーションを見てみると、津波までの時間ということで想定されております。グラフになって避難する人数がということで、おおむね平均40分から80分という形で避難するシミュレーションに基づいた結果だと認識しております。

ところが、弥富市は周りを大きな川で囲まれた地形にあり、しかも海拔ゼロメートル以下がほとんどの地域。さらには大部分が埋立地ということでありまして、液状化も高い確率で起こると予想されています。よって、津波の被害そのものよりも地震そのもののエネルギーで堤防が壊れたり、または液状化によって堤防が沈下して破堤ということになる。堤防の破壊による浸水被害が、要するに津波よりも先に起こり得る可能性が大いにあるということがあります。

そこで避難を考えてみると、本当に40分から80分のような悠長な時間でいいのかということだと思うんですね。そして皆さん、浸水被害というのは、川遊びとかを思い浮かべてみるとイメージしやすいんですけども、例えば30センチ、これぐらいの水が足元に来た時点で、

もう走ることができないような状況になるということです。要するに、もう30センチついただけでも簡単には避難ができないというような状況になると思います。

私は30代ですけれども、私のようなまだまだな方はまだしも、御高齢の方や何かけがをしていらっしゃる方がいたら、もう本当にそんなふうに入ってきたら逃げられない状況にあるということでございます。だからこそもっとスピーディーな対応が求められると思っておりますけれども、そのあたりについて市の見解をお答えいただきたいと。

あと、現在市が避難想定を行っていると思っておりますけれども、場合によっては違うと思うんですけれども、この避難時間を現在はおおよそ何分の計画で見込んでその計画を立てているかお答えください。

○議長（佐藤高清君） 橋村危機管理課長。

○総務部次長兼危機管理課長（橋村正則君） おはようございます。

それでは、那須議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、30センチの浸水でも避難が困難になるというようなところから答弁のほうをさせていただきます。

南海トラフ地震を想定した地震シミュレーションにおいては、地震により海岸、河川堤防が沈下し、すぐ浸水が始まるとしております。議員御指摘のとおり、30センチの浸水の中を徒歩で避難することは極めて困難であると考えております。伊勢湾台風の浸水による被害を大きくした原因の一つとして、浸水時に屋外に出て水に流されたことは皆さん御存じのとおりだと思っております。このような場合、直ちに高い安全な場所に避難していただく、このようなことをお願いしたいと思っております。

また、避難想定時間は何分見込んでいるかという点につきましては、昨年5月に愛知県より発表されました愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果におきまして、強い揺れや地盤の液状化により、河川、海岸堤防が被害を受けることにより、直ちに浸水が始まるとしております。このようなことから、発災におきましてはすぐ安全な場所へ避難をしていただく。場合によりましては、自宅の2階というようなこともあり得ますが、すぐに避難をしていただくようお願いしたいと思っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） 今、最初のほうでは直ちに高い安全なところに避難していただくと。

この高い安全なところがないから困っていると、市民の皆さんが大変不安に思っているところでもありますので、やはりそのところをどう補填していくかを、やっぱりしっかりと捉えていかなければならないと思っております。

そして、避難時間のほうも県のシミュレーションに基づいてということでございますけれども、やっぱり県のシミュレーションでは、私は先ほど申し上げたとおり不十分だと思っ

おります。なので、弥富市独自でもっとスピーディーな対応を考えていかなければならないんじゃないかということで質問させていただいております。だからこそ、今津波ということではなく、破堤を想定した防災・減災の災害計画をどう検討していくか、これが一番重要となってくるところだと思いますので、そのあたりについての市の見解をもう一度お願いします。

○議長（佐藤高清君） 橋村危機管理課長。

○総務部次長兼危機管理課長（橋村正則君） 津波ではなく、今、地震による堤防の破堤が心配されるということで、災害計画を検討すべきじゃないかというようなことですが、弥富市は海拔ゼロメートル地帯でございますので、台風や高潮などによる浸水につきましては過去から想定をしているところでございます。愛知県が弥富市をモデル地区として実施しました津波避難シミュレーションにおきましても、地震により河川、海岸堤防が被害を受けることにより、直ちに浸水が始まるとしておりますので、その結果を一助といたしまして、浸水に対してさらなる防災・減災対策を進めてまいりたいと、このように考えているところでございます。以上です。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） なかなかその先にはまだ進んでいないということでございますので、繰り返しの質問をしても仕方ありませんので先に進めますけれども、やはり、この弥富市自体で本当に怖いのは液状化による堤防の決壊じゃないかと私は思うわけでございます。

津波の到達時間だけで考えれば87分ということで、ああ87分もあるんだと、1時間半ぐらいかけてゆっくり避難すればいいのかなあと思いがちですが、ただ堤防が決壊すれば、その近くの方は、もう5分、10分という短時間の中で避難しなきゃいけないということを踏まえて考えてほしいということでございます。

ましてやこんな川に囲まれた地域、埋立地で液状化が心配される、どこが切れてもおかしくない状況にあるわけでございます。ともすれば、同時に3本の川が決壊するということも考え得る状況になっておるんです。本当に難しいとは思いますが、こうした堤防の決壊を前提とした避難計画を立てていかなければ、いざというときに役に立たないと私は思っております。だからこそ、県のシミュレーションが出て、そこからじゃあ市としてどうするんだということを考えたときに、本当に真摯に向き合っていていただきたいと思っております。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） おはようございます。

追加答弁というような形をさせていただくわけでございますが、我々としては過去からさまざまな地震を体験してきました。明治の濃尾地震、そして昭和19年、そして21年、そうい

った形の中で大きな地震を経験しておるわけでございますけれども、幸いにしても伊勢湾台風は昭和34年という形の中で、これは高潮による浸水があったわけでございますけれども、それ以後、大きな災害もなく過ごさせていただいておることに対しては大変いいわけでございますけれども、やはり、堤防が破堤する、あるいは海岸が破堤するというような状況において、昭和34年の伊勢湾台風の時代と今の環境では相当変わってきておるといえるわけでございます。

皆様方の住宅に対する設備の状況といたしましては、南部におきましても、また北部におきましても、ほとんど2階建ての住宅というような形の中で一定の高さを皆さんが持たれるようになってまいりました。

また、その当時の自治会のさまざまな防災・減災に対する取り組みも今のようではないというような状況の中で、共助の精神を相当培ってきているというような状況もあるわけです。

また、公助としては、これは私たちの役割として、国とか県という形の中で一緒になって海岸、あるいは河川という状況においてはさらに強化をしていくというような状況でございます。堤防が破堤をするという状況につきましては震度6前後の経験を今までもしておりますけれども、南部におきましては相当厳しい状況はあろうかと思えます。これは、木曾岬町におきましては、伊勢湾台風のときにははずたずたに切れたわけでございますので、そういうことはあろうかなと思っておりますけれども、今、旧弥富町、今の弥富市という状況の中においては相当強化をしてきているというようなことでございます。今、木曾岬町さんも一番心配しておるのは堤防の破堤という形で、液状化現象、そして複合災害ということに対して、我々と一緒になってこれから国・県に要望していきたいと思っておりますので、御理解もいただきたいと思えます。

とりあえずは高いところへ逃げていただくということが一番現状としてはベターな方向であるといえると思えます。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） 大きな浸水被害といえば伊勢湾台風。私自身はまだ生まれていないときに起こったわけでございますけれども、その当時の方からお話を聞かましても、当時は確かに2階建ての住宅というのはそんなになかったと思うんですけど、田んぼに田舟というものがあって、その舟を利用できたということも伺っております。ただ、じゃあ現在どうなっているかという、そういった田舟なんか私は余り見たことがないんですけども、そういった状況もあるということをしつかりと踏まえていただきたい。さらに当時の伊勢湾台風の時代から地盤そのものが大きいところではもう1メートルとか、下手したらもっとさらに沈下しているとも言われておりますので、そういった部分もしつかりと見ていかなきゃならないんじゃないかと。本当にそこから沈下したものであれば、さらにそこに水が押し寄せて

くる。しかも、今度はその後に津波が押し寄せてくるわけですから、水量としてももっとふえていく、そういう状況になっていますので、そこまでやっぱり真剣に考えていただきたいと思います。

そして、今よく公共施設に外階段をつけて、高いところをとということで、屋上避難ということに取り組んでおります。これ自体は、本当に弥富市自体、高いところが余りないので、大変助かるとは思うんですけども、ただ肝心なのは、私はその後の対応も考えなきゃいけないんじゃないかと思っております。前回は質問させていただいたんですが、余りかみ合っていないということなので、今回しっかりと通知をさせていただいて、それに見合った回答をいただきたいと思っておりますけれども、室外で要するに屋上しか高さが今ゆとりがないというところ。高さ的にもう1階や2階では浸水してしまうところに取り残されて、屋上にしか避難ができない場合、外階段を今たくさんつけられていますけれども、例えば保育所などにもつけられています。白鳥のように1階部分の高さが5メートルもあるような、本当に浸水を考えられた保育所は別としても、そうではない保育所等に外階段をつけたりしておりますよね。そうすると、屋上の部分にしか避難する場所がないという状況になりかねないということでございます。そういった場合、救助まで何日過ごすかということを考えなくちゃいけないんじゃないかなと思っておりますので、市としてそういった屋上しかない部分で、もし避難された場合、ここで何日過ごすということを考えながら今外階段をつけていらっしゃるのでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 橋村危機管理課長。

○総務部次長兼危機管理課長（橋村正則君） お答えをさせていただきます。

津波・高潮緊急時避難場所につきましては、弥富市内及び周辺には高台がないため、地震による津波や台風による高潮の来襲が差し迫っている場合に、緊急的、一時的に避難可能な高い建物に避難していただくように取り組んでおるところでございます。

例えば、学校の屋上などに避難した場合、救助までには3階などに移動していただき、避難することができます。2階建ての屋上という場合につきましても、逆に近くのそういう避難場所に移動していただくとか、そういうことで考えておりますが、避難所の装備には限りがございますので、自助による御準備をお願いしたいと思っております。

なお、津波・高潮緊急時避難場所における長期的な滞在というのは考えておりません。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） 3月議会で、私が質問させていただいておまして、ここに3月議会の記録の広報なんですけれども、それによると要するに浸水被害が完全に復旧するまでには最大で12日を見込んでおるとのことと、あと自衛隊が救助に来るのは1日から3日で開始

されるということでございます。今、長時間は見込んでおりませんと言っておりますけれども、例えばこの近くでいうと桜保育所などに避難した場合、屋上ということで避難されるかもしれないんですけれども、仮に冬場で屋外となった場合、人の命がどれだけ耐えられるか、ここをやっぱりしっかりと考えていかないと私はいかんと思っております。救助自体は自衛隊が1日から3日の間で開始されるということでございますけれども、本当に例えば水の中を歩いてきたような、もしくはちょっと逃げおくれて、水にちょっとでもつかってしまったとなった場合、体が急速に冷えていきますよね、特に冬場であれば。そうなった場合、もう1日夜過ごすだけでもかなり危険な状況になるんじゃないかと私は思うんですね。だから、そういった場合、どうしたらいいのかということを考えていかなければならないと思っております。

そこで1つの提案として、今度は屋上しかないところの避難の場合、室内に避難できる場所に移動できる手段を確保していく。例えば船などを装備しておいて移動できる。または屋外でも幾日か救助を待てる手段を持っておく。先ほど自主避難で、自分で持ってきてくださいということでしたが、例えば毛布とかアルミシートとかを考えられるかもしれませんが、まさかストーブは避難のときに持ってくる人はおらんと思うので、ただ、毛布自体も人が抱えて避難できる、そんなことが本当に想定できますか。私はそんな避難ってあり得ないんじゃないかなと実際には思っております。そういった部分を本当に具体的に考えていけば見えてくるわけなんです。だから、そういった机上だけの皆さんにお願いすると、自主避難だと言われますけど、その限度を考えて、市として対応していただきたいと思っております。

もちろん、個人で準備することができるものはあると思うんです。ただ、それを前提とした考え方や市の対応であったらば、それは本当に市民の命を守る責任を果たしているんですかと。私は、それは市の怠慢だと思っております。だからこそ、しっかりとこういったケースに向き合っていただきたいということを言いたいんですけれども、市の考え方をお願いします。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 私は、伊勢湾台風のときは小学校6年生の子供でございました。あの恐ろしさは今も忘れることができないわけでございますけれども、やはり水位が高くなってくるとい形において屋根裏に避難をし、そして一定の時間が経過した後は、それぞれの輸送手段という形の中で地域の皆様に助けをいただいて、お寺という高いところに移動したわけでございます。

そういうような状況というのは、我々は小さいときから覚えておるわけでございますけれども、やはり多くの人たちの力添えによって、次の手段としては安全なところへ避難をして

いく施策を市としてはしっかりと対応していきたいと思っております。そうした形の中においては、さまざまな行政機関という形の中で日ごろから連携をとっておくことが非常に大事だろうと思っておるわけでございます。

そしてまた、私たちは東日本大震災から教訓として学んだのは、一時的に避難をする場所に対して何を持っていくか、避難をするときに何を持っていくか。これが今私たちは自助という状況の中で、やはりしっかりと日ごろから考えていただかなきゃならない、そういうことだろうと思っております。自分が必要とする薬であるとか、あるいは自分が必要とするさまざまなものということに対しては、日ごろからこの災害に対して備えていただきたい。そしてまた、必要な3日分の、例えば食料であるとか、あるいは水であるとか、そんなようなことについても御用意をいただければ幸いかなあと思っております。だから、何も行動しないということが前提の中で避難というのはいり得ない、今は。そういうことを強く、やはり自助、共助という形、そして我々がやらなきゃならないということに対してしっかりと対応していくということが市民の皆さんに対する安心・安全だろうと思っております。

そういった形の中でさまざまなケースがありますけれども、今はそういうことを自主防災組織であるとか、あるいは自助の努力という形の中で、日ごろから備えていただきたいということを私としては常日ごろからお話をさせていただいておるところです。

○議長（佐藤高君） 那須議員。

○4番（那須英二君） もちろん、何もなしでということで、私たちも考えていないと思うんですけども、ただ、個人でできるものはやはり限界があると。もちろん市で全てを用意しろと言っているわけではありませんけれども、例えば食料を3日分、それはあったらいいですよ。あったらいいですけども、現実的には食料3日分を持って逃げるといって人が、あの震災のパニックの中でどれだけいるか。やっぱり市として冷静に考えていかなきゃいけないと私は思っているんです。避難した市民が全員自分の食料を3日分持ってきてくれれば、こんなすばらしいことはないですよ。ただ、そういう状況じゃないからこそ、やっぱり市としてもある程度の備えが必要だと言っているわけでございます。

そして、市長自身も水が引くまで屋根裏で過ごして救助を待っていたということでございますけれども、伊勢湾台風のときにはたくさんの田舟ということで、舟があったということを知っております。ところが、先ほども言ったとおり今は舟もないという状況になりますので、やっぱりそうした舟の用意も必要じゃないかと思っております。

そういうのを逐一言っても仕方ないというか、そちらは市のほうでしっかりと検討していただければいいんですけども、ただ、災害が起こったならば、もしくは堤防が決壊したならば、避難するならばというような具体的なケースを可能な限り予想して、そしてシミュレーション、机上のシミュレーションじゃなくて、実際どういうふうに避難するんだろ

うと。災害が起こって、堤防が壊れて、避難して、何を持ってというところで、ケースを可能な限り想像してシミュレーションして、それに対応するにはどうしたらいいかを、今こそ本当に真剣に考えて、市としても取り組んでいくべきだと私は思っております。だから、もちろん自助も必要です。ただ、自助をなさいと言うばかりじゃなくて、市としてもしっかりとした対応、避難所をつくっておるがやと言われるかもしれませんが、それだけじゃないと私は思うんです。そうしたしっかりと具体的なケースに合わせたシミュレーションをもって、本当に市民の命を守るという立場に立って、今後検討して、それにしっかりと向き合って対応していただきたいと申し上げておりますので、市長、答弁ありましたら。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 先ほどから私も答弁させていただいております。公助の役割は非常に大きいという形の中で、さまざまな過去の教訓を生かしていかなきゃならないということをお願いしております。公助としては食料も準備いたします。あるいは暖房の設備も用意します。さまざまな形で、今そういった形の中で備蓄できるものは備蓄をしていく。そういう形の中で、あってはなりませんけれども、そういうような状況においては、それを我々としては避難所のほうへ配付し、安心をしていただくような対応はしていきたい。しかし、我々が学んだのは自助、共助なんですよ、今回。自助として何をさせていただかなきゃならないかということをおいま一度しっかりと考えていただきたい。3日分の用意をというふうには、一つの私のたとえですけども、今は軽量で非常にカロリーのある食事というのはいっぱいあるわけですよ。そういうような状況のものをふだんから備えていただく。あるいは水についても3日分の水については自分たちで備えていこうという気持ちを持っていただく。そして、脱出できるような状態の中で、家の中の家具の転倒防止であるとか、さまざまな状況について安全策を講じていただく。これがやはり基本的には重要だろうと思っております。

そして、地域の皆様の自主防災会等も踏まえて、お力添えをいただいて、速やかに避難をしていただくというようなことについて、繰り返し繰り返し訓練をしていくことが、やはり災害に強い地域住民の力になってくるだろうと思っておりますので、誤解のないようにしていただきたいと思えます。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） 私も誤解しているつもりはございませんけれども、ただ、実際そうして仮に準備してあっても、完全に持ち出せる状況ではないということまで想定しながら計画を立ててほしいということでございます。先ほど、市長も言われていましたけれども、確かに建物が3階以上あれば、そこに備蓄することも可能だし、いろんな準備もすることが可能です。ところが、屋外を考えたら、それはかなり困難だと思っております。だから、そう

いった場合どうするかということもしっかりと考えた上でやっていただきたい。だって、今外階段をどんどんつけておりますけど、それはやっぱり近場に避難できる場所がほしいからあれをつけているわけでございますよね。ということは、地震が起こればそこに避難していくわけになるんです。避難したはいいけれども、じゃあ一晩待つて救助が来ないよとなった場合、どうするのかということもしっかりと考えていっていただきたいと申し上げておるわけでございます。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 先ほどから何回も申し上げておりますように、我々が過去の災害から学んだものを地域の皆さん、住民の皆様にもやはり努力をしていただきたいということ。いわゆる自助の精神ということを大事にさせていただきたい。何もそういった形の中で避難をしていただいて、寒い夜空に対して、あるいは暑いあれに対して放っておくというような行政がどこにありますか。そういう状況の中においたら、速やかにいろんな人の力をかりて、もちろん住民の皆様、地域の皆様のお力をかりて安心できるような状況をつくり出していくのが、我々市民、住民の考えじゃないですか。それはしっかり持っていただきたい。それをまた普及させていただきたいということを強くお願いしておきます。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） もちろん、市長の思いもわかりますし、市の対応としてもわかります。それは、私としても見捨てるようなことの対応をしているとはもちろん思っておりません。ただ、計画としてまだ表に出てきていないし、今後でいいもんですから、しっかりと具体的な計画を立てて、もしそういった計画が立てられたら、ぜひとも議会や市民の皆さんに公表して、安心いただけるような市を一刻も早くつくり出すことが私は肝心だと思っております。

先に進めますけれども、先日配られたこの弥富市の防災ガイドブックがでございます。ここには、第1次開設、第2次開設の避難所と、第3次も括弧で書いてありますけれども、津波・高潮対応の避難所と書いてあります。この第1次、第2次開設と、また津波・高潮対応の避難所とどういう使い分けをしていったらいいか。役割の違いを市民に理解しやすいように説明をしていただきたいと思っております。例えば、このちょっと書いてあるものによりますと、第2次開設避難所を見ると、弥富市において震度5弱以上の地震が発生した場合、または避難指示・勧告等の発令時に開設しますと書いてあります。要するに震度5以上の地震が起こったら、ここに逃げてくださいよというメッセージにもとれるわけでございますけれども、こういった場合、じゃあ2次開設所に逃げればいいのか、もしくは津波・高潮緊急避難場所に逃げればいいのか。どっちに逃げていいかわからないなということが出てくると思うんです。そういった部分において、わかりやすいように説明をお願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 橋村危機管理課長。

○総務部次長兼危機管理課長（橋村正則君） 御答弁申し上げます。

今回、弥富市防災ガイドブックの避難所の一覧表を載せさせていただきました。指定避難所につきましては、長期的な避難が可能な場所、また津波・高潮緊急避難場所につきましては、緊急時、先ほども申しましたように津波とか高潮、これらが予想される場合、緊急的、一時的にまず避難をしていただくというような使い分けをしているところでございまして、この避難場所の開設につきましては、まず台風などにおいて自主避難される方がある場合、1次開設避難所を設置させていただいております。この1次開設避難所につきましては、各学区1カ所を設定しております。また、2次開設避難所につきましては、先ほど議員もおっしゃられましたが、避難勧告・避難指示などが発令する場合、開設いたしまして、市内に29カ所設置しております。津波・高潮緊急時避難場所につきましては、先ほど申しましたように、地震による津波や台風による高潮の襲来が迫っている場合に緊急的、一時的に避難可能な高い場所として指定しているものでございます。したがって震度5以上の地震で津波が予想される場合、この場合につきましては高い場所やこの津波・高潮緊急避難場所、こちらのほうへ避難をしていただきますようお願いしたいと思います。

また、津波・高潮緊急避難場所につきましては、公共施設の屋上にフェンスなどを設置することにより高所の避難場所の整備を今進めているところでございます。今年度は、弥生小学校の屋上、白鳥保育所の屋上の整備を実施しております。完成後はこの緊急時避難場所として御活用していただくというようなことで考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） 弥富市は、先ほど申し上げたとおり、地震が起こったらすぐさま決壊ということを想定しながら、やっぱり考えていかなければならないと思います。そうすると、先ほど言われるように、浸水被害が想定されない地震の場合は、この2次開設所に避難できるけれども、津波が想定されたら高潮対応のということでございますけれども、実際は地震が起こったらすぐ高潮を考えなきゃいけないので、そういった意味において、この高潮の避難場所をやはり今後どんどんとふやしていただきたいと思います。今、2次開設避難所が例えば外階段なり、屋上にフェンスなりを装備すれば、この高潮避難所に移行していくということでございましたが、そういった手配をぜひとも急いでつくっていただきたいと思います。

こうして今マップがこのガイドブックの中にございますよね。多分ここだと見えないんですけど、私の家から考えますと、私の家は五斗山の国道1号線沿いぐらいにあるんですけど、そうしますと一番近い避難所といえば、2次開設所でいえば十四山保育所と、津波・高潮対応でいえばこのスペリア佐古木、もしくはロゼリアということになります。ただ、十四山なもんですから、海翔高校に逃げる、もしくは十四山中学校に逃げるのかとい

うと、いろいろと考えてしまうわけでございますけれども、そういった意味においても、市民一人一人が私はどこに逃げたらいいんだということを実感する必要があると思うんです。だからこそ、市としてやっぱり今後計画としてお願いしていきたいのは、実際にももちろん地震が起こったときにどこにいるかというのはわからないものですから、それはそれとしてあるんですけども、実際に市民がもし仮に全市民が家にいるという前提に立って、じゃあ避難する場所はどこなのかということを確認にした避難計画を私は作成していく必要があるんじゃないかと思っております。このあたりについては、いかがですか。

○議長（佐藤高清君） 橋村危機管理課長。

○総務部次長兼危機管理課長（橋村正則君） 今の御質問の答弁の前に、大変申しわけございません。先ほどの今整備を実施している場所につきまして、弥生小学校の屋上、白鳥保育所の屋上と御返答をさせていただきましたが、白鳥保育ではなく十四山保育所でございますので、まず訂正をさせていただきたいと思っております。お願いをいたします。

御質問ですが、実際に避難しなければならない場所の避難計画を検討すべきというような御質問でございますが、愛知県が弥富市をモデル地区として実施しました南海トラフ巨大地震を想定した避難シミュレーションにおきましても、避難場所に入り切れずに次の避難場所に移るなどのケースが紹介されておりました。今後は、避難する場所を視野に入れて、より詳細な避難計画、このようなものを検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） 今後はそういった詳細な計画を立てていくということで安心させていただきました。早急に市民が安心できるように、私はどこに逃げたらいいんだということで、ぜひつくっていただきたいと思っております。

そこで、1つ提案と申しますか、ありますけれども、例えば3階以上のマンションに住んでいれば、もちろん耐震が済んでいるところ、そういった方は、避難所に行くよりも自宅にいたほうが安全と、要するに避難しなくてもいいというケースが出てくると思います。また、そういった高いマンションの1、2階に住んでおる方でも、そのマンションの3階、4階に上がっていけばいいというケースもあると思います。なので、弥富市の人口約4万4,500人の中で、実際移動して避難しなければならない人数を把握して、この避難すべき場所を想定した形で避難計画を詳細にぜひともつくっていただきたいと思っております。全員が逃げるということで、全員が避難所に想定すると入りきらないだろうし、移動するロスも出てくると思うんです。ところがそういったマンションがあるものですから、自宅が使えるならもちろん自宅のほうがいいわけでございますので、そういったことを3月議会のときには把握していないという答弁でございましたけれども、その人数を把握すれば、市としても避難計

画が立てやすいし、市民としても安心できると思いますので、そういった意味において、しっかりと人数を把握していくべきだと私は考えております。

そして、それができてくると、先ほど申し上げたとおり、私がどこに逃げていいんだと、自治体単位でも確定してくれば、避難訓練もやりやすいわけですね。自治体ぐるみで、じゃあ一緒にここに逃げますよということで、その場所に実際移動したり、じゃあ、持ち物を避難訓練のときは自主避難の例えば食料なり何か必要なものであり、そういった分も持ってきてくださいよというような避難訓練ができてくると思うんです。だから、そういった意味においても、早急にこれをつくっていただきたいと思っております。

金曜日に横井議員からも質問がありました。私はホームページで見つけたんですが、災害時要配慮者登録ということで見つけました。その登録者を聞こうと思ったんですけど、金曜日の横井議員の話であると、避難行動要支援名簿ということで、ちょっと名称が違っておりましたけれども、この登録者自体は、今障がいの手帳を持ってみえる方に全部こうした登録をお願いしておるということで、市としてはまだ準備段階というか、まだふえていくということで、人数は上げられておりませんでしたが、今現在、こうしたホームページなどによる登録というのは、どれぐらいあったんでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 橋村危機管理課長。

○総務部次長兼危機管理課長（橋村正則君） お答えをさせていただきます。

現在の避難行動要支援者名簿登録者でございますが、手挙げ方式の確認でございますが、高齢者のひとり暮らしとか、体の移動がなかなか難しいという方につきましては202名の登録をいただいております。障がいをお持ちの方につきましては22名登録をいただいております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） 今、202名ということでございましたので、今障がいの手帳を持っている方に全部お願いしているということで、これがどんどんとふえていくことになると思います。

そこで、横井議員もおっしゃってございましたけれども、情報を共有して自治会や自主防災会などに協力を呼びかけて、こうした方を救助していくということで進めていくといいかなと私も思いました。

あともう1点、まだまだ市民の皆さんの中にはこの防災や災害対策のアイデアをたくさん持っている方もいらっしゃるし、またはたくさん困っていること、不安になっていることがあると思います。そこで、私はそういったことも踏まえて全市的に防災アンケートなどをして調査したらどうかなと思っております。そうして、市民からたくさんの意見を集めたり、市民からたくさん不安の声を聞いて、それに対して市として真摯に向き合っていくことが私

としては必要だと思っております。平成22年に意識調査ということで行っておりますけれども、もう1回こうして新たに行うことによって、市民としてもやっぱり災害に対しての意識も強くなってくると。そういったことができて初めて市と市民が一体となった災害に強いまちづくりの形成ができてくると考えますが、市としてはどうでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 橋村危機管理課長。

○総務部次長兼危機管理課長（橋村正則君） お答えをさせていただきます。

災害を最小限に抑えるためには、自助・共助・公助、これのそれぞれが災害対応能力を高め連携することが大切でございます。特に、災害時に円滑かつ迅速に避難支援などを実施するためには、平時から住民同士の顔が見える関係をつくるなど、地域の防災力を高めておくことが必要不可欠と思います。市といたしましては、アンケートのかわりとして、防災ボランティア団体の会合や自主防災会の会合などの折に意見交換をすることにより、市との連携を強化して、一人一人の防災意識の向上を支援することにより、弥富市総合計画の施策項目の消防防災の充実、これを強く推進したまちづくりに取り組んでまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） 今、防災ボランティアや自主防災会などの会合によって交流を深めて対応をしていくということでしたが、それだとやっぱり出てくるリーダーの方とその周辺ぐらいの方にしか意識がなかなか浸透しづらいんじゃないかと思っておるので、ぜひとも私としては全市的にこうしたアンケートをして、市民一人一人が防災に対して真剣に考えていく、向き合っていくということで、できる機会をぜひとも市として提供をして、またそうすることによって、その中の要望を中のかなえていくことによって、本当に市と市民が手を取り合った災害に強いまちづくりが形成されていくと思いますので、今考えていないということでしたが、今後の検討をお願いしまして、私の質問を終わらせていただきます。以上です。

○議長（佐藤高清君） 暫時休憩とします。再開は10時55分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時50分 休憩

午前10時55分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に武田正樹議員、お願いします。

○16番（武田正樹君） 16番 武田正樹です。

通告に従いまして、大きく3点について質問したいと思います。よろしくお願ひいたしま

す。

まず最初に、防犯灯のLED照明導入について質問したいと思います。

CO<sub>2</sub>排出量の削減のために、世界各国で白熱電球を廃止する動きが広がっております。日本でも経済産業省が2012年までに白熱電球の製造・販売を中止し、原則として電球型蛍光灯ランプなどへの切りかえの実現を目指す方針を打ち出しました。この政府の方針を受けて、それまで白熱電球を製造していた企業からは一般白熱電球の生産終了または終了予定が発表され、2012年までに多くの企業において生産が終了となりました。そしてこの間、電球型蛍光灯ランプや電球型LEDランプなどの省エネランプへの切りかえ、普及が加速しています。特に2011年以降は、省エネ志向の高まりとともに、電球型LEDランプが急速に普及してきています。白熱灯に比べ大幅な省エネが可能となるLED照明は、次世代照明の最有力候補です。省エネによる環境への配慮はもちろん、コスト面でも白熱灯にまさる効果が期待できます。

住宅用照明を仮に年間2,000時間、10年間使用した場合、電気料金を仮に1キロワット時で27円と設定し、10年間の電気代を比較すると、白熱灯ダウンライトでは大体2万9,180円、LEDダウンライトでは2,920円となり、10年間のランプメンテナンスを比較すると、白熱灯ダウンライトでは、ランプ寿命が2,000時間で9回交換すると仮定して3,300円、LEDダウンライトでは交換不要のためゼロ円です。10年間のトータルコストを比較すると、10年間で2万8,710円の差となり、コスト面でもいかにLEDがまさっているのかがわかります。LEDは、照明用光源としての寿命はいろんな組立材料やパッケージ材料の劣化などにも影響されますが、通常のLED光源としては数万時間の寿命であります。それでも白熱電球の数十倍、蛍光灯ランプやHIDランプの数倍の寿命があり、適切な放熱対策が施されたLED光源は、既存の光源よりはるかに長寿命であります。LEDの寿命は約4万時間、それに対して白熱ランプは約1,000時間から2,000時間であり、蛍光灯ランプでも約6,000時間から1万2,000時間あります。照明工業会によりますと、器具交換の目安としては、大体1日10時間点灯して年間3,000時間点灯した場合で8年から10年であるとなっております。一般的な寿命としての4万時間は、点灯確認には少々時間がかかるため、加速試験にて寿命を科学的に予測したものだそうです。実際には、外の装置、そして光源との寿命を大体一致するのが4万時間だということです。

従来光源との比較からしても、実際LEDの特徴として、1つ目に紫外線放射、赤外線放射をほとんど含まないために、照射物への負荷が少なく、具体的に言えば、例えば絵画、衣料品の光源としては色があせにくい、そのほかに食品や化粧品の光源としては熱を持ちにくいことによって、商品の劣化が進みにくい特徴があります。2つ目として、LEDは虫を誘う波長をカットしてあるため、虫が寄りにくい効果もあります。3つ目として、低温で発

光効率が低下しないため、実際に既存光源に比べて周囲温度に対する相対光束の変化が少ない特徴があります。つまり、この特徴によって、寒冷地向けの照明、街路灯、防犯灯に向いていると言えます。実際にほかにも冷蔵庫とか冷凍庫内の照明にも向いています。そのほかにも4つ目として、環境にも有害な物質を含まない、既存の蛍光灯においては、水銀などが使用されております。実際、LEDがそれを含んでいないということです。難しい言葉でいうと、RoHS規制有害物質を含まないということらしいです。5つ目として、衝撃や振動に強いことが上げられます。既存光源は、構造的にいずれもガラス管が用いられており、振動や衝撃に弱いという欠点があるのに対して、LEDパッケージとしては、ガラス管を全く使わないため、振動や衝撃に強いという特徴があります。6つ目として、着色、調光、点滅が容易である。つまり時間がかかりにくいということです。このような特徴があることを考えても、LEDの特徴として既存の白熱灯や蛍光灯に比べて相当なすぐれた点が多いと思います。

そこで質問させていただきます。

本年度から取り組まれている防犯灯のLED照明導入についての進捗状況について、御説明ください。

○議長（佐藤高君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤好彦君） 武田議員の御質問にお答えをいたします。

防犯灯のLED照明導入の進捗状況についてでございますが、LED防犯灯の長所につきましては、議員御説明のとおり、近年のLED技術の進展や低価格に伴い、使用電力の節減等を目的に事業用や家庭用のLED照明の導入が急速に進んでおります。また、現在、弥富市では約400灯がLEDにかわっております。近隣の市町につきましては、日進市、岩倉市、半田市が全灯LED防犯灯に取りかえをしております。

事業の進捗状況でございますが、区長、区長補助員さん宛てに防犯灯LED化事業についての御案内をしております、あわせて電気料の支払い状況の確認作業を実施しているところでございます。また、この事業につきましては、環境省の低炭素価値向上に向けた社会システム構築支援基金事業の補助を受けて実施する計画でございます。この補助事業が今年11日に事業採択されましたので、7月に発注の手続きを行い、防犯灯の調査、この調査期間については約3カ月を見込んでおりますが、調査を行い、その後取りかえ工事を実施して、来年2月末完了予定で計画をしております。以上でございます。

○議長（佐藤高君） 武田議員。

○16番（武田正樹君） ありがとうございます。

実際のところ、LED防犯灯というのは相当のメンテナンスというのが必要になってくると思われるんですけども、今後、実際これだけの有利な点が多い防犯灯ですので、ぜひと

も一刻も早い普及を市内全域で進めていただきたいと思います。

それ以外にちょっと1点だけ質問したいことがありますので、よろしくお願いします。

これは、事前通告してないもんで申しわけありませんけれども、実際南部地域、そして多分東部地域も同様だと思うんですけども、住宅から離れた水田地帯の通学路になっている地域。その地域というのは、ほとんど民家が少ないために実際通学路として使われていても非常に防犯灯が少ない地域があります。その中で、防犯灯が少ない中で、なぜ防犯灯が少ないのか、通学路として指定されている中でなっているのか。ぜひとも防犯灯をつけてほしいという要望があります、地元から。その中でつけにくいところの1つが水田があるということで、水田に対する防犯灯という街路灯の光源に対して稲の生育がおくれるというような特徴があると言われています。その辺で、LEDについてそういうのを軽減する効果はないかというのは、私が調べてもどうしても出てこないんですけども、そういうのはないでしょうか。もしそういうことがあるようでしたら、そういう地域でますます防犯灯をつけやすいと思いますし、できるんだったらそういうことがあることが期待されるんですけども、どうでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤好彦君） LED防犯灯の照明による農作物への影響についての御質問でございます。

夜間照明における水稻などの生育に及ぼす影響は、終夜照明が点灯している状況では避けられないものがございます。しかしながら、LED防犯灯は、従来の蛍光灯と比べ、後方への照射範囲が小さくなっていることや、LED防犯灯に遮光ルーバを取りつけることができると聞いておりますので、これにより農作物への影響が改善されると考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 武田議員。

○16番（武田正樹君） 実際、私も稲をつくっていますけれども、稲が街路灯、防犯灯からある程度光を外に発して、その範囲内のところだけ、確かに1週間から10日以上生育がおくれています。実際、稲刈りをするときに、まだその辺のところだけ青いということがあるんですよ。先ほどの御説明ですと、その生育が少しは緩和されるということでした。ぜひともそれだけのいい条件があれば、なおさら早目にLEDを普及していただきたいと思います。

ただ、それから遮光ルーバという話があったんですけども、これについて1つ、ある地元の方からこういう御意見がありました。現在、敷設されているナトリウム灯なんですけれども、遮光ルーバを全体につけたために、真下しか明るくないということ。そのために、せっかくの街路灯としての効果が少し落ちているんじゃないかという話を伺ったことがありま

す。その辺についても、今後ともぜひとも考慮していただけないかなと思っておりますので、ぜひともよろしくお願いいたします。

それから、街路灯というのは、これから先、今までもそうなんですけれども、実際の機能として大体気温が低くて直射日光も照らされない夜間のみが点灯することを想定した設定になっていると思います。そのLED街路灯だけでなく、実際の蛍光灯街路灯でも同様で、大体取扱説明書には設計時の試験日以外で日中の点灯はしないよう注意が記載されているのが普通だそうです。もし、真夏の昼間でも点灯するような状態になっていれば、街路灯の内部は設定の想定を超えた高温になり、長時間その状態のままであれば、内部の回路部品が急速に劣化するおそれがあるとあります。特にLEDは高温に敏感な半導体なので、蛍光灯よりも受ける影響が大きいとされています。LEDの寿命は動作温度に関係するので、周囲温度が高ければ高いほど寿命が低下すると言われております。LEDが長寿命であるといっても、使用環境が悪ければ特徴が生かされないということです。実際、このようなふぐあいを起こさないためにも、LED街路灯にとって定期的な点検とメンテナンスは欠かせないとあります。

特に、LEDであれ、これは蛍光灯でも同様だと思われるんですが、土ぼこりや排気ガス、そしてクモの巣、虫の死骸、鳥のふんなどの汚れは、絶対生じてきます。実際こういう汚れはどうしても光を減衰させて、照明の効果を劣化させるおそれがあります。その辺でもLEDの高効率という特徴を生かすためにも、メンテナンスをどうしていくのか、今後どうされるのか、それについて御説明をお願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤好彦君） LED防犯灯のメンテナンスについての御質問でございますが、今回のLED防犯灯導入事業におきましては、LEDの使用に一定の技術基準を設けておりました、屋外での長期使用に耐え得る構造としております。なお、夜間点灯していないとか、昼間点灯しているなどの故障につきましては、早期に対応してまいりますので、市役所までお知らせいただきますよう、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 武田議員。

○16番（武田正樹君） せっかくのいろんな長所を持っているLED照明ですので、ぜひとも今後ともつけていただいた後についても、メンテナンスについて、市として責任を持って導入について行っていただきたいなと思っております。ぜひともよろしくお願いいたします。それでは、次の質問に移りたいと思います。

〔「追加答弁」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 少し御質問にないかもしれませんが、追加答弁させていただきます。

ます。

LEDの街路灯の設置につきましては、今年度中にやっていきたいということで、今所管のほうから報告したところでございます。この事業につきましては、弥富市全灯、約5,000灯のいわゆる街路灯を変更していくということで、大変大きな事業になっております。総事業費といたしましても1億円ほどかかる予定でございます。そして、先ほど補助事業という形の中で採択をいただいたわけでございますけれども、2,000万ほどの補助をしていただけるといいう形の中で一気にやろうという形で、まちの防犯上の問題というものを少しでもクリアしていきたいということが本旨でございますので、御理解いただきたいと思っております。

新たな設置につきましては、またいろいろと区長さん等にもお聞きしていかなきゃならないとは思いますが、とりあえず今は既存のものをしっかりと全灯を変更していくということに全力を傾注していきたいと思っております。また、防犯上危険なところであるとか、あるいはそういったところにつきましては御意見を聞きながら今後に生かしていきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（佐藤高清君） 武田議員。

○16番（武田正樹君） 市長から今年度にぜひともやっていただくということで、ありがたいお言葉をいただきました。ありがとうございます。私が一番心配するのは、設定していただいているだけの効果があるということで、10年間もほとんど交換しなくてもいいという条件が、これが10年間たつと相当職員の方もかわってみえますし、いろんな面である程度継続で引き継ぎみたいな形で職員の方もやっていただきたいと思うんですよね。結局は交換ということが一番、メンテナンスが10年間もの長い期間となってくると、多分これは忘れられちゃうところが結構多いんじゃないかなと思っているんですよね。実際のところ、その辺を考慮していただいて、今後10年間の間のメンテナンスをぜひともよろしく願いいたします。

それでは、次の質問に移りたいと思っております。

次の質問といたしまして、市内幹線道路、中央幹線と新政成弥富線（六條工区）の整備状況について質問したいと思います。

第1次弥富市総合計画後期基本計画によりますと、市の方針として交通の要衝のまちとしての機能を一層強化し、市の発展可能性を高めるとともに、市民の安全性・利便性の向上を図るため、道路網の計画的な整備の充実を図るとあります。また、道路としては便利で快適な日常生活や活力ある産業活動を支えるとともに、日々の交流を促進する重要な基盤であるという認識のもとで、交通量の増加や車両の大型化、そして人の高齢化が進む中で、より一層安全で便利な道路網、道路環境の整備が必要であるとあります。課題としては、市としても広域交流基盤の強化のために伊勢湾岸自動車道へのアクセスの一層の向上、南北方向の道

路網の充実、市街地の拠点機能の強化を見据えた道路網の整備、そして安全、環境、景観に配慮した人に優しい道づくりが上げられております。その中で、市として重要な幹線道路である中央幹線、そして新政成弥富線（六條工区）についてお伺いしたいと思います。現在までの整備状況と今後の方針について御説明ください。

○議長（佐藤高清君） 竹川開発部長。

○開発部長（竹川 彰君） それでは、御質問にお答えしたいと思います。

まず最初に、中央幹線道路の整備状況と今後の方針について、答弁させていただきたいと思っております。

中央幹線道路は、日の出橋から南は伊勢湾岸自動車道の側道までの市内を南北に結ぶ総延長約7キロメートルの都市内幹線道路として整備を進めています。現在までの進捗状況につきましては、平成26年度末で68%となっております。寛延以南につきましては、平成20年度から平成24年度までに国道23号三好交差点の南に位置します県道境政成新田蟹江線からのびのび園までの延長約1.5キロメートルにつきまして整備しておるところでございます。平成25年度からは鍋田地内の延長約800メートルにつきまして整備を進めていまして、そのうち今年度につきましては約90メートルを整備する予定となっております。

今後の方針につきましては、近年、新名神高速道路開通後、国道23号へ連絡する大型車の増加や、市北部への物流輸送による交通量の増加により、まずは優先的に国道23号から伊勢湾岸自動車道の側道までの区間約3キロについて、国の財政支援を受けながら継続的に順次整備を図ってまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、新政成弥富線（六條工区）の整備状況と今後の方針について、答弁申し上げます。

事業施行者となります愛知県海部建設事務所に確認しましたところ、平成26年度末までの進捗率につきましては、用地取得面積ベースとなりますけれども87%という進捗率となっております。今後の整備予定でございますけれども、平成27年度、今年度につきましては、ボックスカルバート、1カ所ですけれども、断面としましては高さが2メートル、幅が8メートルという大きなボックスを1カ所施工する予定となっております。工事期間としましてはことし9月から来年、28年3月までを予定しております。あと用地買収1件を予定しておるところでございます。また、平成28年度の工事予定としましては、道路改良工事と交差点改良工事、あと農水管のつけかえ、あとボックスカルバートということで、内空面はちょっと小さいボックスですけれども、それを予定しておるところでございます。それと残り用地買収1件ということで、以上のようになっております。

今後の方針につきましては、広域幹線道路の機能を補完する市の東西を結ぶ都市内幹線道路となる一般県道新政成弥富線について、早期完了が図れるよう引き続き関係機関への整備

促進を要望してまいりたいので、御理解いただきたいと思います。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 武田議員。

○16番（武田正樹君） ありがとうございます。

実際、私は通ってみえる方からお伺いしたんですけれども、結構この両線ともそうなんですけれども、例えば中央幹線についても寛延以南について、急激に狭くなって、事故が多く起きやすいと伺っています。そして、特に管内で結構通学路が多いということで、通学路として使うには道が狭いために不便を感じておるという話を伺っております。どうかぜひとも一刻も早い完成をお願いしたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それと同時に通学路として、特に中央幹線では寛延地内に入る直前までは、実際自転車と歩行者用道の整備が相当進まれていると思っております。実際、私も通らせていただいているときに、中学生が通学路として使っている中で、この自転車歩行者道をたくさんの生徒が通っていきます。この広い自転車歩行者道のために、相当安全だなあとつくづく感じるんですけれども、実際2列縦隊で行くというのは余りよくないことかもしれませんが、自転車通学路としては、相当広い歩行者道ができているために、その広いところを安全に通っていけるということで、大変便利がいいなと感じております。

次に、通学路と同時に自転車歩行者道の整備状況について、実際中央幹線ではある程度寛延に入る直前まではできていると思うんですが、それ以後の自転車歩行者道の整備、例えばこれは新政成弥富線についてもそういうことが可能なかどうか。そういうことについても御説明いただきたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 竹川開発部長。

○開発部長（竹川 彰君） それでは、現在の自転車歩行者道の整備状況ということで、御説明させていただきたいと思います。

県が整備する幹線道路、先ほども議員が言われましたように、名古屋十四山線といいますか、一般県道の境政成新田蟹江線等、あるいはその六條工区につきましても歩道の整備がされるということでございます。あと残りとしまして名古屋第3環状線、弥富名古屋線につきましても歩道の整備、それと都市計画道路穂波通線につきましても歩道整備をしていくということで、歩行者、自転車などの安全対策として、そういった歩道設置を進めていく予定であります。

今後も道路整備を計画的に進めるということで、歩行者、自転車の安全確保を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 武田議員。

○16番（武田正樹君） 子供たちの通学路としてばかりではなくて、最近拝見するのは、高

年齢の方が朝の散歩に結構この道路の自転車歩行者道を使ってみえるんです。見せていただいていると、結構そこところは安全に、やっぱり狭い道じゃなくて広い道で、ある程度安全な歩行者道があるということは、非常に大事だなあとつくづく感じました。今後も南部地域でもそうですし、北でもそうだと思うんですけれども、安心して朝の散歩ができる、そういう形ができるということは非常に大事だなと思っております。ぜひとも今後ともそういう整備を一刻も早く進めていただきたいなと思っております。

最後に、今後の道路網の整備について、もし市長の考えがおありでしたらお願いいたします。

○議長（佐藤高君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 武田議員にお答え申し上げます。

今後の道路網の整備でございますが、まず間違いなく道路網の整備はまちづくりの基本中の基本だろうと考えておるところでございます。その整備におきましては、交通体系が明確になり、そしてまた市民住民の安心・安全ということが確保できるということにつながっていくと思っておるわけでございます。

市といたしましては、3つの区分というか、3つのジャンルというような考え方のもとに今後整備をしていきたいと思っております。

1つは、狭隘道路の整備でございます。市内におきましてはまだまだ道路幅の非常に狭い道路がたくさんございます。緊急車両、あるいはその他そういったように急に使うような車両に対して確保できていない幅員の道路があるわけでございます。こういった形の中においては、地権者の御協力をいただきながら計画的に進めておるところでございます。

もう1つは、先ほど武田議員もお話ございましたように、高齢者・子供といわれる交通弱者を守っていくという形の中で、車歩道分離型の道路ということを整備していかなくやならんだろうと思っております。幅員としては12メートル前後になるのかなあというふうに思っておりますけれども、そういった形の中での市道の新たなあり方というようなことについて考えていきたいと思っております。

もう1つの区分は、県道であるとか、あるいは市道の中央幹線のように、生活道路であると同時に経済的、あるいは災害的に極めて重要な路線に今後なると思っておりますので、そういったことにおきましては、ただ単に市だけではなくて、国・県の補助をいただきながらしっかりと進めていこうと思っております。それぞれの道路の区分ということに対しては、財政は大変厳しい状況ではありますけれども、それぞれの目的は持ちながら、しっかりと道路網の整備をしていきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（佐藤高君） 武田議員。

○16番（武田正樹君） 3点について、今後ともぜひとも一刻も早い整備をよろしく願ひ

したいなあと思っております。特に交通弱者と言われる子供たち、そして高齢者の方、これからますます子供たちは減りますが、高齢者はふえてきます。ぜひともその人たちのためにも、安心して安全な道路の整備をよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、3点目の質問に行きたいと思ひます。

3点目として、金魚の養殖に対しての市の応援をお願ひしたいということで質問させていただきます。

弥富市の特産品の一つである金魚の養殖についてお伺ひします。最近、金魚の養殖、内水面養殖漁業の減少に歯どめがかからず、厳しい状況にあると伺ひました。後期基本計画においても、弥富市においては、古くから水郷地帯としての特性を生かし、金魚の養殖が盛んに行われ、日本一の生産高を誇るとともに、流通拠点としても我が国有数の市場を形成しております。しかし、内水面養殖漁業においても担い手の減少や高齢化、後継者不足が進み、厳しい状況にあります。

そこでお伺ひします。今現在のこの金魚の養殖、漁業の現状と課題についてどう把握して見えるのかお聞かせください。

○議長（佐藤高君） 竹川開発部長。

○開発部長（竹川 彰君） それでは、御質問にお答えしたいと思います。

金魚養殖業の現状と課題についてどう把握しているかということでございますけれども、最初に組合数についてでございますけれども、平成26年11月30日現在でございますけれども、組合数は103人、10年前となります平成16年11月30日現在が、組合数が171人ということで、68人減少しているという状況でございます。後継者につきましては、現状ではまだ決まっていないという生産者がほとんどでございます。組合数の減少理由につきましては、根本的には需要が大きく減少しているということが考えられるんじゃないかと。例えば、以前に比べまして金魚の飼育を家庭でしないとか、飼っていないという方が多いということも一つの原因じゃないかなということ。それと、さらに東日本大震災による需要の減少によりまして、マーケットも小さくなってきているということも考えられるんじゃないかということでございます。需要と供給は相互に影響を受けるために、その結果としまして、生産量も減少しています。

生産者の場合は、組合員の役員さんによりますと、金魚養殖業は決して楽なものではないと、こういったことが理由じゃないかということで、働く環境というのは厳しい状況となっているようです。かつてサラリーマンから金魚養殖業についての方のお話では、当時は務めるより魅力的な売り上げがあり、父親が亡くなったことをきっかけに就業したということも聞いております。就業の理由というのはいろいろあると思ひますけれども、共通して言えることは、今後についてはかつてのような売り上げが期待できないことから、利益も低いと思わ

れ、それが結果として後継者不足となっているというようなことでございます。

また、施設の老朽化ということで、養魚水田も新しい池を求めないと、農業でいう連作障がいのような満足のいく生産ができないという問題を抱えているということもあるようでございます。後継者不足についての他県の事例ではございますけれども、奈良県の大和郡山市でも同じような状況ということで聞いております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 武田議員。

○16番（武田正樹君） 171軒あったのが103名に減少、68軒の減少ということですが、相当な減少数だと思いますし、せっかく日本一の弥富の金魚をさらに減少させるということは非常に寂しいことになると思います。

実際、後継者がいないということは、私も専業農家ですし、農業でもそれはあります。実際のところ、それで新しい工夫として、何か市としての対策ができないかなあと思うんですけども、これは一つの提案なんですけれども、例えば先ほど部長から話が出ましたけれども、定年されてからやっていただく、こういうのもこれから必要ではないかなあと思うんです。それも例えば跡取りではなくても、やる気のある方、そういう方にやっていただくというのは、これからの後継者不足の対策として、これは金魚だけじゃなくて農業についても同様だと思っております。そういうことも必要ではないかなと思います。

先日、ある金魚養殖をやってみえる方とお話しする機会がありました。その中で、先ほど部長のほうでマーケットが減少して、ちょっと魅力的な売り上げがなくなっているという話だったんですけども、その方に伺った中で言ってみえたのは、確かに昔に比べれば売り上げは減ったんですけども、でも別にまあまあ売り上げはありますという話だった。ということは、例えばこれは後継者として、若い人にやっていただくのは理想ですけども、ある程度定年された方、そういう方にもこれから先やっていただくとしていくことも大事じゃないかなあと思います。これ以上減少すると、日本一の弥富の金魚がなくなってしまって、できるならばこれが日本一じゃなくなるのも寂しいことになると思いますので、ぜひとも今度弥富として、市としていろんな対策を講じていただけないかなあと思っておりますけれども、こういう考え方ということで、ぜひとも市として新しい考えは持ってみえないか、ちょっとお聞かせ願えないでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 竹川開発部長。

○開発部長（竹川 彰君） 御答弁申し上げます。

新しい考え方ということでございますけれども、市におきましては後継者不足に対応するための地方創生として、国からの交付金である地域活性化地域住民生活等緊急支援交付金を活用しまして、金魚養殖業後継者育成事業準備委託料を予算化しまして、本年度弥富市金魚養殖業後継者育成対策協議会を立ち上げました。6月4日に第1回の会議を開催したところ

でございます。この協議会の中で、後継者育成への意向を確認しながら、何ができるか、どういったことがやれるかなどの金魚養殖業発展のための調査研究を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 武田議員。

○16番（武田正樹君） いろんな対策方法はあると思います。以前にJR高島屋で展示をされたということもありますし、セントレアでも展示をされていたということがあります。私も見せていただいたんですけども、実際、子供たちが寄って、結構人気があるんです。実際金魚自体のことを今の子供たちがそれだけ触れ合う機会が少ないのか、それとも飼うのをためらってみえるのか、その辺のところは確かにあると思いますけれども、ああいう展示もこれから必要ではないかなと思っておりますので、今後ともああいう展示の機会がありましたら、ぜひともふやしていただいて、弥富市だけじゃなくて、やっぱり広い地域である程度金魚のPRをしていただきたいなあと思っております。ぜひともそれをお願いいたしまして、私の質問は終わりたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 次に鈴木みどり議員、お願いします。

○3番（鈴木みどり君） 3番 鈴木みどり、通告に従いまして質問をしたいと思います。

まず最初に、一日保育、一時保育の現状についてお尋ねしたいと思います。

3月の広報「やとみ」で、平成27年度から一時保育を行うと記載されておりました。これを見落とした市民の方もお見えになると思いますので、ちょっとここで読み上げたいと思います。一時保育とは、保護者の就労、就学、職業訓練などの理由により一時的に家庭での保育が困難となった児童を一時的に保育所で保育する制度です。利用対象者としては、保護者の仕事や就学の都合により一時的に保育が必要となる場合、保護者や家族の疾病や入院、冠婚葬祭などにより保育が必要となる場合、保護者の心理的・肉体的な育児疲れ解消などの理由による場合、対象児童としては市内在住の満8カ月から就学前までの児童、実施場所は白鳥保育所です。利用時間は1カ月に14日以内。保育時間は平日は午前8時から4時まで、土曜日は午後8時から正午まで。利用料としては、1時間当たり3歳児未満は400円、3歳以上は200円ですね。申込方法は、利用予定月の前月1日から利用日の5日前までの受け付けとありました。

新しく白鳥保育所が建てられたことで、この4月から始められました。一時保育が行えることはさらに弥富市の子育てが充実されると思います。そこで質問をしたいのですが、この4月から始まったこの一時保育、どのくらいの問い合わせ、また申し込みがあったのか教えてください。

○議長（佐藤高清君） 村瀬児童課長。

○民生部次長兼児童課長（村瀬美樹君） 一時保育の御質問にお答えをさせていただきます。

一時保育事業につきましては、議員のおっしゃるとおり白鳥保育所で本年4月から実施をしております。御質問の利用実績につきましては、4月は7人で7日間、5月は19人で9日間の利用がございました。

○議長（佐藤高清君） 鈴木議員。

○3番（鈴木みどり君） 現在、弥富市の3歳未満の乳幼児は何人いますか。

○議長（佐藤高清君） 村瀬児童課長。

○民生部次長兼児童課長（村瀬美樹君） 本市の3歳未満児の人口の御質問でございますけれども、3月31日現在では1,124人おります。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 鈴木議員。

○3番（鈴木みどり君） なぜ3歳未満児の乳幼児の数をお聞きしたかといいますと、3歳以上になれば保育園や幼稚園に年少で入るお子さんも多くなりますが、3歳以下となりますと、まだ1日中お母さんと一緒に過ごすことが多い子が多いと思うんです。

つい最近のことなんですが、白鳥保育所にお孫さんの送り迎えをしている人に一時保育、一日保育ができたよということをお話ししたら、そんなのがあることを知らなかったと言われたんですね。これはまだまだ市民の方に周知されていないのだなと思いました。ファミリーサポートができたときは、協力会員の募集もあって、いろいろリーフレットやポスターなどをよく見かけたのですが、現在でも協力会員、募集会員のポスターを見かけます。一日保育の案内は、そういうポスターやチラシを見たことがないんですが、どのように案内されたのでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 村瀬児童課長。

○民生部次長兼児童課長（村瀬美樹君） 周知についての御質問をいただきました。

一時保育についての市民の皆様への御案内は、広報3月号、4月号とホームページで行っておりますが、まだまだ利用実績が少ない現状でございます。広報紙への再度の掲載、ホームページの内容充実とともに、案内パンフレットを作成し、制度の周知を図ってまいります。

○議長（佐藤高清君） 鈴木議員。

○3番（鈴木みどり君） なかなか広報やホームページだけではわかりにくいと思うんですね。児童館や子育て支援センター、市役所、保護者・子供が集まる場所に案内チラシなどがあればもっと知っていただけるのではないかなあと思うわけです。

先日も白鳥の児童クラブに行って、ちょっと一日保育の案内か何かがあるのかなと思って見てきたんですが、一日保育に関することは一切なくて、それではなかなか知ることができないなと思いました。

今はまだ利用者が少ないようですが、子育て中のお母さんにとっては、一日保育を理解していただけるようになれば、もっともって利用者さんもふえてくると思います。まだ始まっ

たばかりではありますけれども、1日の預かり人数は上限何人まで受け入れることができますか。

○議長（佐藤高清君） 村瀬児童課長。

○民生部次長兼児童課長（村瀬美樹君） 定員についての御質問でございますが、定員は5人でございます。ベテランの保育士がお子様をお預かりいたしますので、安心して皆様に御利用いただきたいと思いますっております。

○議長（佐藤高清君） 鈴木議員。

○3番（鈴木みどり君） 私は初め1日5人が上限とお聞きしたときに、3歳児未満の子供が1,124人いるという中で1日5人というのはとても少ないと思ったんです。だけど、よくよく考えてみますと、週1回の利用としてみれば1週間で土曜日も入れると30人は受け入れることができるんだなあと思いました。そう考えてみますと、10日に1回の利用者と、これから先たくさんふえた場合、5人でも十分かなと思いました。

利用時間が平日朝8時から4時までとなっておりますけれども、利用料が1時間当たりで決められていますけれども、何時間ぐらいの利用が多いでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 村瀬児童課長。

○民生部次長兼児童課長（村瀬美樹君） 利用時間の御質問でございますけれども、比較的多くの方は3時間から4時間を利用されております。

○議長（佐藤高清君） 鈴木議員。

○3番（鈴木みどり君） 例えば、8時から12時の利用と12時から4時までの利用が仮にあった場合、もし保護者の方が契約時間までに来られなくなった場合、そしてその次の時間帯の利用者が来られた場合、今定員が5人と言われましたが、定員数がオーバーしてしまうのではないかと。そんなケースもこれから出てくるかもしれませんが、利用者のコーディネートというかシフトというのはどのようにしていますか。

○議長（佐藤高清君） 村瀬児童課長。

○民生部次長兼児童課長（村瀬美樹君） コーディネートの御質問でございますけれども、現在のところ定員5人を超える利用はございませんが、定員を超える申し込みがある場合、例えば6人目以降の受け入れの方がお見えになった場合でございますけれども、前者5人の申込時間の利用終了予定時間の30分後から次の方の一時保育の受け入れ時間といたします。

○議長（佐藤高清君） 鈴木議員。

○3番（鈴木みどり君） 利用期間が1カ月に14日以内ということですが、これは平均週3回以上利用できるということになります。利用料を見ますと、3歳未満児は1時間当たり400円、3歳児以上になりますと1時間当たり200円ということですが、利用目的では、今まで一日保育、一時保育の役割もファミリーサポートのほうがやっていたと思っておりますけれども、

ファミリーサポートセンターのほうを利用されますと、利用時間は1時間当たり700円になります。一時保育では3歳以上になると1時間当たり200円ですが、ここで500円もの差ができてしまいますが、利用者にこの格差があることに何か問い合わせとかはありましたでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 村瀬児童課長。

○民生部次長兼児童課長（村瀬美樹君） ファミリーサポートセンターと私どもの一時保育の利用料の差の御質問をいただきました。

現在のところ、利用料の格差についての問い合わせはございません。

○議長（佐藤高清君） 鈴木議員。

○3番（鈴木みどり君） 幸いこの弥富市では待機児童はいません。保育園、幼稚園にまだ行っていないお子さんが見えるお母さんはたくさんお見えになると思います。そんなお母さんたちが大いに利用していただきたいこの一日一時保育なんですが、育児にちょっと疲れたとき、自分の時間を持ちたいとき、気持ちに余裕を持ちたい、そんな子育てができる子供を本当に安心して預ける場所があるということは、とても大きな子育ての励みになると思います。まずはこの一時保育をもっともっとPRしていただいて、子育てお母さんたちに御理解いただいて、たくさんの方が利用者がふえることを願ひまして、そこら辺のところは行政のほうもしっかりとPRしていただきたいということで、この質問に対しては終わりたいと思います。

続いてですが、市制10周年記念事業についてお伺いしたいと思います。

今回、私は来年度予定されている市制10周年記念事業についてお尋ねをしますが、同じ項目で先日平野議員からも質問がありました。重複するところは省いて質問しますが、どうしても提案という点については続きのようになってしまいますので御了承ください。

平野議員は市制10周年記念事業を大きく捉えて質問をされていましたが、私は企画の一部として質問をしていきたいと思います。

弥富市は御存じのように東西9キロ、南北15キロと、細長い形をしています。そして、南の一番先のほうは海に面しているわけですが、そして市の木は何だろうなと思って調べてみたら、市の木は桜だったんですね。花は金魚草。しかし、今は金魚草というよりも芝桜のほうの方が有名になってきています。先日も弥富の花は芝桜だよと言われて、いや金魚草だよと言ったら、ああそうかと言われました。三ツ又池公園の芝桜が本当に皆さんに、市外の方にも有名になってきたんだなと感じたのと同時に、金魚草が余り知られていないなとも感じました。弥富インターをおりたところに、「ようこそ金魚と芝桜のまちへ」と書いてありますので、芝桜かなと思うのも無理はないかなあと思います。

6月18日の中日新聞尾張版に合併5年がたったのを機にあま市の花とか木の選定について書かれていました。大きく取り出されていたんですが、弥富市についても旧弥富町として市

の花は金魚草、市の木として桜と書かれていました。この市の花とか木は簡単に換えられるものなのでしょうか。ちょっとお聞きしたいと思いますが。

○議長（佐藤高清君） 山口秘書企画課長。

○総務部次長兼秘書企画課長（山口精宏君） 御答弁申し上げます。

市の花と市の木でございますけれども、実はこれにつきましては、ちょっと広報のほうをさかのぼって見たんですけれども、年はちょっと忘れたんですけれども、町民の募集で決められたようでございまして、特に条例で決まっているということではございませんので、以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 鈴木議員。

○3番（鈴木みどり君） 弥富市も合併10周年を機にもう一度見直してはどうかと、これは個人的な意見ですので、また機会があれば市民の方にも聞いてみるといいかなと思います。

記念事業として市もいろいろお考えになっていることは先日の平野議員からの質問の中でよくわかりました。また、議員のさまざまな事業の提案にもなるほどいろんなことがあるんだなと思いながら聞いていました。そんな中で、私が前から考えていた提案をしたいと思います。

弥富市民として、自分の住んでいるまちを改めて知っていただくのもいいのではないかと考えました。そこで、市のほうでバスを用意していただいて、1日コースで市民の皆さんに弥富市の見学をしてもらうという企画をしてみてもどうかと思うのです。記念事業の期間は来年4月1日から29年3月31日までとのことでしたので、1回には無理かもしれませんが、地区ごとに分けてでも、そういう企画ができればいいなと思います。

具体的になってしまうんですけれども、参加者にはお弁当を持参してもらい、家族でも友人でも、そして1人でも弥富市民なら誰でも参加してもらえるよう、そして、行き先といいますと、ふだん余り行くことのないところにスポットを当ててみるのもいいのではないかなあと、おもしろいのではないかなあとと思います。例えば、鍋田にできた丸紅のメガソーラーの見学や、例えば金魚市場の見学とか、富浜緑地とか八穂のクリーンセンターなど、そしてI K E Aや川崎重工などの工場見学もできるといいかなあとと思います。意外と知らないところがあると思うのですが、このI K E Aや川崎重工の工場見学は可能なのでしょうか。お聞きしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 山口秘書企画課長。

○総務部次長兼秘書企画課長（山口精宏君） 御答弁申し上げます。

具体的にI K E Aにつきましては、物流倉庫でございまして、車両の出入りも多く、見学の施設もないため、一般の見学はちょっとできないということでございました。川崎重工につきましては、なかなか飛行機の胴体とつくっておるということで、こちらにつきましても

見学の施設もございませんので、一般の見学につきましては受け入れができないということ  
をちょっと伺っておりますので、外から見る分につきましては結構かと思うんですけども、  
実際の中の見学というのは具体的にはちょっと難しいと伺っております。

○議長（佐藤高清君） 鈴木議員。

○3番（鈴木みどり君） 残念です。

もう1つは、名古屋港管理組合にお願いして、船に乗って弥富市を海から見るのもおもしろ  
いかなと思います。名古屋港のホームページを見ますと、港体験ツアーについての案内が  
書かれていましたが、これについてはどうでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 山口秘書企画課長。

○総務部次長兼秘書企画課長（山口精宏君） 申し上げます。

名古屋港管理組合といたしましては、先ほど議員がおっしゃられるように港体験ツアーと  
いうのを月に1回のペースで実施しておるということでございます。私どもだけのための弥  
富市単独としての一般利用はちょっと難しいということでございますので、ぜひとも港体験  
ツアーのほうを議会のほうでも宣伝いただければということで、そちらのほうをどしどし利  
用していただきたいということで伺っておます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 鈴木議員。

○3番（鈴木みどり君） これも残念ですけども、予約できるものじゃないということなの  
で、仕方がないです。

それでしたら、巨大大型船が停泊する名古屋港の見学、弥富第3埠頭ですね、鍋田。あそ  
この見学もいいと思うんです。市として、このような企画をどのように考えていらっしゃい  
ますか。

○議長（佐藤高清君） 山口秘書企画課長。

○総務部次長兼秘書企画課長（山口精宏君） 議員から市内の見学をという企画でございま  
すが、私どもといたしましては、来る市制10周年記念事業の一つといたしまして、市のバスを  
利用した市内見学ツアーを企画してまいりたいと考えております。その中で、先ほどの企業  
の見学につきましても、実施できるところ、できないところもあろうかと思っております。そ  
れは実施に当たりまして調整してまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 鈴木議員。

○3番（鈴木みどり君） 弥富市はとにかく南北に細長い地形ですので、北のほうに住む人は  
弥富の南がどんどこなのか、またそこになかなか行くことはできません。また、逆に南  
に住んでいる人は、それこそ服部邸が重要文化財になっているのも知ってはいても、なか  
なに行く機会はないと思うんですね。有名人を呼んでの講演会もいいのですが、これはどこに  
でもよくあるパターンです。今回、私は一つの例として、弥富市内見学を提案しました。先

ほど前向きに考えてくださるとのことですので、よかったなと思っています。どのように10周年記念事業を進めていくのかは、課題はいろいろあるかと思いますが、ある意味市民の皆さんの楽しみでもあるところですので、記念イベントなどで市民の方に楽しんでもらえる市民参加型の企画をぜひお願いしたいと思います。

ところで、これはまたちょっと余談のほうに入っていくんですが、来年は弥富のマスコットキャラクター「きんちゃん」が20年ということで、人間なら20歳、成人式を迎える年になるんですね。市制10周年ときんちゃん誕生20年が同じ節目を同じときに迎えることも何かの縁かもしれません。きんちゃんの成人式も組み入れたイベントも入れて、弥富市のお祝いがみんなでできるようになればいいなと思います。

○議長（佐藤高清君） 服部市長に答弁いただきます。

服部市長。

○市長（服部彰文君） まず、市民の皆様には弥富市内を知っていただくという企画をとということでございますが、大変いいお話をいただいたわけでございますけれども、これは10周年のみならず、通年の中でもやっていかなきゃならないだろうと思っております。今、いろんな形で福寿会の皆様方には市内のさまざまなおところについて、見たいからという形で御案内をさせていただき、そしてまたそういったガイドさんもつけながら御説明をさせていただいておる経緯もございますので、10周年は10周年としてしっかりやっていきたいと思っております。

きんちゃんの誕生日が平成8年10月3日、いわゆる弥富という形で鈴木議員がおっしゃるよう来年が20歳、成人式でございます。成人式を機会にきんちゃんをかえるということは、これはまたちょっと別の考え方もあるかなあと思っておりますので、きんちゃんそのものをどのような形で残しながら形を変えていくかというのは、一つの再検討の中にあるだろうというふうに思っております。いずれにいたしましても御意見として承ります。

○議長（佐藤高清君） 鈴木議員。

○3番（鈴木みどり君） 私は、きんちゃんが好きです、とてもかわいいです。きんちゃん愛好家ですので、きんちゃんをなくすとかリニューアルは、私は余り考えてはいませんので、このままでよろしく願います。

これで、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 暫時休憩とします。再開は午後1時とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時59分 休憩

午後1時00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に大原功議員、お願いします。

○18番（大原 功君） では、質問させていただきます。

1つ目の固定資産税について聞きますけれども、私鉄の線路内の敷地は誰のものですか。

○議長（佐藤高清君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤好彦君） 大原議員の御質問にお答えをいたします。

線路が通っておる敷地のところの所有者につきましては、それぞれ法務局等で登記がしてある所有者、弥富でいいますと、名鉄、近鉄、JR、それぞれの登記のしてある所有者となっております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） そうすると、固定資産税についての優遇措置というのが一部あるのか、あるいは全面的に公共的ということで税金が免除されておるのか、この辺のところを聞きます。

○議長（佐藤高清君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤好彦君） 固定資産税の優遇措置の御質問でございますが、私鉄のそれぞれ弥富市にあります3社につきましては、固定資産税はそれぞれ土地、家屋、それから償却資産につきまして固定資産税を課税させていただいておりますので、免除とかということはございません。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） この間のときは、総務省が税金を払っておるというふうに一般質問の書類には書いてあるんだけど、この辺と、それから私は聞いていなかったんだけど、車両の償却資産の計算をして言われておるんだけど、ここのところはどうですか。

○議長（佐藤高清君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤好彦君） それぞれ私鉄の車両についての固定資産税の償却部分でございますが、これにつきましては総務大臣配分ということで、車両が県をまたいで走っておりますので、名鉄の場合は愛知県内ということになりますし、それから岐阜県とかを走っておりますので、それぞれ県をまたいでということになりますから、総務大臣配分といたしまして、国から金額の通知がございます。この通知のあった金額をそれぞれ私鉄3社のほうに課税をさせていただくということでございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） 前には総務部長も退職しちゃったで聞けなかったけども、前のときは今のそういう話じゃなかったね。鉄道法の何だということで、一部免除をしたとかいう話で、なぜ、そうしたら総務省から振り込まれるとかと。先回は総務省から振り込みますというこ

とを言っているから、私鉄へ本人のもんだ、当然そこが会社が振り込むのがそうですけれども、先回は総務省が振り込んでくれるという話でしてあるんだけれども、そうすると、この間の前回の一般質問とは何か変わっておるような気がするんだけれども、この辺のところはどうですか。会議録には書いてあるんだね、これ。ここにあるんだけど、書いてあるんだ。この辺のところはどうですか。

○議長（佐藤高清君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤好彦君） 3月のときに固定資産税の償却部分につきましても御説明をさせていただきます。

償却部分につきましては、先ほども申しましたように、県をまたいで車両のほうは通行しておりますので、これにつきましては償却部分につきましては、先ほども申しましたように総務大臣配分ということで、国から私どもに金額の通知がありますので、この通知をされた金額を各鉄道事業者に固定資産税として課税をさせていただくということでございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） そうすると、総務省から振り込まれるということになると、面積はわかるでしょう。面積があつて初めて税金って払うんだな。面積がない限り、今の料金の該当にはしないわけだな、そうでしょう。一般でもそうですけれども、我々でも、市長なんかでも全部そうだけど、所得があるものは憲法30条によって納税の義務というのがあるね。その中であるんだから、当然その中の私鉄の持ち物であれば、面積というのがどのくらいあつて幾らということがあればいいんですけれども、その辺のところはどうですか。

○議長（佐藤高清君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤好彦君） お答えをいたします。

固定資産税の中には、土地と家屋と償却部分がございます。土地と建物につきましては、弥富市内にある土地と建物についてのみ弥富市が鉄道事業者に課税をさせていただくということでございます。償却部分については、先ほども申しましたように県をまたぐので、総務大臣配分といたしまして、総務大臣が弥富市における鉄道事業者の金額はこれだけですよということで通知が来ますから、そのいただいた通知の金額を鉄道事業者に課税をさせていただくということでございまして、国から各鉄道事業者に通知をするのではなくて、弥富市に通知が来ますから、そのいただいた通知の金額を固定資産税として鉄道事業者に課税をさせていただいておるということでございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） それはよくわかるんだな。そうじゃなくて、総務省から来れば、当然弥富市も、こだけ来たからこだけ課税しなさいというふうじゃないと思うんだ。物事

があるわけね、そうでしょう。そうすると、物事があるから、その中で鉄道部分について、私は前にも聞いたけれども、鉄道以外のことは別に関係ないよね。鉄道の線路の中にある部分についてどういうふうだと。弥富市内だから、善太橋ぐらいまでが弥富だから、尾張大橋から。こんだけの分のものを近鉄だったら近鉄がどうだということを聞いておるわけだね。だから、それだけの面積が大体わかると思うんだけど、おおむねでいいです。

○議長（佐藤高清君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤好彦君） 固定資産税の土地と建物については、それぞれ面積はあります。建物のももあります。それぞれ面積に応じて評価額とか課税標準が決まっていますので、その面積に応じて課税はさせていただいておるわけですけど、議員がおっしゃられるように鉄道の敷地、線路が通っておるその下の土地についても鉄軌道という地目で税金は課税はさせていただいております。ただ、面積等は個人情報になりますから、お知らせすることはできないので、まことに申しわけございませんけど、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） 何遍も聞くようだけれども、物もあるから、物の部分だけね。そうしたら鉄道の敷地内は課税をいただいておりますというんですけれども、そうすると弥富駅前の土地の価格と同じようなふうで、市街化の場合は課税をしておるのか、ちょっと離れてくると、車新田のあの辺だと調整区域だね。この分はどうですか。どこで割り当てるの。

○議長（佐藤高清君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤好彦君） お答えいたします。

固定資産税の価格につきましては、地方税法第388条第1項に定める固定資産評価基準というものがございます。線路敷きや停車場、建物、プラットホーム、積みおろし場などの運送の用に供する部分と、これに延接する土地の部分と、それから運送用以外の土地につきまして、それをあわせた状態で固定資産の土地の部分は課税をさせていただいておる状況でございます。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） そうすると、課税がされるといいんだけど、日本の企業なんかでも今外国の鉄道会社を買収したりしておるわけね。私はそういうことをきちっと聞いていかないと、前にあった弥富高校なんかは、弥富町が前に上げたんだわね、ただで。その競売をどんどんして、今は持ち主が誰かわからんぐらいかわっておるわけね。だから、そういうことがあると困るので、やっぱり課税をいただくのはきちっとして、近鉄なら近鉄のものでいいですね。だったらいいんですけれども、そこに曖昧な約款というのが最近出てきて、必ず明記をしなきゃいかん、文書化しなきゃだめだよというふうになっておるわけね。そうすると、今度は4月1日からは今の近鉄のホールディングという会社になったわけね。そうす

ると、近畿日本鉄道は子会社になるわけね。グループ会社と子会社というのは全部ホールディングがいわゆる上納みたいなので、全部利益はそこへ一旦入るわけだ。鉄道事業でするならば、今私が言う鉄道部分に総務省が払うというなれば、ある一定の税金の免除があると思うんだ、公共性であってね。そうなってくると、鉄道部分のところのものに対しては、全く市民の方にしては、我々は税金をこうやって駅の近くで払っておるのに、これだけのものは何で事業をしておるのに、何でいただかないのかということがこれからどんどん出てくるわけ。

それともう1つは、市長なんかは全国の市長会にも出てみえると思うけれども、今国のほうでは大型車の、仮称ですけど破損税というのが今持ち上がっておるわけ。市長なんかは知ってみえる。こういうことになってくると、私鉄がどんどん運送業をやっていってしまえば、片方で税金をまけて、片方で当たり前の税金を払っておったら、事業者はやっていけなくなっちゃう。こういうこともあるわけね。だから、宣伝もやっっているいろんなことをやっておるわけ。だから、その中の事業が、例えば社会福祉法人とか、それから宗教法人とか、こういう特殊な法人に対しては、そのものだけしかお金を使っちゃいけないよということになっておるわけね。そこで、その中で少しでもまけておれば、値引きをしておれば、土地改良でもそうだし商工会でもそうですね。それ以外の金は使っちゃいかんのだ。うちも老人ホームというのを持っていますけれども、ここの中の金はここの中だけのもので使いなさいと、それが福祉にあれば福祉だけの、それ以外のことはだめですよ。例えば株を買ったり、土地で投資したりということはだめですよということになっているわけね。だから、前に市長にも言われたようにあるわけ。だから、この辺のところをやっぱりきちんとしないとだめということ。

それはそれでいいとして、先回の全協の中で、市側のほうでホームの転倒防止について先回もそんなのを聞いたら、市の報告では10万人以下のところについては、転倒防止をつけないと説明をもらいましたから、先回のときに近鉄なんかでも鶴橋なんかはどうですかと聞いて聞いたら、聞いてからもう2週間ぐらいたちますから、どのくらい調べられましたかなあと思って。人数だけ、利用者。

○議長（佐藤高清君） 竹川開発部長。

○開発部長（竹川 彰君） 鶴橋駅につきましては、近鉄の大阪区内ということで、近鉄の利用者数ということで一覧はあるんですけど、今ちょっと手持ちがございませんので、また御報告させていただきます。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） そうすると、全協で言われて、議員の方もみんな聞かれたと思うけれども、10万人以下については転倒防止をつけないというふうでありましたけれども、私が

調べたところでは、平成24年11月13日の時点の調べたときには、鶴橋は1日当たり15万3,080人、これだけの方がいるわけね。あれからだから大体3割ぐらいふえて、20万人ぐらい。当時は弥富市になったときには、1万1,374人というふうであったわけね。だから、この間も市長も御存じだと思ふけれども、テレビで鶴橋の駅のところから若い青年が突き落とされて、電車が急にとまって命だけは助かりました。本当なら、その報告時点では、恐らく近鉄の四日市だと思ふけれども、恐らく助役が説明されたと思ふだけけれども、そうなってくると、ヘッドに当たる人なんかはやっぱりきちっとした説明をしないと、こういう問題が出てくるわけね、なぜここはついていないかということ。これはもう一遍近鉄へ行っていただけですか。どうします、これ。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 大原議員にお答え申し上げますけれども、ホームの転落防止というか、そういったものにつきまして、過去2回ほど私どもとしては、この弥富駅そのものも管理としては四日市に当たりますので、四日市のほうへお邪魔して、何とか乗降客の皆さんの安全を考えていただきたいということで御要望を申し上げます。そういったような状況の中においては、これは10万人を超えるところにつきましては優先的にこれからは考えていかなきゃならないということございまして、私どもの駅につけないということではなくて、優先順位としてはそういう現状であることを御理解いただきたいということでございました。

また、車両の形態においても、ドアの位置だとか、そういった形の中で、なかなかホームのところに転落防止をつけること自体が非常に難しいということで、電車を利用する方々のより一層の安全策を考えていただきたいという形で要望してまいったわけでございますけれども、今後につきましても、我々としては、大原議員おっしゃるように安全というものを常に最優先に考えてほしいということについては再度要望してまいりたいと、このように思っております。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） そういうふうで市側は行ってくれるということでいいんですけども、先ほど総務部長がプラットホームを言われましたけれども、このプラットホームは備品であるのか製造物であるのか、どっちなんですか。

○議長（佐藤高清君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤好彦君） お答えいたします。

プラットホームにつきましては、建築物の判断をいたしております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） 建築物ということは、いわゆる製造物ということでいいんですか。

○議長（佐藤高清君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤好彦君） お答えいたします。

プラットホームが製造物かどうかということでございますが、まことに申しわけございません。ここに回答を持っておりませんので、後ほど調べてまたお返事をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） これは私の私見という形で申し上げますけれども、プラットホームというのは駅全体を構成するやはり建造物の一部であろうと思っておりますので、製造物ということになりますと、それが一つのもので、その目的を達する場合があるわけでございますけれども、そういうものとは違うという意味合いで解釈しております。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） それを市長はどういうふうにとられるかわかりませんが、製造物となると、前にも言いましたね、民法の適用の中では明治29年に今の第89条の規定の中です。また、製造物責任というのが平成6年7月1日から第85条というのでなっていて、生命・財産、あるいはそういうのを破壊してはならないという、その責任をとりなさいということになるのが製造物であります。市長の言われるのはどうか、部長は法律的によく知ってみえるから、部長のほうが正しいんだろと思うけれども、部長、もう一遍どうぞ。

○議長（佐藤高清君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤好彦君） お答えいたします。

先ほどのプラットホームの件でございますが、建造物かどうかというお話でございますけれども、これにつきましては先ほども申しましたように、回答をここに持っておりませんので、確認をさせていただきまして、後ほど御回答させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） それから、今の転倒防止ですけれども、今、全国ではいわゆる高齢者は約4,000万人、それから障がい者788万人、認知症466万人というふうになって、弥富市の中でも該当する人が多く見えると思います。やっぱり、きょうも新聞に出ていましたけれども、踏切の中に突然入っていったり、あるいは高速道路エリアからバスで旅行のときに歩いてどこかへ行っちゃったということでニュースでありました。今は他のところですけども、弥富でもそういうことはあり得るわけね。市長は、これから高齢者を大事にしなあかん、あるいは高齢者がおるから弥富市が発展しておるといって言われて、金婚式のときでもそういう話を私は聞きましたけれども、そのくらい市長がやっぱり高齢者を、子育ても必要ですけども、やっぱりそういうものをしていただいておりますということなので、こういうのも含めてやっていただきたい。

それから、もう1つあるんですけども、特急なんかがどんどん通るという危険性があるというのは、私は志摩サミットが今度来て、三重県の場合は約600億円という経済効果があるという話でありますから、弥富市の駅のホームは特急が増発されるだけで、危険度は物すごくあるわけね。今、大体見るとあれだけの面積の中で1万人とか1万5,000人があのホームに来るということは全国で見ても一番危険な場所と市長は思いませんか、これ。どうですか、市長。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） どの鉄道の駅に限らず、これは近鉄ということでお尋ねでございますけれども、私としては、さまざまな方が御利用をなさるわけですね。先ほど大原さんがおっしゃったように、障がいのある方、あるいは介護を受けなきゃならない方、さまざまな方が御利用される。そういったことに対しては、やはり優しい駅でなければならぬ。安心して安全な駅でなければならぬというふうには強く思っております。そうした形の中で、私たち行政といたしましても、例えばエレベーターをつけることにおいて利活用がしやすいとか、そういったことについては今までもやってきたわけでございます。そういった形の中において、安心して安全で利用させていただけるということにつきましては、鉄道事業者ともこれからいろいろと話をしていきたいと思っております。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） それから市長、この間も全協でお話があったんですけども、弥富は名古屋から弥富までの距離が短か過ぎるから特急がとまらないという話だった。私は、桑名から四日市までの距離はどのくらいあるという話を聞きましたところ、桑名から四日市までの距離は13キロ200メートル、それから名古屋から弥富までが16キロ100メートル。そうすると、市側が今さっき言ったように、四日市からの説明と大きく離れておるわけね。弥富はとまれるわけだ。愛知県の中で近鉄が、三重県も大阪もあるんですけども、愛知県だけに特急がとまらなだけなんですね、そうでしょう。本当なら特急をとめていただきたいと。そうすると、さっき言ったように、志摩なんかこれからサミットとなれば、多くの特急、あるいは急行が増発される。急行はとまるでいいんですけども、特に悪いのは、西のほうから弥富のほうへ来るときは、木曽川から弥富の駅までには落差が20メートルぐらいあるはずやでね。これだけの沿線で20メートルある落差のところはありますか。もしわかったら、誰か。わからなきゃいいですけど。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） これは理解しておりませんので、一度また鉄道業者のほうに確認をさせていただきます。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番(大原 功君) 私は特急がそれだけの落差で走ってくるということは、百二、三十キロの勢いで走ってくるわけ。先ほど言ったように認知症が中に入られることもあるかもわからん。弥富市にもお祭りのときに亡くなった方、あるいは住民の中には弟さんが亡くなった方もあります。このくらい市街化の中を100キロ以上で走るところは、まず高速道路以外ではないはずですね。市長も道路管理者ですから、30キロのところでもカーブミラーをつけたり、ガードレールをつけたり、いろんなことをやっていただいておりますけれども、これだけの落差で走っているから、私はできたら、今言ったキロ数からいうなら、桑名から四日市の場合に13キロ200メートル、名古屋から弥富までが16キロ100メートルあるんですから、3キロ近くは違いますね。3キロ違うというと、ここから長島。桑名から弥富が4キロ200メートル、それから弥富からだともっと少ない。弥富からだとも3.3キロぐらいしかない。

それともう1つは、なぜ弥富と長島に特急がとまるかということね。これは、なばなの里をやって、この開催中については特急がとまるわけ。たった3キロのところにとまるんですよ、特急が。弥富なんか16キロもあるところを何でとまらんのか。それは、自分のところの会社の子会社、なばなでも長島温泉でもグループ会社になっておるでね、たしか。そうやからバスが三重交通のバスとか、こういうのが優先で名鉄バスは走らせんというふうで走っておるわけね。そういうのがあるわけね。それは、自分のところの会社の利益のための利便性であるわけね。

弥富市も、この間も佐藤議員か、いろんな方が言われて、そのときの答弁の中では車新田を市街化にするというふうのビジョンをやっていただいておりますけれども、こうなってくると、利便性があるのがやっぱり駅。駅を整備すれば、自然に市街化はふえて、市長のところのほうへ行くのも、それは行くことを思うと、やっぱり北のほうから行かな、南から行こうと思うとやっぱり20分ぐらいかかるんだ。だけど、それが整備されれば10分ぐらいで行けるはずだね。このくらいになると、防災に対しても何に対しても、利便性があって、さすが服部市長だと、先ほど見せたように9年前にはそのくらいのビジョンを出してやっていただいております。市民の利益のためということでやっていただいております。それで市長が今9年目になって、いわゆるハイブリット。ハイブリットというのは多目的であって、雑種というふうにかね。だから、今は市長はあらゆることでやっていただいております。だから、市民も4万5,000ぐらいがこれから7万人、8万人になるというふうにするためには、やっぱり特急をとめていただきたい。これは市長から強く言ってほしい。

それともう1つは、本当をいうなら、税金のことはさっき言いましたけれども、シルバー料金にならんだろうか。弥富市も多いんですから、公共性のある鉄道であれば、やっぱりシルバー料金というのも、これから新たなステップになると思いますけれども、この辺のところは市長、高齢者が多いですから、そして障がい者の方もようけ見えるから、こういうのも

含めてやっていただきたいなあと思っています。

駅前整備については、これから官民一体になってやるPPPというふうで連携したり、あるいは民間の資金を利用しながらするPFI、こういうのをやっていただくということをしていくことがやっぱり大事なことであって、ネガティブでおれば、企業、あるいは議員にも弱みを見せておったら弥富市の皆さんは安心して暮らせんと。だから、堂々たる9年の実績ということで頑張っていたきたいということで一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（佐藤高清君） 次に川瀬知之議員、お願いします。

○2番（川瀬知之君） 2番 川瀬知之、通告に従って質問します。

公共投資は、社会福祉のため、公共性がある、利益は出していけない、効率を上げてはいけない、サービスの向上ができない、投資をふやす、借金がふえるというような悪循環になっているような気がします。一方、民間設備投資は、企業が採算の立場から自己の責任において投資するものです。投資した設備をもとにして生み出された商品やサービスが消費者にその価値を認められた結果、利益を生み出し、その利益をもとに設備償却と人が雇用でき、次の設備投資に備えることができれば民間企業は継続的に存続できます。特にまちづくりや地方創生の施策においてこのような民間設備投資計画の手法を取り入れてみてはどうでしょうか。もし、成長する事業を創出し続ける施策があれば立ち上げに投じた資金も1回だけの金額で終わらず、毎年雇用と利益を生み出し、さらにその地域を活性化させる再投資が地域内で自然と行われることになります。そうしていくうちに地域内経済を取り込んで回り続けるエンジンになります。すると、地域内経済だけでなく地域外経済も好影響を及ぼし、発展していく可能性があります。

では、これから質問の大まかな内容について説明します。

前半のテーマである小規模企業振興を伴う地方創生では、日本の社会は高度成長の右肩上がりの時代ではなく、少子・高齢の縮小社会時代に入りました。メガバンクは労働力不足、購買力減少、社会保障の現役世代の負担増、企業の信用の減退、企業減少などの困難を抱えていくことを早くから予言し、合弁、吸収による再三のリストラ、改革を繰り返し、それに従い事務処理効率化とITシステムの統合を果たしました。近日では、ATM以外に利用者が銀行へ出向かずに送金、決済、残高照会などをインターネットで取り扱えるようになっています。また、メガバンクは従来の本業の融資業務や投資を経済成長著しい海外で展開し、国内においては事業継承、相続税対策、保険業務コンサルなどに重点を置いた営業方針へと転換し、利益と真正面から向き合い、存亡をかけ努力し続けてきました。

一方、先進市町の模倣や参考を基本とした本市行政職員、地域事業志向型企业が多い本市商工会の職員の人材だけでは、今のイノベーションを求められる時代、すなわち今までのも

の、仕組みなどに対して全く新しい技術や考え方を取り入れて、新たな価値を生み出して、社会的に大きな変化を起こしながら少子・高齢による社会困難を乗り越えなければならない時代に対応できにくくなっていることを理解していただきたいのです。

例えば、北海道では、住民サービスの向上と自治体業務の効率化、地域経済の活性化を目的とし、自治体と地域企業の仲立ちとして共同アウトソーシングの取り組みを通じ、電子自治体の実現を目指し、法的な公平性と信頼性、民間の経営手法と技術力をあわせ持った第三セクターとして株式会社HARPが設立されています。

同じように地元金融企業や既存自治体向けシステム会社などと本市並びに周辺地域自治体との間で住民サービスの向上と自治体業務の効率化を目的とし、自治体クラウド事業の供用ができれば、IT技術者を育てる環境が整い、地方創生の頭脳集団となることでしょう。

次に、地域経済の活性化を目的とし、地域の医療、介護、教育、防災などの情報を集積し、地域内の各企業や自治体の設備、資本、人材、ノウハウの有効利用を図り、いずれ業務の自動化、ロボット化などの近未来産業育成へとつながることを皆様に理解していただくため、質問を構成いたしました。

後半のテーマである近未来産業育成と環境配慮型都市づくりでは、未来の社会と思われた水素社会、スマートシティ環境配慮型都市とは、電力を太陽光や風力、潮流、火力、燃料電池などで発電した電力を大型蓄電池や電気自動車に蓄えたり、その電力で水素を生成し、貯蔵し、必要時に再び発電したりし、必要なときに家庭やオフィスビルに供給する仕組みを整えた都市のことを呼びます。次世代電力系スマートメーターを使って電力需給や天候に応じて消費電力を効率よく管理し、消費電力を2割程度減らし、逆浸透膜（RO膜）などの水処理の技術や、雨水や泥水を飲み水に変え、水電力の効率的利用と同時に地産地消し、災害時における電気、水の自立性が確保できる特徴があります。既に実用段階に入っております。

我々は、災害時では、市民を避難させることは重要だが、広範囲な甚大災害では避難をさせるのは重要だが、数カ月にわたり上下水、電気などの現インフラが復旧しなくても、市民に電気、水を供給できる仕組み、災害拠点病院や本庁が機能不全に陥っても災害を免れたほかの自治体や病院でそれらの機能を肩がわりし、業務継続できる仕組みを真剣に考えなければならぬのではないのですか。

次に、製造業界ではプログラマブルロジックコントローラ、工場などで自動制御に使われる装置による生産工程の自動化を行い、インターネットなどの通信ネットワークを介して工場内外の物やサービスを連携すること、IOT（インターネット・オブ・シングス）で今までにない新しいビジネスモデルを構築し、近未来産業の育成を図る第4次産業革命が起きています。例えば、医療分野では、ひとり暮らしの高齢者が自宅で倒れたとき、センサーで情報を最寄りの消防署に送られて、救急車が出動し、病院に搬送するシステムの構築などが想

定されます。

次に、航空機や高級車の主要材料や、橋梁などコンクリート構造物の補強材料として注目を浴びる軽量で強度にすぐれた炭素繊維、次期炭素繊維として期待される、より製造コストが6分の1で済む木材繊維（セルロースナノファイバー）、切れにくさは鋼鉄の20倍の蚕が吐き出すクモの糸などの素材革命が起きています。結果、皆様方の想像以上のスピードで進化し続けているそれらの革命からさまざまな社会問題が解決へと導かれます。地方創生を進めるためには、高度な技術、ノウハウのあるパートナーコア企業が必要になることを皆様方に理解していただくため質問を構成しました。そして、これらのことは政府が積極的に推進していることもお忘れなく。

では、小規模企業振興を伴う地方創生について質問を行います。

従来から自治体の地域活性化分野の業務といえば、施設開発にコンサルタントを入れ、商品開発もコンサルタントに頼み、委員会の事務局もコンサルタントが取り仕切られると、コンサルタントと呼ばれる人や会社に何でもかんでも外注されてきました。現在、地方創生に関しては、政府の基本計画であるまち・ひと・しごと総合戦略があり、それに基づいて全国の都道府県や市町村のもとで具体的な政策の策定が進められています。この戦略策定に自治体の多額の予算が投入されており、自治体からの怒濤の外注にコンサルタントの手が足りないという話をよく聞きます。そもそも国や自治体の地域活性化については、全国各地で入札が行われています。驚くことですが、落札が終わってから落札に成功したコンサルタントがヒアリングに行って、別の成功地域から方法を教わっています。それ自体がかなりおかしな話です。地域で事業ができる才能がある人なら、そもそも自分で仕掛けます。案件を自作してからヒアリングなどには行きません。つまり、こうした名ばかりのコンサルタントに任せただけで建前だけの計画になると思われれます。しかも自治体はヒアリングに来るコンサルタントの多くには相当額のコンサルタント料を支払いますが、構想であるから採算を真正面から向き合わなければならない実行部隊はなく、なおさら予算の配分もないだろう。どうやって地域を発展するのかよくわからないため、質問します。本市は、地方創生総合戦略をどのように立案し、進めていくのか。また、ほかの市町村とさほど変わらない企画をし、策定から委員会の事務局の仕事までコンサルタントに全て任せてしまった弥富市総合計画と地域独自性が要求される地方創生戦略とどのように整合性を図るのか、説明ください。

○議長（佐藤高清君） 山口秘書企画課長。

○総務部次長兼秘書企画課長（山口精宏君） お答え申し上げます。

総合戦略策定についての基本的な考えといたしましては、国が策定したまち・ひと・しごと創生総合戦略の基本的な考え方や、政策5原則等をもとに、本市における人口減少と地域経済縮小の克服、まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立を目指すこととして総合戦略を

策定してまいります。政策企画実行に当たっての基本方針といたしましては、先ほどの政策5原則といたしまして、従来の施策、縦割りとか全国一律、ばらまき、表面的、短期的の検証を踏まえ、政策5原則、自立性、将来性、地域性、直接性、結果重視に基づき施策を展開してまいります。またPDC Aを採用いたしまして、短期・中期的に具体的な数値目標を設定いたしまして、政策効果を客観的に指標により検証し、必要な改善を行ってまいります。計画期間につきましては、27年度から平成31年度までの5年間としております。

この総合戦略につきましては、深刻な人口減少時代だからこそ、国民、住民の希望の実現に全力を注ぐことを重要な位置づけといたしております。地方創生は日本の創生であり、地方と都市圏、東京圏がそれぞれの強みを生かし日本全体を引っ張っていく姿の実現でございます。

策定に当たりまして、佐藤議員のときにも御説明いたしましたが、本市につきましては弥富市総合戦略推進本部、本部長市長を初め、各部長から成るものを立ち上げております。また、意見・検証を伺う弥富市総合戦略推進会議15名を予定しており、市民の方、産業界の方、行政の方、金融機関等をただいま選任中でございます。

また、弥富市総合計画との整合性についてでございますが、総合計画等と地方版総合戦略の関係として御説明を申し上げます。

総合計画は市の最上位の計画に位置づけられ、地方版総合戦略は人口減少の克服、地方創生を目的としており、総合計画につきましては我々地方公共団体の総合的な振興、発展などを目的としたものであり、両者の目的や含まれる施策の範囲は全てが同じではございません。このことから、国の総合戦略策定手引にも、地方版総合戦略につきましては総合計画とは別で策定していただくということからも、私どもも別に策定していくこととなっております。総合計画の一部が地方版総合戦略となるような体系と考えております。

今後、総合計画を新たに策定、現在が平成30年度まででございますが、31年度から総合計画を新たに作成する場合におきまして、その中に人口減少を克服、地方創生という目的を明確にうたった場合や、数値目標や重要業績評価指標（K P I）を設定するなどした場合は、地方版総合戦略として内容を備えるものとしてきたときには、総合計画と総合戦略を1つのものと策定することもあると考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 川瀬議員。

○2番（川瀬知之君） 格好いい言葉を並べても、事業は見た目ではなくプロセスである。目に見えない仕組みが大切なはずです。コンサルに任せた時点で失敗する3つの理由がありますので、御紹介します。

1つ目、需給の不一致。必要なのは客観的助言ではなく、主体的な実行。そもそも地域を活性化させるのに必要なのは、客観的な助言ではなく主体的に問題解決のために知恵を出し

実行することです。幾ら正しい助言をしたとしても、それを実行できるチームがなければ何の役にも立ちません。つまり、主体的ではない人間が横から客観的なスタンスで助言をしたところで、それを全く地域での取り組みで役に立つどころか、むしろ実行の邪魔になることさえあります。地域での事業には、客観的分析ではなく、主観に基づく決断と実行が重要なのです。地域が再生に必要としていることと、コンサルタントにできることの需給が不一致なのです。

2つ目、主体性の不在。自治体の基本姿勢は他力本願。計画や事業をコンサルタントに任せてしまう地元側にも問題があります。何か詳しい人に任せればわからない問題が一気に解決する、もしくは面倒なことが整理されて前に進むと勘違いをしている人がいます。そのような他力本願な姿勢こそが地域衰退の問題の一因とも言えます。地元側の数名の小さなチームでもいいから自分たちで事業を立ち上げるために資金を出し合い、必要な実行を行い、さまざまな壁を越える覚悟を決めなければ、どんなに優秀なコンサルタントを雇っても何もできません。

3つ目、責任が不明確。税金だから結果三流でも誰も困らない。コンサルタントは計画や業務遂行を担っているものの、任された範囲で業務をやっても、その結果に責任をとれる立場にはありません。普通なら結果が出ない場合、民間会社なら最悪の場合倒産です。しかし、コンサルタントへ依頼する財源が税金であることが多いため、誰も責任を問わないのです。むしろ制度に従い、地元によく来てくれて、融通がきく便利なコンサルタントがよくて、成果を出す出さないは二の次になってしまったりするのです。

右肩上がりの時代なら、事前に計画を立てやすく、計画どおりいかなくても、結局拡大する経済と財政のおかげで事後的に問題は解決されてきました。役所が主導して基本計画を立て、しっかりルールに沿って乱開発を制限しながら土地整備する、それさえすれば民間がビルを建てたり、店を開いたり、工場を建設したりしたわけです。一言で言えば供給に需要が従う時代でした。しかし、縮小する社会においてはこれが逆転しています。需要がそもそも先細るために、単に供給を真面目にルールに沿って行ったとしても、需要と一致しません。恐ろしいのは、初期の計画で失敗すると、後に需要はますます細るので、ほぼ再生不能になってしまうのです。だからこそ、最初に需要の確保を行い、その実需に沿って実行する事業の規模を最適化するという従来とは全く別のプロセスが計画論の基本になります。こうした需給逆転は地方における社会構造の前提を大きく変えています。このような前提に立ち、計画のあり方を見直していく必要があるのです。

次の質問に入ります。

政府は、地方創生の一環として、地域に密着した企業や新規事業の立ち上げを後押しする産官学の支援体制をつくる予定です。日本商工会議所、全国地方銀行協会、全国知事会など

の代表が集まる会議を総務省などで開き、国内総生産を年2兆円程度底上げすることを目標に掲げています。基本原則小規模企業の振興は、人口構造の変化、国際化及び情報化の進展などの経済社会情勢の変化に伴い、国内の需要が多様化し、もしくは減少し、雇用や就業の形態が多様化し、地域の産業構造が変化する中で顧客との信頼関係に基づく国内外の需要の開拓、創業などを通じた個人の能力の発揮、自律的で個性豊かな地域社会の形成において、小規模企業の活力が最大限に発揮されることの必要性が増大していることに鑑み、個人事業者初め、自己の知識及び技能を活用して多様な事業を創出する小企業者が多数を占める我が国の小規模企業について、多様な主体との連携及び協業を推進することによるその事業の持続的な発展が図られることを主として、2014年3月7日に小規模企業振興基本法第3条が閣議決定されました。それに基づき、本市はどのように小規模企業振興の持続的発展を図るのか、具体的に説明ください。

○議長（佐藤高清君） 竹川開発部長。

○開発部長（竹川 彰君） 御答弁申し上げます。

中小企業の中でも9割を占める小規模事業者は地域の経済や雇用を支える極めて重要な存在であり、その活力を発揮させることは必要不可欠でございます。しかしながら、人口減少、高齢化、地域経済の低迷といった構造変化に直面しており、売り上げや事業者数の減少、経営層の高齢化等の課題を抱えています。小規模企業振興基本法は、小規模企業の進行に関する施策について総合的かつ計画的に、そして国、地方公共団体、支援機関等が一丸となって戦略的に実施するため、政府が基本計画を閣議決定し、国会に報告する等の新たな施策体系を構築するものでございます。本市におきましては、経営の改善や後継者の育成、事業の拡大等を促進するため、商工会との連携を強化するとともに、各種融資、支援制度の周知と活用を促し、経営体制の強化を促進していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 川瀬議員。

○2番（川瀬知之君） 小規模企業振興に重要な役割を担う弥富市商工会はどのような問題を抱えていますか。また、本市は本市商工会をどのように支援し、また地方創生を進める上でどのように連携を図るのか説明ください。

○議長（佐藤高清君） 竹川開発部長。

○開発部長（竹川 彰君） お答えします。

商工会は、小規模企業の弱体化や後継者不足による会員の減少等の厳しい状態にあります。本市では、商工会に対し地域振興事業、小規模事業費指導費の補助を行い支援しているところでございます。また、地方創生を進める上でプレミアム商品券発行事業においては、発行を初めとして中心的な役割を果たしていただいております。しかしながら商工会の抱える問題については、当事者である商工会の中においてさらなる討論を重ねていただくことが必要

じゃないかと考えているところでございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 川瀬議員。

○2番（川瀬知之君） 今の話を総合すると、参加企業が廃業を考え、減少し続けているのに、本市商工会は参加企業をふやそうとしていますが、現状、組織の持続、継続が目的なのか、参加企業の成長や発展が目的なのか、どちらですか。

また、人件費については商工会幹部ではなく、県と市が責任を持つべきものではないですか。

○議長（佐藤高清君） 竹川開発部長。

○開発部長（竹川 彰君） 先ほども答弁しましたように、商工会の中で抱える問題等におきましては、討論等をしていただきまして、方向性を見出していきたいと考えております。

○議長（佐藤高清君） 川瀬議員。

○2番（川瀬知之君） 言葉で言うのはいいけど、実際にどの程度理解しているかわからないもんだから説明しますが、事業継続が難しくなり、どうして廃業される企業が多いのか、本当に理解していますか。私は事業主なので説明しますが、後継者不足で中小企業の減少が進む日本経済は徐々に縮小していますが、追い打ちをかけるように日本企業の総数も減り始めています。帝国データバンクの調査によりますと、売上高100億未満の中堅中小企業39万7,000社のうち、会社を引き継ぐ後継者のいない会社が約67%に当たる26万5,000社にも達しているようです。経済産業省によりますと、我が国の企業数は大企業1万2,000社、中小企業53万6,000社、小規模企業366万5,000社です。このうち帝国データバンクが対象としたのは、主に従業員数も設備も一人前の企業と言われる売り上げが10億円規模の中小企業に当たると思われます。この規模でさえ後継者がいないということは、小規模企業ではなおさら後継者がいないと思ったほうがよさそうです。なぜこんなに会社の後継者がいないのか、その原因を考えたことがありますか。

まだ経営者が若く、後継問題のない会社も相当数あるはずですが、そこを除きますと、やはり長引くデフレ経済により会社の業績が年々悪化していたこともあり、中小企業を引き継いでも将来性がないと思われています。また、最近の環境の変化に60代半ばに差しかかる団塊世代の経営者が引退する社員が多いのに、その後の対応をほとんど考えずに来たこともあり、追い詰められ廃業を考える人がふえています。

そして、中小企業が抱える借金はその大半を社長が個人補償することで借りていることです。後継者になりますと、この個人補償を引き継ぐ必要があります。会社によりましては数千万円から数億円も借金している会社があります。その会社が破綻すると、税金を払って会社に補填せなあかんのですわ。わかりますか。経費にならないの。会社が破綻すると補償していると全部税金を払って補償するんですよ。後継社長になる人が親族でも従業員の中にも

いないわけです。多分、企業の借金を経営者が個人補償させられる制度を採用している国は日本を除いて海外には余りない制度と思われま。我が国は銀行に対して貸し手責任を問うことなく、借り手の責任ばかり問う国です。過剰に銀行が優遇されていますから、リスクばかり負わされる起業をする人がふえません。

そんなことで、我が国の企業数は年々減っていくと思われま。したがって、地域事業志向型の多い本市商工会、弥富市は今後さらに対象企業は減少するようになり、現状の業務を続けたいなら、事業縮小も検討して、身の丈に合った運営を考えるべきではないでしょうか。あるいは、広域事業志向型の地元金融業界、会計税理士事務所、大手商社、大手医療事業所と協業をし、新しいアイデアから社会的意義のある新たな価値を創造し、社会的に大きな変化をもたらす自発的な人、組織、社会を構築するべきではないでしょうか。岐路に立たされているのではないかと思います。したがって、問題点を解析し、解決へと導くことを考えれば、後継者問題を解決するために、市内企業の存続のため、MアンドA、仲介サービスなどを地銀と商工会に担ってもらうことを検討したらどうでしょうか。

次の質問に入ります。

換金に手間がかかり偽造しやすいため、輸送や保管の整備などにコストがかかるはずの紙媒体を使ったプレミアム商品券を販売しようとしています。換金を行う役割の銀行へ行ってください。昔のように大量のお札を数えている光景は見受けられません。にせ札のチェックや札の計数は機械に頼っており、恐らく地元の金融機関は通常業務に支障を来すほど負荷がかかるでしょう。

近年、毎年140万件も起こるサービス業が店頭で急増している万引きなどの窃盗犯罪は1日当たり10億円以上、損失被害総額年間4,000億円にも上り、その被害の大きさや凶悪化、組織化、国際化が進む中で、新聞報道などで盛んに取り上げられ、小売サービス業の経営問題から青少年の健全育成、地域の治安維持までを含んだ大きな社会問題となっており、一刻も早い社会的な対応が求められています。

このような犯罪が多い世の中において、マルチ言語対応のDTPなどの印刷技術革新によりコストが下がり、国内でも国外でも短期間に大量に偽造ができるようになっています。また、カラーコピー機にはにせ札防止機能はあるが、プレミアム商品券の偽造防止機能がないため、簡単に複製できてしまいます。

このような状況の中で本市はどのような偽造防止策や安全対策を講じていますか。また、もし問題が発覚し、犯罪に巻き込まれてしまったら、どのような責任をとるのか、説明してください。

○議長（佐藤高君） 竹川開発部長。

○開発部長（竹川 彰君） お答えします。

商品券は、専門の業者による偽造防止対策を施した印刷を行っているところでございます。現在の技術を駆使して安全対策を施していて、安心して使用していただける商品券ではないかと考えております。また、商品券取扱店に対しても、説明会において偽造防止印刷による不正の見分け方の説明を行っているところでございます。これらの方法により不正な事件は起こらないと確信しておりますが、にもかかわらず偽造事件等が起きたのであれば、刑事告発など司法を初めとした関係機関の協力を得ながら対応することになると考えているところでございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 川瀬議員。

○2番（川瀬知之君） 印刷コストが222万7,500円の商品券が末端価格で1億5,600万にもなり、685倍の価値になるが、偽造されることを考慮されなかったのですか。違っているなら意見を述べてください。

○議長（佐藤高清君） 竹川開発部長。

○開発部長（竹川 彰君） そういった偽造ということにつきまして、あつてはならないことですけれども、ないことのためにも偽造防止対策ということで印刷技術をもって印刷のほうは行っているということでございます。

○議長（佐藤高清君） 川瀬議員。

○2番（川瀬知之君） それは不可能なんですよ、よろしいですか。だから、もしそういう問題が起きたら責任はとるんですか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） きんちゃん商品券につきましては、7月1日10時から弥富市の社教センター、そして十四山のほうで販売をさせていただきわけでございますが、私はまだこの商品券につきまして実物を見たわけではございませんけれども、商工会の担当からお聞きしているのは、この商品券に関しては偽造防止という形の中で、ここで申し上げるわけにいかないわけですが、3カ所も4カ所もそういう偽造防止をしているという形でございます。安全策を常に講じているわけでございます。それに対して事故が起きた場合ということにつきましての御質問でございますが、先ほど答弁させていただいたとおりでございます。そういうことはないだろうということは思っておりますけれども、万が一そういうようなことになりましたら、刑事告発をしながら原因究明をしていくという形でございます。

○議長（佐藤高清君） 川瀬議員。

○2番（川瀬知之君） 3,113万3,000円もの税金を投じてばらまきと言われぬように、プレミアム商品券事業はその後地域経済がどのように好循環していくのか、考えているなら説明ください。わからなかったらよろしいですよ。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 昨今の日本経済は急速なピッチで改正がなされておるわけでございます。そんなような形の中において、景気の好循環ということが生み出されておるわけでございますけれども、景気の循環がよくなった、いわゆる景気がよくなったということについては、2つの指標があるわけでございます。1つは民間企業の設備投資、これが盛んに行われること。そしてもう1つは、いわゆる消費の拡大がされるということでございます。消費の拡大につきましては、昨年4月、消費税の増税という形の中で5%から8%に改正され、いま一つ、住民の皆さんの財布のひもはかたいという形でございます。そうした形の中において、国の一つの経済の好循環ということを生み出していきたいという形の中で消費の拡大を進めるものでございます。以上でございます。

○議長（佐藤高君） 川瀬議員。

○2番（川瀬知之君） ちょっとピントが外れておるみたいやけど、3,113万円の税金について話をしているんですが、まあいいでしょう。

例えば今回、プレミアム商品券事業を通じて利用者がリピーターとなって製品やサービスを何度も購入する率が高くなれば、確実に売り上げと利益が向上するというロイヤルマーケティングについて商工会の職員が学ぶ機会があったはずで、これを専門にしている株式会社ロイヤルマーケティングという会社がありますが御存じでしょうか。ポンタカードを運営している会社です。ちなみに企業方針は、生活者側、商流、物流側の中に点在していた情報を有機的に結びつけて流通全体を迎えながら最適な流れをつくる。そこから生活者側、商流、物流側の双方にとって最大価値を生み出す活動を実践しながら、さらなる流通全体の効率化実現を目指していくマーケティングソリューション事業であります。ポンタカード以外にもほかのカードでも同様なサービスが可能であり、顧客情報と顧客の消費動向を管理し、それを解析し、販売促進につなげるものです。紙のプレミアム商品券の発行を決めてから、恐らくそのロイヤルマーケティングを理解している地域金融機関、スーパー、コンビニに活躍される方に相談したのではないのでしょうか。恐らくそうだと思いますが、これらの企業に協力を依頼すれば、域内のプレカード、クレジットカードにある期間限定でプレミアム商品券をプレミアム共通ポイントカードとして利用できるようになります。このように使えば、使用期間終了後も各社販売促進に使えるようになるし、地域での運用方法も各社間で協業を考えていかれるのではないのでしょうか。

先進市町を御紹介しましょう。

プレミアム商品券の発行で広島県や沖縄県石垣市など、少なくとも10自治体が電子マネーの導入を始めています。独自の電子マネーを持つイオングループは導入を支援しています。電子マネーは紙の商品券より運営費を抑え、利用者や場所、購入商品を分析しやすいメリットがあります。沖縄県石垣市はこの夏、総額2億4,000万円の商品券を電子マネーで発行し

ます。購入額に上乗せする割合は20%で、地域振興型の電子マネーカード、石垣島ゆいまーるWAONを使えます。導入は、イオン子会社のフェリカポケットマーケティングが支援します。既に地域で約2万5,000枚の同カードを普及しており、利用者はカードに電子マネーの商品券を記録するだけで即座に使える。買い物額の0.1%を環境保全などの寄附に回す仕組みもあります。電子マネー導入で消費者の利便性が高まるほか、小売店も利用者の購買行動を把握しやすくなります。地元経済団体は発行の手間が少なく、環境保全といった複数の効果も期待できると話されています。地域ごとに寄附内容を設定した電子マネー、御当地WAONのカードは全国約100地域で発行されています。今回のプレミアム商品券では、盛岡市や千葉県銚子市などもWAONを活用する予定です。広島県は、総額で約40億円のプレミアム商品券を電子マネーで発行します。上乗せ利率は25%で、5万円の商品券を購入すれば6万2,500円分を使えます。電子マネーの発行事業者は公募で5月中に決め、同県商工労働局は電子マネーの決済端末を導入した地域の小売店は今後も継続して購買データを活用できると期待しています。

地域経済を活性化するのに3,113万3,000円もの歳費を費やし、新庁舎改築に伴う仮庁舎移転費、概算で1億1,900万もの歳費を費やすくらいなら、地震による本庁の倒壊に早期に備えることと同時に地域活性化を考えるなら、仮庁舎を十四山支所ではなく、市内専門店の多いウィングプラザパディーのテナントとして移転させることも考えてみてはどうでしょうか。恐らく集客力の向上、家賃収入増が見込めるため、移転費の削減につながる交渉ができるのではないのでしょうか。十四山支所より、駅、買い物をする場、病院に近いウィングプラザパディーのほうが大多数の弥富市民にとって利便性があるはずです。このような施策こそ市民と協働のまちづくりだと思います。

次の質問に入ります。

国や自治体が税、社会保障、災害対策の情報を効率よく管理するための社会保障と税の共通番号とはどのようなものか。また、政府はマイナンバー以外の分野でもITの活用を広めるための法整備を進めていますが、本市は人材育成既存システムとの互換性、安全性など、今後どのように対応していくのか説明ください。

○議長（佐藤高清君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤好彦君） 川瀬議員の御質問にお答えをいたします。

国や地方自治体が社会保障の税の情報を効率よく管理するための社会保障と税の共通番号（マイナンバー）とはどのようなものかについてでございますが、マイナンバーは住民票を有する全ての方に1人1つの番号、こちらは12桁になっておりますが、を付して、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されるものでございます。マイナンバーは、行政を効

率化し、国民の利便性を高め、公平かつ公正な社会を実現する社会基盤となるものでございます。現在のスケジュールでございますが、10月5日から市民の方に個人番号の通知を始め、来年1月からは希望者の方に個人番号カードを配付するように準備を進めているところでございます。

次に、また政府はマイナンバー以外の分野でもITの活用を広げるための法整備を進めていますが、本市は人材育成既存システムとの互換性、安全性等、今後どのように対応していくのかでございますが、現在マイナンバーの利用範囲の拡充として、預貯金口座へのマイナンバーの付番、医療費等分野における利用範囲の拡充などがマイナンバー法の改正として国会で審議されております。さらに、議員御指摘のマイナンバー以外の分野でのIT、情報技術の活用範囲を広げていくことが、国の産業競争力会議において政府の方針として決定したところでございます。本市といたしましては、関係法令、国のガイドライン等を遵守しながら今後対応してまいります。特に特定個人情報の安全管理の観点から、本市の情報セキュリティ対策を取りまとめたセキュリティに関する基本方針の徹底を図ってまいります。

また、国は特に医療分野について2020年までの5カ年を集中取り組み期間とするなど、今後急速にIT、情報技術の活用範囲を広げていくことが予想されます。そうした中で自治体としても情報技術に関する実践的な人材育成が急務であると考えておりますので、研修等を含めた人材育成を今まで以上に積極的に進めてまいります。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 川瀬議員。

○2番（川瀬知之君） 世の中、そんなに甘くないんですが、ちょっと説明します。

マイナンバー制度のリスクについて説明します。

今回の年金機構の情報流出では、具体的な被害は出ていないようですが、昨年起きたベネッセコーポレーションでの情報流出とは問題が本質的に異なります。ベネッセの場合、契約社員による物理的な情報の持ち出しでしたが、今回は相手を特定してインターネットから情報システムに侵入し、ファイルを盗み取るという立派なサイバー攻撃でありました。これまで一般的サイバー攻撃は分散型サービス妨害と呼ばれるものでしたが、複数のパソコンやコンピューターに事前にウイルスを忍ばせ、遠隔操作ができるようにした上で、ある日特定の相手に一斉に大量の情報を送り続けてサーバが利用できなくなったという手口です。一方、最近急増しているのは、標的型攻撃といって相手を特定して情報を盗み出すという形のサイバー攻撃です。例えば、仕事上の連絡を装ったメールを相手に送り、そこから外部のサーバにおびき寄せてウイルスを忍び込ませ、後で情報を盗み出すという高度な手口です。年金機構の場合も職員が誤って偽メールを開いたことから問題が発生しました。

実は、こうした標的型攻撃がふえているのは日本に限ったことではありません。米国でもことし2月アンセムという国内第2位の医療保険会社が外部から不正アクセスを受け、

8,000万人もの顧客情報が流出するという事件が起こりました。また、今月に入り米政府も連邦職員約400万人の個人情報が出た可能性があると発表しました。昨年末にはソニーの米子会社の情報が盗み取られるという事件があったことは記憶に新しいことです。

サイバー攻撃に対する防御策や情報共有の仕組みはこれからどんどん出てきますが、実際に情報が流出した場合の損害は企業や個人にははかり知れないものがあります。というのも、一度外部に流出した情報は完全には消せないからです。最近では、日本でもさまざまな装置や機械などがインターネットにつながるインターネット・オブ・シングスという技術や、インターネットで金融サービスを変革しようというフィンテックなどに大きな関心が集まっています。しかし、インターネットに依存し、便利になればなるほど、セキュリティー問題も重くのしかかってきます。

リスクについてそうなのですが、次は利用について質問をします。

自治体クラウドは近年さまざまな分野で活用が進んでいるクラウドコンピューティング技術を電子自治体の基盤構築にも活用して地方公共団体の情報システムの集約と共同利用を進めることにより、情報システムにかかわる経費の削減や住民サービスの向上などを図るものとあり、また東日本大震災の経験も踏まえて、堅牢なデータセンターを活用することで行政情報を保全し、災害、事故等発生時の業務継続を確保する観点からも、総務省は自治体クラウドの推進をしていますが、弥富市総合計画を策定する際、自治体クラウドの利用で業務がどのように変わるかを検討して策定しておりましたか。弥富市後期総合計画を策定するより自治体クラウドの利用方法を、さっきも説明したんですが、それを考えて策定されておりますかという質問です。イエスかノーかで答えてもらえますか。

〔発言する者あり〕

○2番（川瀬知之君） いいです、時間がないから。

自治体クラウドが実現できれば、甚大災害で一時本庁が機能不全に陥っても個人情報消失することなく、避難地域でも災害が免れたとほかの自治体でも速やかに本庁の機能を回復することが可能になります。

今、住民票の写しなどの証明書をコンビニエンスストアで交付するサービスが広がっております。ことしに入って東京都港区や大阪市などが導入、全国で100自治体に達しました。社会保障と税の共通番号制度の開始に伴うシステム更新にあわせて始める例が多く、2016年度中には全体の約2割に当たる300自治体を超える見通しです。早朝や深夜、休日も利用できるため、住民の利便性が大きく改善しそうです。本市の新庁舎の仕様からすると、将来の本庁の窓口業務の利用者がどの程度減るか、恐らく考えていなかったと思われます。

このように、国のマイナンバーの導入計画によれば、電子自治体、自治体クラウドが早急に進み、本市本庁への市民の利用頻度は大幅に減ると考えられます。平成25年度当時、建築

費概算44億4,000万の新庁舎の仕様を大幅に縮小する選択もできたのではないのでしょうか。

答えてもらえれば答えてください。

○議長（佐藤高清君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤好彦君） お答えをいたします。

まことに申しわけございませんけど、その回答が今ございませんので、また調べてお答えさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 川瀬議員。

○2番（川瀬知之君） 先ほど説明されたんですが、国のマイナンバーの導入スケジュールを説明されておりますよね。その意味がわかっておれば、どうなるかわかるはずですよ。自分で説明しましたよね。例えば、2015年10月、市町村がマイナンバーを通知、2016年行政が税、社会保障、災害のための3分野で個人情報管理、企業が源泉徴収票に記載し、国などに提出、2017年から行政手続で住民票などの添付書類を不要にし、ネットで税金や年金の記録を閲覧、納税や納付も引っ越しの手続の一元化をする。これで窓口業務は大分減るんですよ。2017年ですよ。2018年、預金口座にマイナンバーを任意に登録、カルテ等医療情報への利用が検討。これからどんどん利用されるんですよ。そうすると、自治体が電子化されたら恐らく庁舎が50年の計と言われるけど、相当の窓口利用度が減ると思うし、どんどん機能が違うものになっていかなだめだと言っているんじゃないよ、違うものになっていくということ。介護から社会情勢が少子・高齢になって、ほかにたくさん仕事がふえるものから、そちらの業務はできるだけ機械化をして、介護とか業務が複雑になったものに人材を登用していかないと、どんどん効率化してそれに登用していかないといかんから言っているんで、別に庁舎が必要ないとは言っていないです。よろしいですか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） マイナンバー制度につきましては、先ほど担当が答弁したとおりでございます。いよいよ来年1月1日から施行という形になっていくわけですが、これはあくまでも希望者のみという形の中で、その手続をしていくわけですが、確かに行政の効率化ということにつきましては、このマイナンバー制度の一番大きな骨子であろうとは思っております。しかし、我々行政というのは、効率化することだけが全ての目的ではないということです。やはりきちっとカウンター越しに市民の皆様と向き合って市民の皆様のお考えを聞いて、その回答策に対して協議をしていく。さまざまな形の中でカウンター業務があるわけですが、

また、さまざまな形で御相談いただける問題につきましても、これはこれとしてやっていかなきゃならないということで、行政の効率化は確かに進めていかなきゃならない。そういった形の中で無駄というものを省いていけるものは省いていかなきゃならないということは

言うまでもありません。しかし、今回改めて新たに導入される制度でございますので、我々としても十分熟知して、これが業務の効率化につなげていきたいと思っておるところでございます。

○議長（佐藤高清君） 川瀬議員。

○2番（川瀬知之君） 効率を上げるということじゃなくワンストップ化という1人でいろんなことが対応、人員がです。少子高齢で人員が減っていくし、行政のサービスがどんどんふえるんですよ、これから。

それと、やっぱり庁舎じゃなくて、別に窓口が駅にあったり、病院にあたりしてもできるようなシステムに変わっていくものですから、そういうところでやっぱり市民の近くで説明できたほうが一番よろしいかと思うんです。だから、庁舎の機能じゃなくて、分散型のこともよく考えて、駅にあたり、病院にあたり、学校にあたり、コミュニティーセンターにあたり、今の本庁の窓口がそこでできるようになったら、それで利便性がよくなるもんだから、そういうのはマイナンバー制を通じて電子クラウド化をするというのはそういう理由であって、別にリストラをするということではないと思うんです。だから、すぐ情報がつかめれば説明がしやすいもんだから、そのほうが市民にとっては利便性があるようになるよということです。例えば、旅行に行ってもよくわかると思うんです。旅行に行けば、ハワイに行こうがアメリカに行こうが、すぐその場で調べてもらって説明できるでしょう。そういうことが自治体でもできるようになれば、より回答が早くなるし、そのために機械化をすることであって、人間の仕事をなくすということじゃなくて、いろんな情報を利用してすぐ回答ができるようにするのが業務の効率化だと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 議員のおっしゃるとおりでございます、いわゆる業務の改善、あるいは効率化ということにつきましては、このマイナンバー制度というものが導入された。これは、先進国の中でも最も日本が遅い段階での導入でございます。かなり制度がされたもの、今までの各国の成功例、あるいは失敗例というものが生かされたマイナンバー制度になろうと思っておりますので、これはかなり密度が高くて、また住民の皆さんも使い勝手のいいような形になってくると思っております。そうした形の中で我々としても住民にしっかりと説明できるような状況にしていかなきゃならないと思っております。

もう1つは、心の通った行政が必要であるということを私は言いたいわけです。窓口において、市民の皆様、あるいは住民の皆様の声を聞いて、その問題の解決策というのは、フェース・ツー・フェースなんですね。そういったようなことが大事であるということを申し上げておるところでございます。

○議長（佐藤高清君） 川瀬議員。

○2番（川瀬知之君） フェース・ツー・フェースは大事だと、同じようにすぐ回答ができるような設備がある。あと、銀行が進んでいるから本当はマイナンバーは銀行に合わせたほうが、国の施策じゃなくて、銀行側のシステムに合わせたほうが問題は早く解決するんだと思います。それを言いたかったんですが、ちょっと時間がなくなりましたので、次の機会にします。ありがとうございました。

○議長（佐藤高清君） 暫時休憩とします。再開は2時40分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時31分 休憩

午後2時40分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に堀岡敏喜議員、お願いします。

○10番（堀岡敏喜君） こんにちは。10番 堀岡敏喜でございます。

それでは、通告に従いまして大きくは2点、環境と防災につきまして、数項目にわたり質問をさせていただきます。

6月は環境月間であります。市の取り組みについてお伺いをしてまいります。

公害の原点と言われる水俣病が公式に確認をされてから、本年5月1日で59年目を迎えました。メチル水銀を原因とする水俣病は根本的な治療法がなく、いまだに多くの患者が健康被害に苦しみ続けておられます。強い毒性を持つ水銀は、一度環境に排出をされてしまうと循環をしながら残留し、生物の体内に蓄積をします。日本では水銀の使用、排出量は減ってはおりますが、まだ年間8トン程度が製品に使用されております。世界的に見れば、新興国を中心に依然さまざま用途に水銀が使われており、各地で環境汚染が懸念をされている状況であります。悲惨な水銀禍を二度と起こさないためには、水銀の拡散を防ぎ、できる限り使わない脱水銀の取り組みを進めなければなりません。

今国会には、2020年までに水銀の使用や輸出入を原則禁止にする、2013年に採択をされた水銀に関する水俣条約の批准に向けて、水銀対策を厳格化する法案が提出されており、5月26日全会一致で可決をされました。法案は、国による水銀汚染防止計画のほか、水銀含有製品の製造禁止などが盛り込まれており、条約の発効後に施行をされます。

また、法案は、市町村に水銀使用製品を回収する努力義務を課します。蛍光灯や電池、体温計など水銀使用製品を適切に回収すれば、環境汚染のリスクを減らせるからであります。

ただ、環境省によりますと、水銀使用製品の分別回収を行っている自治体は約7割にとどまっており、回収方法も自治体によって異なっております。水銀を使った蛍光灯の回収・運搬中に破損をし、排出をしてしまうケースも珍しくありません。法案は可決をされま

したが、法律が施行されるまでの間、自治体は専用の回収ボックスの設置など、安全で効率的な回収ができないか、地域の事情に応じた工夫を検討すべきであります。

水俣病が発生をした熊本県では、水銀フリー対策の一環として、今年度、体温計などの回収キャンペーンを県内全域で展開したり、市町村の担当職員や事業者向けの勉強会を開催する予定だそうです。弥富市を初め、他の自治体も参考になる取り組みであります。製品によっては、水銀を使っているかどうか消費者が判断できないものも少なくございません。製造業者には、分別回収が円滑にできるよう、わかりやすく表示する努力を求めたいところであります。

最初の質問であります。弥富市として、水銀使用製品の認識、現在の分別状況について、まずお伺いをしてまいります。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） お答えいたします。

現在、水銀が使用されている主な製品といたしましては、蛍光灯、ボタン電池、体温計などがございます。

その分別収集につきましては、乾電池等の場合ですと、電気店などで専用の回収箱や市役所を初めとした電池を販売している店舗などで回収しております。

また、蛍光灯などにつきましては、不燃ごみでの回収を行っているのが現状でございます。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） ということは、水銀というカテゴリーで別に回収をしているわけじゃないということですね。

市としては、水銀使用製品というものを一切分別というか、回収をしていないという認識でよかったですか。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） 先ほど言いました乾電池等でございますけれども、これは現段階においては水銀を使用していないということになってございますけれども、以前においては水銀を使用しておりました。そういった古い電池等もございますので、乾電池に関しましては分けて回収しているといったような現状でございます。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） 先ほどの部長の答弁ですと、乾電池とかいうのは電気店であるとか、そういう個別の回収のほうに回して、市としては別に水銀というものを固定して、この日に集めるという回収はしていないという質問の意味だったんですけど。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） 御指摘のとおり、それに特化した形の回収はして

おりません。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） そうしたら、次の質問はどういう処理をしているのかという質問なんですけれども、回収していないということでは答えが出ませんので飛ばさせていただきます。私たちの生活環境には、まだまだ水銀使用製品が多く存在をしております。先ほど民生部長からお伝えがあった昔懐かしい体温計、昔でいう血压計、計測関係は水銀をたくさん使っていると。今、ここにもあります蛍光灯、先ほど部長からありましたボタン電池ですね。あと、白熱球なんかも使われているというふうにお聞きをしております。

環境汚染、健康被害を起こさないためにも、今後市民に周知の徹底を図り、指定場所に回収箱を設置したり、市内外の関係業者にも回収におきましては協力を要請すべきと考えますが、市の認識をまずお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） 御指摘のとおり、水銀に関しましては、これから積極的にそれに特化したような形の回収を考えていきたいと思っております。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） できましたら、水銀というのは先ほども言いましたように、以前までは分別回収を行っている自治体でも埋め立てをしていたとお聞きしております。この水銀というものは本当に厄介なものでして、一遍世に出してしまうと、水に溶けたり、火で燃えたり、気化をしたり、いろんな形を変えて自然界で循環をしてしまうんですね。結局、最終的に生物の体内に蓄積をしていく。そこで、DNAであるとか、精神的なところで人間に弊害を及ぼす、それが水俣病であったと。また、世界でも、それが今かなりの問題になっておりますので、まず水銀というものが今後使われなくなるんですけれども、まだまだ御家庭にたくさんあると。

これは、私、リサーチというほどでもないんですけれども、御近所の方100人近くに体温計ありますかということをお聞きしますと、昔の水銀の体温計はおありになるところがたくさんございます。使っているからいいんですけども、この後、やっぱり水銀というのをなくしていこうということが今回法案でも成立をいたしましたので、御自宅にあって、何かの時点で紛失してしまった場合に、やっぱり自然環境であるとか、そういうところにも影響すると。

新潟のほうでかなり積極的に取り組んでいらっしゃるしまして、体温計19本で1つのごみ処理環境施設の水銀含有量の危険値というのが飛び越えちゃうというぐらい含有量が多いわけですね。ですので、安全に回収をする意味でも周知の徹底をしていただいて、先ほど部長もおっしゃっていましたが、個別の回収なのか、体温計なら持ってこられるじゃないですか。

ありとあらゆるところでの個別の回収をして、自然環境の中で循環をしないように、その循環をとめる施策を市として打っていただきたい、そのように思います。環境の問題は、これで終わります。

続きまして、自主防災組織の結成と育成支援、地区防災計画の推進について、数項目にわたって質問をしてみたいと思います。

防災に関係することでございます。危機管理といいますと、本来バイアスといいますか、想定であったり、過去の記録であったり、それにとらわれない、いわゆる偏見と固定観念との戦いであるという見解で質問をしてみたいと思いますので、答弁のほうもその辺でよろしく願いいたします。

本年も全国で、世界でさまざまな自然災害が起こっております。弥富市が平穏なのは、決して当たり前ではなく偶然に起こっていないだけであると、改めて高い危機管理意識を持って市の防災減災対策、体制を整えていかなければなりません。

防災への取り組みで大切なのは、言わずと知れた自助・共助・公助の連携・連動であります。事前の取り組みで、これが十分に機能をしてこそ、結果、減災、早期復興につなげていくことができます。

事故や火災などの人為的災害で例えていきますと、交通事故などは、ドライバーは交通ルールを守り、大丈夫だろうを廃し、かもしれないと意識を高め、事故を起こさないように気をつけるでしょう。これは自助に当たります。また、交通社会では、お互いルールを守り、思いやりや譲り合いといったマナーを心がけ、交通モラルの向上を意識されているのではないのでしょうか。これは共助に当たります。そして、日常的に安全で円滑な交通ができるようインフラの整備がなされ、さらに安全を維持するため共有し、遵守すべき法規の制定などが公助に当たります。

また、火災でいえば、個人では火事を起こさないよう火のもとには気を配り、その扱いには慎重になります。これが自助に当たります。また、そこには御近所同士で迷惑をかけてはいけないと、もしもの対策を考えていたり、消火訓練等は共助に当たります。このように、日常生活の中で常に意識をしていくことで、災害被害を防ぐことができるのだと思います。

自然災害におきましても、事前防災の取り組みは日常の生活文化にまでしみ渡らせ、当たり前となってこそ、結果、減災に結びつけていくことができます。

私たちは、火事の怖さや交通事故の悲惨さはよく知っています。自然災害においても、同じことが言えます。その怖さを正しく、可能な限り深く知ることから、いかに備えるかを考えていかなければなりません。弥富市に起こり得る災害を知り、その怖さを偏見なく、正しく深く認識することが、みずからの命をいかに守るか、自分が死なないためにはどうするかという自助の意識啓発につながってまいります。それは同時に家族を守るためであり、また

災害時、災害後を深く想定することで、ふだんからの職場、近所、友人、知人、地域と人とのかかわり、支え合いの大切さを確認することができます。

そんなことはわかっている、当然じゃないかと思われる方は多いと思います。しかし、現在の設立状況、運営の現状を冷静に見直してみますと、組織の維持、訓練などの行事運営、マニュアルの作成など、形ばかりが先行してはいないでしょうか。今回は、この部分に視点を置きまして考えてまいりたいと思います。

まずは、現在の自主防災組織の設立状況について、お伺いをしてまいりたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 橋村危機管理課長。

○総務部次長兼危機管理課長（橋村正則君） 現在の自主防災組織の設立状況についてお答えをさせていただきます。

災害に対して、災害の被害を最小限に抑えるためには、自助・共助・公助、それぞれが災害対応能力を高め、連携することが大切であると考えております。

東日本大震災などを契機に、防災面を初めとして地域のコミュニティの重要性が改めて高まっており、我がまちは我が手で守るという共助が地域社会における防災力を強くすることにつながり、地域における自主防災組織の取り組みが大切であると考えております。

御質問の自主防災組織の設立状況についてでございますが、昨年度は56団体でございました。本年度、1団体加入していただきまして57団体、結成率約80%となっております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） 72地区中57団体と、1つふえたと。これはいいことですが、この設立された防災組織が生きた防災組織となることを信じております。

続けて質問させていただきます。

自分の命は自分で守る、自分たちの命は自分たちで守る、私たちの地域は私たちで守る、自主防災組織はその守るための一つの手段であり、減災につなげるための行動であります。問題は何から守るのか、この何とは弥富市に起こり得る災害であり、それによって想定をされる被害、さまざまな現象であります。これを可能な限り深く知ること、またその知識を地域の皆さんで共有をすることで、防災組織の自主的な設立につなげていけるのではないのでしょうか。

まず、地震に絞って考えてみますと、日常生活が送れなくなる災害規模では、家屋の倒壊に対して、耐震改修、家具などの転倒防止対策、ガラスなどの飛散防止対策など、発災時に命を守る対策は個人として万全か。電気、水道、ガスなど生活インフラが断たれた際の対策、交通インフラ対策、飲料水、食料などの備蓄対策、けがなどの応急救命対策、情報伝達収集など、発災直後から復旧にかかるまでの対策も考えておかなければなりません。

弥富市に起こり得る地震には、南海トラフ巨大地震を初め、長島、桑名には大きな活断層があり、直下型地震も想定をしておかなければなりません。6,434名のとうい命が奪われた阪神・淡路大震災では、その85%に当たる5,483名の方は家屋の倒壊や家財道具の転倒による圧死、外傷性ショック、直後の火災でお亡くなりになっておられます。この事実をしつかりと教訓として受けとめるならば、まず取り組まなければならないのは家屋の耐震補強であり、家具などの転倒防止、ガラスの飛散防止対策であります。地震の怖さを正しく知れば、取り組むべき課題が明確になってまいります。

自主防災組織の設立を推進していくならば、怖さを知る自助の啓発こそその基盤となり、土台を整えることになるのではないのでしょうか。

このことから、以前にもお聞きをいたしました、再度現状を確認する意味でお伺いをいたします。

現在、弥富市では、民間住宅の無料耐震診断、また耐震改修費の補助事業を行っておりますが、その対象、これは倒壊の可能性のある戸数、耐震診断の受け付け件数、改修補助の受け付け件数についてお伺いをいたします。

○議長（佐藤高清君） 橋村危機管理課長。

○総務部次長兼危機管理課長（橋村正則君） それでは、順次お答えをさせていただきます。

まず、無料耐震診断の対象となる戸数でございますが、平成27年1月1日現在で約3,300戸でございます。

なお、耐震改修補助の対象は、耐震診断の結果の判定値が1.0未満と診断された旧基準木造住宅となります。

続きまして、耐震診断の受け付け件数でございますが、耐震診断の受け付け件数は、制度が開始されました平成14年度から平成26年度末までの累計で357件でございます。

続きまして、耐震改修補助の受け付け件数でございますが、これは平成15年度から平成26年度末までの累計で23件となっております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） それでは、対象となる戸数が3,300に対して、耐震診断の無料耐震診断の受け付けは357と、それがさらに実際の改修補助・改修に至った件数が23件ということですね、1割です。

では、その対象となる家屋の周知、これはどういうふうにしたのでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 大野都市計画課長。

○都市計画課長（大野勝貴君） お答えいたします。

チラシ等を作成いたしまして、全戸配付等をさせていただいております。

また、昨年度は旧基準でつくられている団地等のあるところを狙った形で集中的にポステ

ィングなどをさせていただいています。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） 診断の必要があるかどうかというのは、家屋台帳を見ればわかるわけですね。

耐震診断を受けたにもかかわらず、その改修へと至らなかった理由は何なのか、これはどうしていらっしゃるんですか。

○議長（佐藤高清君） 大野都市計画課長。

○都市計画課長（大野勝貴君） 御相談に窓口にお見えになりましてお話をさせていただきますと、やはり耐震改修にかかる費用が結構高額になると。

例えば、90万円ですとか120万円の補助が出るわけなんですけど、持ち出し分がかなり大きくなってしまって、改修に伴いほかの部分もリフォームしたいわと。そうなってくるとますます金額が乗せてきて、結果的にちょっとという形でちゅうちょされておる、そんな状況になっております。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） それでは、このことも含めて次の質問も先にしておきます。

次に、家具転倒防止対策、ガラスの飛散防止対策の現状、今後の周知について伺ってまいりたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 橋村危機管理課長。

○総務部次長兼危機管理課長（橋村正則君） それでは、家具転倒防止対策、ガラスの飛散対策等についてお答えをさせていただきます。

愛知県の被害想定におきましても、減災効果として重要であるとして、建物の耐震化、家具の転倒・落下防止対策、発災後すぐ避難開始を上げております。

また、家具の固定につきましては、自助による対策を行っていただくことが災害の被害を最小限に抑えるということになると考えております。

なお、高齢者の方々等が安心して生活できる環境をつくる目的といたしまして、災害時における家具転倒防止補助を実施しているところでございます。

ガラスの飛散防止につきましても、減災効果として重要でございますので、各御家庭での対応をぜひともお願いしたいと思っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） お願いしたいのは、先ほどの3,300戸の対象でありながら、診断を受けたのが357、1割ですよ。さらに、改修まで至ったのが23件で、先ほどの御答弁では費用の問題であるとか、これは実際に弥富のやつは半分出るんですよ。でも、上限は120万ということですので、それぐらいはお金がかかってしまうので、どうしても費用の問題も

もちろん出てくるんでしょうけれども、じゃあ、できなかったところはそれで放っておくのかということだと思うんです。これは、後で災害時要援護者という部分でまた質問させていただくんですけども、大事なことは、災害時要援護者というのは、何も高齢者であったり、障がいを持っている方だけではなくて、今言いました地震の怖さ、またあらゆる防災に対する知識に対して持っていらっしやらないという方というのは、発災時直後に要援護者になってしまうんですね。これをいかに防ぐかというのは、事前の取り組みでできるんじゃないか。

ですので、先ほどの家具転倒防止対策も行っていらっしやるとは思いますけど、弥富市内の戸数が、せめて自分の生活をしている中心の部屋と申しますか、エリアの中はしっかりできているのかという意識調査、先ほど那須さんがアンケートというのもおっしゃっていましたが、そういうものも通して、まずは意識調査をしていただくことが自助啓発につながっていくのではないかと。

耐震改修の問題に関しては、どうしても費用がないというものに関して助成となると大変な金額になるのでとても言いませんけれども、家具の置き方一つで危険を回避できるという方法もございますよね。そういったところでしっかり対応していく、防災弱者をつくらないということが同時に大事なんじゃないかなと思います。詳しくは、また災害時要援護者の部分で質問をしてまいりますので、次に進めさせていただきます。

市民に周知をしていく行政の立場、本気度を伝えていくためには、つらい質問でございますが、まず行政職員を初め公共の施設における安全対策を徹底しておくことが重要です。市庁舎を初め保育所、小・中学校、その他全ての公共施設において、書棚や家具などの転倒防止対策の状況について、また全職員の取り組みは徹底をされているのかどうか、お伺いをいたします。

○議長（佐藤高清君） 橋村危機管理課長。

○総務部次長兼危機管理課長（橋村正則君） お答えをさせていただきます。

公共施設における家具転倒防止などの対策につきまして、書棚、家具など、転倒防止対策の現状といたしましては、各施設の床、または壁、天井の状況もございまして、家具固定はなかなかできておりませんが、ロッカーから物が出ないようにロープで縛ったり、書棚の上に物を置かないようにしたり、場所によっては突っ張り棒を使用するなり、各施設の状況に応じてそれぞれ対応しているところでございます。

しかしながら、根本的な対策になっていないというのが現状でございますので、今後、職員全体で防災意識を持って、家具等の転倒防止対策に取り組んでまいりたいと考えております。

また、来年度、保育所から、できましたら予算化をさせていただきますと、家具等の転倒

防止対策に取り組んでまいりたいと、そのように考えておるところでございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） これは本当に大事なことでして、災害直後の防災体制というのは市職員でとっていらっしゃると思いますけれども、今の公共施設の家具固定なんていうのは、役所へ行きますと大丈夫なのかなと思うわけですよ、実際のところが。

今回、6月、もう避難訓練はされたんですかね。シェイクアウトはこれからですよ。

〔「30日」の声あり〕

○10番（堀岡敏喜君） 30日ですよ。

シェイクアウトする前に、物が崩れるという怖さもありますけど、本当にそういうときに、地震があって、いろんな家具が置いてあります。これが阪神・淡路大震災では凶器になったわけなんで、この辺の教訓を本当に生かしていくというのであれば、まず行政から見本を示していくということは大事だと思いますし、また余計なお世話かもしれませんが、職員の皆様の御自宅で、実際にそういうことが行われているのかどうかというのも徹底しておくべきことじゃないですかね。一遍やりますと、例えば、知人のおうちへ行っても気になるんですよ。僕はちゃんとやっていますよ、テレビもちゃんとやっています。だから、知らぬ家へ行ったとき、地震があったら倒れてくると違うかと、本当に書棚とか水だとか、ありますよね、皿とか入っている。もう何のあれもしていないとなると、ここにおりたくないのぢょっと違う部屋にすうっと行くとか、そういうことにもなってきます。これは本当に意識をしてやっていかれると、自然と言葉として出てくると思うんです。そこまでならないと、本当に弥富市民の皆さんが地震という、最初の初動の揺れのときに多くの犠牲者が出てしまうんじゃないか。やっぱり周知をしていく必要があるんじゃないかなと、そのように思います。徹底をして、市長を中心に徹底をしてよろしく願いいたします。

続いて、確認をしてまいります。

弥富市に起こり得る地震災害で、もう1つ対策を講じなければならないのは、地震による津波への対策です。地震発生から津波到達には時間ラグがあるものの、パニック冷めやまぬまま、少しでも高所への避難を開始しなければなりません。

現在、市が民間の建物も含め指定した津波・高潮一時避難場所の収容人数の総数についてお伺いをいたします。

○議長（佐藤高清君） 橋村危機管理課長。

○総務部次長兼危機管理課長（橋村正則君） 津波・高潮一時避難場所についてお答えをさせていただきます。

弥富市内及び周辺には高台がないため、地震による津波や台風による高潮の襲来が差し迫

った場合に、緊急的、一時的に避難可能な高い建物を津波・高潮緊急時避難場所として、現在42カ所指定しているところでございます。

収容人員といたしましては、1人当たり1平方メートルでございますが、4万7,300人、約106%となっております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） これはホームページにも公開をされていまして、今1平米という話で4万7,300人でして、市民全員がそこに避難するという必要もないこともあるんですけど、大事なことは、ここが各地域によって皆さんが御存じかどうかということですよ。原稿どおりに進んでいきますけど、これは風水害にも言えることですが、一時避難場所に関しては、建物の規模により収容できる人数も差があり、誰がどこへ、この地域はあの場所へと、地域またはコミュニティ単位でシミュレーションを繰り返し、おおよそ決めておかなければ混乱に陥るんじゃないかと。そのためにも自主防災組織の設立というのは急がなければならない、そのように思います。

次に、弥富市に起こり得る風水害について考えてみます。

市民全員が知っておかなければならないこととして、ほぼ全域が海拔ゼロメートル以下であり、1滴の水も蒸発をしない限り、自然の力では海に流れ出ないということであります。確認をしてみますが、では、冠水浸水の危険が起こる雨量はどのくらいなのか、市内に流れる河川で、弥富市で降らなくても、上流域で注意をしなければならない地域の雨量は、また冠水した状態から排水にかかる時間をお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 橋村危機管理課長。

○総務部次長兼危機管理課長（橋村正則君） 浸水の危険が起こる雨量、または上流での降雨量、排水にかかる時間はという御質問でございます。

県営たん水防除事業で整備されました市内の基幹的な排水機場につきましては、国が定めた排水基準に基づき、20年に1回の確率で発生する3日間連続雨量336ミリ、これはピーク時で時間当たり54ミリでございますが、これを計画基準降雨として、こうした降雨に対しても、農地や農用施設、または公共施設等にたん水被害が発生しないようポンプの排水能力が決定されておるところでございます。

冠水・浸水の危険が起こる降雨量につきましては、地域の農地や宅地の面積割合や排水路の整備状況によっても異なっておりますので一概にお答えはできませんが、計画基準降雨量を超えるような大雨が降った場合には、冠水等が発生する危険がございます。

なお、市内の排水機場では、大雨が予想される場合にはあらかじめ予備排水を行い、排水路の水位を下げしておくなどして冠水等の被害を未然に防止する、このような対策をしておるところでございます。

また、上流域で注意しなければならない地域の雨量につきましては、これも何ミリというようなことは申し上げられませんが、孫宝排水機場の流域には愛西市も含まれておりますので、愛西市での雨の降り方を注意する必要があると考えております。

さらに、日光川流域全体で見ますと、日光川の上流部や中流部、ここで集中豪雨があり、日光川の河川水位が一定以上上昇しますと、河川堤防の決壊を防ぐために孫宝排水機場について排水規制、これはこの流域市町全てでございますが、排水規制がかかるものと考えられますので、状況によっては日光川流域全体での雨の降り方にも注意する必要があるとは思っております。

しかし、今までにこの制度が誕生してから排水規制がかかったことはございません。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） 大切なことは、最近、本当に集中豪雨というのがありますよね、台風でもそうですけど、弥富市に住まれている方が今の話を知っているかということですよ。地震といたらまだわかりますけれども、伊勢湾台風で55年前にここは大きな被害があったんだということは一つの記録としては御存じかもしれませんが、それがどういったものなのか、どういった形でなるのか、堤防の決壊とかもありますけれども、現実いろんな地域で、今も九州のほうでも梅雨前線の影響で大きな被害が出ていますよね。こういったことが伝えられているにもかかわらず、そういうことを自分のところの地域も海拔ゼロメートル以下であって、やっぱり一定以上の雨が降れば、もちろん排水が追いつかなくなって冠水するおそれがあるということは知っておかなきゃならないですし、そうなった場合どうするかということは、やっぱり事前に考えておいて当たり前ですよ。ここがやっぱり防災意識を啓発する意味で、過去の災害があったおかげでいろんな雨に対してというか、災害に対して設備が整っているというのは、もちろんそれはそれですけども、あくまでも災害に備えるのが防災ですので、その限界値というのをうのみにしないで、これ以上降ったらちょっと危険だなというぐらいのことは市民に周知をしていく必要があるんじゃないかなと思います。

お聞きをした以外にも、災害被害により命に及ばないまでも、電気の供給がとまるなど、生活インフラに影響が出る場合も十分に考えられます。弥富も集合住宅がふえまして、今から20年ぐらい前に僕も経験したんですけど、電気が1区画とまりまして、集合住宅ですと、電気がとまりますと水道も排水もしなくなっちゃうんですよ、もうトイレも流せない。明かりぐらいはろうそくをつければ済むんですけども、水がない、あれもないということで、今もそういう台風が来たりなんかしたら、今も僕は集合住宅に住んでいますので、必ずお風呂に水を満タンにためるとか、そういう習慣をつけています。これも大事なことだと思います。

実際、電気が半日来なくても、人間はやっぱり不自由を感じるんじゃないですか。特に夏場なんて、冷蔵庫のものは腐っちゃいますからね。弥富市民のお一人お一人が、自身に降りかかるおそれのある被害、困難が現実味があればあるほど、自助への意識が高まり、共助の必要性を感じられるのではないのでしょうか。要は、情報の精度と出し方だと思います。

平成26年度版の防災白書で内閣府が平成25年に実施をした防災の取り組みに関する意識調査によりますと、自助・共助・公助それぞれの中で共助が重要だとする回答が最も多く、共助の要素の中でも、人・組織が全体の48.1%と最も必要だと考えられています。

また、公助の要素のうち情報が37.1%と、必要だと回答した割合が全体の2番目に高くなっており、公助による情報の発信、防災活動の活性化に特に必要だとされています。

続いての質問ですが、弥富市における自主防災組織の設立や育成支援の現状と認識、今後の対応について、また3月議会で防災に関する最新の情報、弥富市における災害記録資料を初め、先ほど述べていただいたものとかでもそうですけど、ビデオや書籍、HUG、DIG、LODEなどの防災ツールを必要に応じて貸し出しをする、仮称ですが、弥富市防災ライブラリーの提案をいたしました。検討課題とするとの御答弁でありました。設立、育成支援のためにもできることから始めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤高君） 橋村危機管理課長。

○総務部次長兼危機管理課長（橋村正則君） お答えをさせていただきます。

まず最初に、弥富市における自主防災組織の設立や育成支援等の現状と認識、今後の対応でございますが、自主防災会の設立に関しましては、出前講座や地域の説明会などを実施し、啓発に努めているところでございます。

活動の支援といたしまして、防災訓練などの活動費や資材購入費の補助をさせていただきます。これにつきましては、積極的に活用をさせていただいているところでございます。また、今年度も防災リーダー養成講座の実施を計画しており、地域防災力の底上げを図ってまいりたいと考えております。市民一人一人が災害に関する知識を身につけることにより、災害の未然防止や災害が発生した場合に、被害を最小限にとどめることや、自主防災組織を通して地域を守る自衛意識の向上は防災の基本でございます。防災知識の普及・啓発に今後とも積極的に取り組んでいかなければいけないと考えておるところでございます。

もう1点、防災ライブラリーの設置につきまして御答弁をさせていただきます。

議員御提案の防災ライブラリーではございませんが、防災関連の資料などを収集する防災書籍棚、このようなものを考えて、まずは防災関係の資料収集から始めていきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。以上でございます。

○議長（佐藤高君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） 名前はどうかっていいんですよ。先ほども言いましたけれども、自

主防災組織を立ち上げる上で、今、危機管理課長がおっしゃったまま、そのままやっぱりお一人お一人が本当に弥富に住んでおられて、別に弥富に住んでいなくても地震は起こるわけですね。地域地域で特性があると、そこで起こった場合の怖さというのをしっかり知っていただいて、1人じゃできない、家族も守らなきゃいけない、家族のつながりというのは学校もあるし、職場もあるし、地域もあると、そういう中で自主防災組織が設立せずにはおれんような、おどしといたらあれですけども、本当に切実につくってくださいとお願いしたらだめだと思うんです。設立するか、そうしたら補助があるよと。また、支援もしていくよという一つの追い打ちをかける意味で、やっぱりつくらなきゃならないという今の現状があるわけですから、そこを徹底してやっていただきたいなと思います。

よくハードのインフラ、堤防であるとか防潮堤であるとか、そういうハードのインフラに関してはお金はかけます。

だけど、そういう事前防災の取り組みに関しては、そんなにお金がかかるものじゃないじゃないですか。だけど、これに取り組んでいると取り組んでいないのとでは、国の想定、県の想定でも被害想定というのは大きく変わるわけでありまして、具体的にどこにという部分はきょうは述べませんが、いずれにしても、今、書棚をつくっていただける、それは市民のほうから見せてくださいとはなかなか来ないかもしれません。ですから、当初は一つの運び屋というか、事務局的な立場でしっかり地域に浸透するように周知をしていただきたいと、そのように思います。

もう1つ提案なんですけれども、今、割とホームページ上では防災に関するいろんなデータというのはありますけれども、特に弥富というのは、集中豪雨だとか台風というものに関してやっぱり気をつけていかなきゃならないというんであれば、ホームページに特に梅雨前線が来ているとか、東海地方で300ミリから400ミリの雨が予想されているとか、気象庁から発表があるときは、特設のリンクをつくって、そこに例えば、今言った河川の状況、県ですと県の水防事務所のホームページがあります。木曾川とか長良川というんであれば、国交省の川の水位というのが随時発表されているページがありますよね。そういうところとか、アメダスであるとか、集中で降るとか、そういったところをしっかりと見られるような一つのページをつくっておくというのもまた大事なことじゃないかなと、そのように思います。

次に、事前災害時における要援護者への対応、対策についてであります。

災害時要援護者といいますのは、災害時に単独で避難行動が困難な方や、コミュニケーションが難しい方、例えば高齢者の方、障がいのある方、乳幼児、妊婦、傷病者、日本語が不自由な外国人の方々、そして先ほども言いましたけれども、防災意識に疎い、疎いという言い方はちょっと失礼かもしれませんが、なかなか真剣に取り組めない方というのが災害時要援護者になり得るだろうと。

また、私たちは、ここにおる誰もがいずれは年をとり、要援護者となります。決して他人事ではないということを知らなければなりません。実際、災害時での要援護者の対応は、地域の民生委員さん、児童委員さん、これは弥富の場合は同じですけれども、福祉委員さんが安否確認と避難支援に当たるとされておりますが、担当されている件数も多く、担当委員さん御自身が被災される場合も考えられることから、現実的には無理があります。そのためにも、地域の自主的な防災活動の充実が欠かせないのであります。困ったときはお互いさまを合い言葉に、互助・共助の精神が広がれば、高齢社会を迎えるに当たって、市が構築を急ぐ地域包括ケアシステムの支え合う地域づくりの一端を担うこともできます。障がい福祉を深く知ることで相互理解が深まり、自立への一助となることも期待ができます。また、そういった地域環境が子供たちに思いやりの心を育む機会ともなり得ます。

人間関係の希薄化が進む現代社会で、本来、人と人とのつき合い方を呼び起こし、強く温かなコミュニティがつけられることが期待できます。現実には、日々日常から地域では、さまざまな環境下で生活を送られておられます。そのさまざまな環境を知り、日ごろから相互的に理解をし、尊重し合い、支え合う中で、災害時でも結果として被害を最小限に食い止め、減災につなげていくことができると思います。

総務省は先月12日、災害による避難する際に支援が必要な高齢者や障がい者ら災害時要援護者の名簿を、防災活動に積極的なマンションなどの管理組合にも提供するように全市町村に通知をいたしました。その命の名簿を受け取るには、住まれた地域に生きた防災組織があることが条件となります。そういう防災組織を構築するためには、福祉関連部局との連携が欠かせなくなっています。

例えば、介護予防と認知症への理解、地域での見守りなど、地域で支える認知症サポーター養成講座や障がい福祉ボランティア養成講座などを通し、要援護者の方のを知ることは大変有効であります。

また、このことへの取り組みは、過去の大災害において大きな問題となった避難所生活における高齢者や障がいのある方、女性などへの配慮のあり方など、災害後の避難所運営におきまして、要援護者となった方々への対応にも役立ちます。

以上のことから、弥富市における災害時要援護者への対応と認識、今後の対策について伺いをいたします。

○議長（佐藤高清君） 橋村危機管理課長。

○総務部次長兼危機管理課長（橋村正則君） お答えをさせていただきます。

御高齢の方や障がいをお持ちの方などの災害時要援護者の方を災害から保護するためには、地域の支援者との間で情報を共有して、素早い支援が実施できるようにする必要がございます。このようなことを踏まえ、避難行動、要支援者名簿情報の保管や管理など、個人情報保

護に十分配慮いたしまして、地域の自主防災会の皆様方と連絡をとりながら進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） ちょっと寂しい答弁だったなと思ったんですが、現実、弥富市における災害時要援護者という方々はどのくらい把握をされているのか、お聞きしていいですか。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） なかなかどの範囲を捉えるかというのは難しいところがございます、個々の数字を言わせていただきます。

ただ、その数字の中には重複する方もいらっしゃいますので、その点は御理解願いたいと思います。

まず、介護対象になってみえる方につきましては1,647人、障害者手帳の受給者につきましては1,939人、それからいわゆる妊婦さんの数でございますが、これはちょっとはつきりしておりませんが、出生から考えますと約300人程度ではないかと推測しております。

また、外国人の方につきましては、言葉のできるできないというところもございまして、1,239名、それから未就学児につきましては2,360名、それから65歳以上の独居の方ですと1,550人のような形になっております。

また、今申し上げた数字とダブりますけど、75歳以上の方が4,647人、80歳以上の方が2,614人という形になっております。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） 今ざっとお聞きして、ダブっているといいますけど、1万人ぐらいいらっしゃるわけですね。

先ほども言いました防災に疎い、なかなか取り組めない方、先ほどバイアスという話をしましたけれども、やっぱり記録とか、今いろんなテレビで報道がありますけれども、人間って残念ながら経験したもの、見たものでないと想定は図れないらしいです。目の前に見たこともないような、今まで感じたこともないような、経験したことの無いような災害がばんと広がったときに思考が停止をしてしまうんです。行動が急にできないということがありました。これは、実際に東日本大震災でいろんな動画がありまして、津波が来ているのに走れないんですね。精神的に追い込まれてしまうとそうなるちゃう。そういう方々も、いわゆる災害後には災害時要援護者になってしまう。

先ほど言いました防災弱者の対応もそうですけれども、障がいと一口に言っても、耳の聞こえない方、目の見えない方、肢体に障がいのある方、精神障がいの方、寝たきりで傷病の方、いろいろいらっしゃるわけですよ。こういう方々が地域にそれぞれ大体1万人と考えたら、72地区あるうちでどれだけ、その構成は違うにしてもいらっしゃるのか。その方々は災

害時要援護者名簿に登録していれば助かるのか、どうですか、助かりませんよね。

実際に、やっぱり地域で支え合いというものをしていかなきゃならないんですけども、名簿があったから、あの人はその人の担当ねみたいな形でやっていたって、いざ日常からのコミュニケーションがとれていない中で、それができないわけないと思うんです。ですからこそ、自主防災組織の立ち上げは急がなければならないんですけども、できたのであれば、本当に時間がかかるんですけども、一つ一つ携わっていくことで地域の一つのコミュニティの偏っていたものが氷解していくということにもつながっていくと思いますし、とにかく自主防災組織が立ち上がる一番の前段である個人の自助意識というものの啓発に思い切り力を入れていただいてお願いしたいなと思います。

最後に、このことも含めまして、地区防災計画の推進について伺ってまいります。

災害時、御自分の命が守れたのなら、御家族は当然として、次に向こう三軒両隣、班または組と御自身の地域を互助・共助で対応していくわけですが、事前の防災訓練から要援護者対策、安否確認、避難支援、避難所運営などコミュニティとの連携も含めて、住まわれる地域での計画が当然不可欠となってまいります。

阪神・淡路大震災で建物の下敷きになるなどして自力脱出困難者は、実際にぼんと下敷きになった方は11万人ぐらいいらっしゃいます。動けなくなった方が3万5,000人、このうち77%は家族、近隣住民によって助け出されたそうです。自衛隊、消防、警察などの防災関係機関による生存者救出は、たった19%でしかありません。具体的な防災計画は行政の指示や警報がおくられても、危機を自主的に回避することができます。自主防災活動の目指すべき一つの形として、弥富市としても概要を作成し、推進をしていくべきと考えますが、市の対応を伺います。

○議長（佐藤高清君） 橋村危機管理課長。

○総務部次長兼危機管理課長（橋村正則君） それでは、お答えをさせていただきます。

市民一人一人が災害に関する知識を身につけることにより、災害の未然防止や災害が発生した場合に、被害を最小限にとどめることや、自主防災組織を通して地域を守る自衛意識の向上は防災の基本でございます。防災知識の普及啓発に今後とも積極的に取り組んでいかなければならないとは考えております。大規模な災害が発生した場合に、特に大切なことは、みずから考えて行動をとることや、助け合いの気持ちを持つことでございます。それらは特別なことではなく、日常的に育まれる自己判断や思いやりの気持ちだと考えております。

このようなことから、日々の生活や社会活動において、防災・減災の視点を取り入れた地震に強い安全なまちを目指して、地元自主防災会の皆様方とともに取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） そのとおりなんですけど、災害回顧録というのがありまして、特に行政で、今、危機管理課長、まさに防災のことについて携わっていらっしゃるんですけども、特に東北3県で大きな被害が出ましたけれども、そこで生き残られた防災担当の方がおっしゃっていたわけですよ。29年間のうちの東北での大きな地震が来るということは予測されていたんですよね、実は。それについて、さまざまな取り組みをされていたにもかかわらず被害が出てしまった。その後に生き残ってその方が言われた、また3県でさまざま防災関係に携わられた方が同じことを言われます。まさかきょうだったとは思わなかった。もう1つは、ここまでとは思わなかった。やっぱり、いわゆる想定というものが一つの取り組みへのふたになってしまっている。

被害想定もそうなんですけど、固定観念であるとか偏見であるとかいうものは取っ払って取り組むことで、先ほども言いました防災だけじゃなくて、日ごろのコミュニティに生かしていける自主防災の組織だと思いますので、そういった意味で、何遍も言いますけれども、まずは自助の啓発から始めていただく形で共助の形につなげていっていただきたいなと思います。

私は、これまでも防災・減災の取り組みについて、いかに日常、生活文化にまで落とし込めるかという観点で質問を行ってまいりました。ハード面での防災のインフラの充実はもちろん大切ですし、国・県とも連携をして進めていっていただきたいと思います。

しかし、これには時間とお金がかかってしまうんです。ハード面の効力を最大限に生かすのは、これまでの災害記録を見ましても、減災のかなめである、これも市長がよくどこでもお話をされている、やはり人の意識と行動だと思います。災害時要援護者対策とはいいますが、日常からの相互理解と支え合いが当たり前になり、地区防災計画が各自治会や各コミュニティで構築をされれば、その中に当たり前のように含まれるようになります。そして、防災というカテゴリーを超えて日常化していけば、地域行事などもそれを補完するための行事となり、形骸化することもなくなります。

また、さらに風化の進むお祭りなどの伝統行事も本当の意味で、住民同士の年に一度のねぎらいの場、交流の場となっていくのではないのでしょうか。

地方創生の取り組みで、産業基盤の強化拡大、雇用の確保、都市基盤の強化、さらなる福祉の向上と安定によって、市民がこのまちに住んでよかったと誰もが言えるまちづくりを目指していく中で、安心・安全こそはその大切な基盤となるのではないのでしょうか。防災は弥富市民の共通の課題であり、災害に対してだけでなく日常から支え合い、助け合い、近隣でちよどいい関係を心がけていくことは、もしものときでも結果的として減災につながり、災害に強い都市、互助・共助のまちとして弥富市の魅力の一つに十分なり得ます。

自主防災組織の設立とその育成支援には、形や結果にとらわれず、その必要性の啓発をす

るために、また住民お一人お一人に必要性を実感していただくために、ソフト面での公助として市の防災計画の裏づけとなる情報を、わかりやすく詳細な情報を提供し続けていただきたいと思います。

そして、必然的に自主防災組織が設立、また既存の組織が活性化をされれば、防災だけでなく、希薄化しつつある自治会への帰属意識も高まることが期待できると思います。

最後に、市長の見解をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 堀岡議員にお答え申し上げます。

堀岡議員、さすが防災に対する資格を持っていただいておりますという形の中で、各ジャンルからいろいろと御質問をいただくわけでございます。私たちといたしましても、まだまだできていないという形に対して、大変恥ずかしい思いもするところでございます。

来年は、ほかの方の質問にも答弁をさせていただいておりますけれども、合併して10年という形で10周年記念事業、その中に私は防災の訓練、防災訓練を組み入れていきたいという話をさせていただいております。来年になりますと、東日本大震災から5年が経過する。ある意味では、この災害というのは自然に風化してくるということがよく言われることでございます。我々の市町というのは大変厳しい環境にあるわけでございますので、市民全体的に防災訓練をすることにおいて、いま一度災害に対してどう向き合っていくかということにつきまして、防災訓練を一助にしていきたいと思っております。

また、私は来月、7月16日、17日、仙台の郊外の七ヶ浜へお邪魔することになっております。復興復旧がどのようにされてきたか、あるいは我々としてはさまざまな形で行政支援もさせていただいておりますが、現状はどうなっているか。そしてまた、今現状として、その地域の皆さんが、また災害に対してどう向き合ってみえるか、こんなようなことを勉強してまいりたいと思っております。そんなことが、これからの災害に強い弥富市という形の中で生かしていければと思っております。

いずれにしても、大変厳しい環境にあるということ、そして向こう二十数年間の中では、70%以上の確率で南海トラフ巨大地震の発生ということが危惧されておるわけでございます。備えあればということの中で、しっかりとやっていきたい。それは議員の皆様、そして市民の皆様と一緒にやっていくことが大きな力を発揮することだろうと思っておりますので、今後とも御協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） 市長が力強い決意を述べられて、本当に弥富市の魅力にしていかなきゃならない。そのためにも、一番の窓口であります危機管理課を中心に、先ほど民生部長もお答えになっていただきましたけれども、縦割りを廃して、だって、地域においては縦割

りは関係ないですからね。ここが1つ、自治会が困ったときに、あそこへ行ってくれ、ここへ行ってくれと言われると困っちゃうんですよ。ここはやっぱり危機管理課が一つの窓口となって、あらゆる介護、福祉に関しても、乗り越した一つの取り組みをやっぱりやっていく必要があるんじゃないかなと。

うちの知っている自治会の組でこういう取り組みをされています。ある方が組長になられてから、組の中で十何世帯ありますよね、年に1回必ず食事会をされるんだそうです。長会じゃなくてね。その組は、何かあったらすぐ全員が出てくるというんです、世帯で誰かが。だから、そういう取り組みができるまでの地域の互助、共助といいますか、御近所づき合いができることが一つの理想じゃないかな、そのように思います。

ですので、これから自主防災組織を立ち上げるに当たって、ますます力を入れていただく中で、余り自治体主導では僕はいけないと思います。自治体はあくまでも支援をしていく形がいいと思いますし、それを補完していく事務局として縦横無尽に動いていただくことを大いに期待をしまして、質問を終わります。

○議長（佐藤高清君） 暫時休憩します。再開は3時45分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後3時40分 休憩

午後3時46分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に伊藤正信議員、お願いします。

○17番（伊藤正信君） 17番 伊藤です。

あらかじめ通告をしております項目について、質問を申し上げたいと思います。

まず、第1点目ですが、6月18日に国会で通りました国民の選挙権行使、18歳に引き下げになりました。私は、まず18歳になったことについては賛成をすることですけれども、しかしながら、今、私どもの国政なり、地方自治への政治不信というのは非常に多いのではないかと思うわけです。とりわけて若い若年層と言われるような20歳代の方々、40%を切っているし、地方政治でも40%に行かない、それぞれ選挙が行われている。こんな状況からすると、政治不信に対して、今、我がまちはどうなのかということをもまず冒頭申し上げておきたい。そのことは、選挙に対する取り組み方、政治的課題、防災なり、安全問題なり、そしてまちおこしなりの課題について、今、お互いに議論をこの6月議会でも議論をしています。

しかし、住民からの選挙への関心はどうかと。今、私は選挙に対して市民の皆さん方が、個人の意見をどう投票されているのか。私は、今までのことは申し上げたくないし、今改めてこの18歳に選挙権が与えられたことによって、今もう一度お互いに確認をしていくべ

きではないか。そのことは、例えば選挙の方法ですが、有権者の中で投票行動になるときに、選挙に対する、弥富市も選管として、また行政としても、前回の選挙でも、市長が当選をされた、無投票でしたが。

しかしながら、やはり行政としての職員はそれぞれの立場を通して、補助団体の職員は選挙行動の中で、いわゆる注意喚起、地位利用という問題についてきっちりお互いが認識をすべきだということもされていました。

そんな状況の中で、今、私どももそれぞれ地位利用という部分を考えてときに、これは選挙法の中で地位利用をした選挙はだめだということになっていますね。そのことを十分、どう理解ができるか、市民へ徹底するべき一つは課題があるのではないのかと。

2つ目には、けさの新聞、政治利用の疑問の問題で、公民館利用などがあるわけですね。補助団体等。こういう部分についても、やはり先進地なり、さらには私どもの地域としてただすべきものなり、今後の方向性をしっかりと見定めていくことがまず大切ではないのかなと。そのことの中で、市民との行政との議会との信頼関係を結ぶことについて、冒頭ですけれども、この18歳の質問の中の前段で、考え方について市側の考えをお伺いしたいと思っていますが。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 伊藤正信議員にお答え申し上げます。

今回、公職選挙法の改正によって、18歳以上の方に選挙権が与えられるということになったわけでございます。これは、先ほど伊藤議員もおっしゃるように、私も大賛成でございます。そうした形の中で、選挙権を得られた人に対しては、積極的に政治に参加していただき、自分の意思をその1票に託していただきたいと思っております。

また、権利と同時に責任も発生してくるだろうということも思っております。そうした形の中で、来年の参議院選挙から適用されると伺っておりますけれども、この若い人たちが選挙権を持つということに対して、やはり日本の政治に携わっている政党であるとか、あるいは政治家の責任がより一層強いものになってくると思うわけです。そうした形の中では、この18歳以上、いわゆる少年と言われるところの18歳、19歳というところに対して、政党、あるいは政治家がどのような形でその考え方を明確にしていくか、あるいは政治家の理念、あるいは政策というものを具体的にしていくかということは大変重大な責任だろうと思っております。そうした形の中で、若い人たちのとうい1票を大切をお願いしていきたいわけでございます。

それから、各種の公選法の選挙行動だとか、そういった行政人としての行動につきましては、総務課長のほうから答弁をさせますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（佐藤高清君） 立松総務課長。

○総務課長（立松則明君） 市は、公明な選挙をという御質問について御答弁させていただきます。

公明な選挙について、選挙管理委員会としましては、区長・区長補助員の方が後援会の会員になったり、後援会に出席すること自体は公職選挙法で禁止されていませんが、区長・区長補助員の方は非常勤の特別職の職員に当たりますので、公職選挙法第136条の2第1項の規定により、先ほどもお話が出ました「その地位を利用して選挙運動をすることができない」となっております。一般の方から見た場合に、区長さんが何々と言っているとかというふうに捉えられるおそれがありますので、市としましては、非常勤の特別職に当たる区長・区長補助員などの皆様に、市議会議員選挙の行われる前年の12月ごろに、地位利用による選挙運動等の禁止についての文書をもって注意喚起させていただいております。

選挙管理委員会としましては、今後も公明な選挙の執行に努めてまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

○17番（伊藤正信君） 今、市長と総務課長からお話がありました。

私は、先ほど公民館の関係も少し申し上げました。それと同時に、補助団体、土地改良等々、いわゆる地位利用の問題について、今私は御回答をいただこうとは思っていません。地位利用ということについての選挙管理委員会なり、市民への議論を深めていただく、そのことの中で公明正大な、いわゆる選挙活動と同時に有権者の選択肢を正しくしていただくことを求めて、次の18歳の学校教育とのかかわり合いについて、若年層の教育関係です。

特に、新聞紙上よく言われているように選挙はありがたいと、政治へ参加ができるということと、また選挙へ参加ができるけれども、どうするかということがわからないという声があります。市の議会ですから、私どもが直接関係するのは小・中学校ですね。高校は2校ございます。高校の中には18歳の人が見えたり、いろんな形もあろうと思っています。

しかし、基本的に、教育のあり方の中に、中立性という部分と、また政治の関心の課題があるかと思っています。

私、3日ほど前に国会議員のある人と、ある若い18歳前後の方々と話を持った場がございます。言われることは、国会議員が話をするときは政策立案と実現の方向性を説明される。私の立場は、国会なり、県なり、省令なり、市条例の中における有効的活用と同時に市民の意見を反映していく市議会の役割が私どもであるというようなお話を申し上げました。その中で、市長、主権者がいかに行政面として市民の立場に立って、また公平に行政を運営されるかと、こんな話を少し申し上げたことがございます。

そうすると、これは失礼な話ですけれども、その若い層の18歳、19歳の人たちは全くそのところがわからんわけですわ。わからんから私が申し上げているんじゃないんです。たま

たまこういう機会があったから、私たちはやっぱり地方の議会って一体何をやるのか、国会の議論をやるわけじゃないし、またそうでもないし、また市の繁栄のためにどうあるのか。市長の施策に対して、私どもがどう位置づけしながら市長と行政運営に当たるか。こんなことも感じたことがあります。ですから、教育の中においても、それぞれの立場があろうかと思っていますが、弥富市としても選挙という行動の中から、自主的に行われる若い選挙有権者が生まれること。

もう1つは、先ほど冒頭に申し上げましたように、地域の家族が、そして私たちが今しっかりと選挙に対する心構えをする、この2つではないかと思っています。

とりわけて何か質問らしい質問じゃないかもしれませんが、少し今後の弥富市としての教育関係について、考え方がございましたらお答えいただきたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） それでは、小・中学校での政治・憲法に関する教育について、御答弁申し上げます。

学習指導要領により、小学校では6学年の社会科で、中学校では社会科の公民的分野の中で行われており、児童・生徒の発達段階を考慮しつつ学習しております。政治に関する体験的な学習としましては、中学3年生を対象として、就学時から選挙の大切さを知ってもらうことを目的として、愛知県選挙管理委員会主催の選挙出前トーク、修学旅行での国会議事堂見学、中学2年生を対象として被爆の実相等の事実を学び、生命のとうとさと一人一人の人間の尊厳を理解させるために、平和推進事業として広島研修を実施しています。

政治に関する関心学習としましては、小・中学生は教科の中で調べ学習、新聞の切り抜きであるとか、インターネットによる情報検索を行っております。選挙の意義、目的やその重要性について子供たちの意識を高めるためには、家庭教育や親の役割の重要性から、投票所に子供を連れていくことについて、その普及促進を図ったり、親子が参加して学べる出前講座の開催などを行うことも有効と思われまます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

○17番（伊藤正信君） 今御答弁いただいて、私も弥富市として平和の広島の訪問だとか、国会議事堂の見学というのは、やはりそれぞれの位置づけはされたと思っています。やっぱりそういうことと同時に、これからさらなる公職選挙法6条を深く進めていただきたいと思っています。

次に、2点目に農業問題、中間管理機構という制度について質問を申し上げたいと思います。

なぜ私が今回中間管理機構について質問をするかということなんですが、弥富市は農業施策は重要な課題で、さらなる政府も言われているように、成長産業をというような状況の中

で、本当に平成18年、19年から21年、26年、27年、30年までの農業施策は、農民に全くといっていいほど理解がしにくいんじゃないかなあという気が私はしているわけです。

ここで市側の答弁を求めようと思ったんですが、これは時間の都合がありますので私のほうから申し上げたいと思います。

実は、中間管理機構、5月でしたか、新聞紙上で集約をされました、約3%だと。考えてみると、国の施策が100%提案をされて3%ですよ。皆さん、学校の試験って30点をとると赤点だと言われたんですよ、赤点。これはもう常識的な問題じゃないですか。そうしたら、たった3%ということは、国民の施策が浸透しない、これは何でしょうか、どうしてなんでしよう。この疑問は、私だけではないと思っています。

それはなぜかという、平成19年でしたか、休耕田の扱い、廃止をしようと言っていましたよね。これも一遍お伺いをせないかんだ。廃止する理由は、市町村で政府が出しているいわゆる割り当て生産の達成ができれば廃止をしようと言ったんですね。そうすると、弥富市の場合、休耕田100%達成しておるんじゃないですか。達成をしているが、していない人に対しては、いわゆる農業としての資格条件なり、米価の扱いなり、できていない。割り当てを受けて、それを実行しておる人だけができるという今日、19年に休耕田を廃止するといった制度の活用が今どうなっているのかということ。

もう1つは、中間管理機構という名のもとに3%しかできていない政府の集約、平成26年、去年の12月ですけれども、この中に、制度は地域を指定する、その地域はどこなのか、特定区とは何なのかとかいう形があるわけですね。その特定区の中で、とりわけて1年間申請をした人が管理機構からできないという、ただ却下をする。そんなところへ誰が申請をするかということですね。

例えば、前回も私、申し上げました。4畝、5畝の田んぼの人が全て管理をお願いしたら、11万の金が必要でした。1畝に1俵の米で5俵とれる。5俵とれて8,000円で4万円、払う金は委託したら11万。これは現実なんです。こんな政策が中間管理機構が出されてきた中で、それはその地域において、例えば、そういう細かい田んぼの地域はどうするのか。

例えば、道路のつけかえをしてでも、大きくしながら委託、預かることのできる田んぼにしなければ1対1の議論にはならないわけです。そうすると、その施策に対する議論はどうあったのか。議長はそこに座ってみえるけれども、農業委員長もおやりになってみえました。これらは、いわゆる委託と受ける側との権利義務もあわせてそういう状況が今、本当に弥富市の場合あるんじゃないかと。一定の地域では集約をされていますね。こういうことを考えたときに、私は今の農業施策に対して、もうちょっとお互いに向き合うべきであると同時に、県なり国に向かってきちっと言っていける、言っていただく立場をつくっていただくことが望ましいんじゃないかと。

このパンフレット、市長は御存じですか。

これは、私はこのパンフレットを見たときに、私は正直な話、今は自分で田植えから脱穀から玄米までやります。

しかし、小さな田んぼを持っている人たちは、私は、ああ、いいことが生まれたなあと、機械を借りると、借りる40%の補助金があるんだと。

だけど、この裏を見てみたら、野菜を3町歩つくらな、畑だけで、野菜だけで3町歩つくれと言うんです、そういう人にその機械を貸すという国の施策なんです。これは弥富市で、これに適合する3町歩の野菜の人はまずないわね。武田さんも、そんなことはないよな。

いや、本当なんだ。3町歩も野菜をつくっておらな、そういう施策があるんですよ。こんな農業施策が北海道なり東北ではそれはある程度、私北海道も東北もお邪魔しました。耕地面積、今整備をされてやっています。

だけど、酪農家が潰れていっておりますね。そんな状況の中の政策が今ある。あるんですよ、これは現実なんだよ。だから、私がきょう申し上げたいのは、この貴重な時間の中でお話をさせていただくのは、農業の今あるべき姿をどう議論をしていくかということの中で、弥富市としても、私は土地改良問題、排水機の問題、相当含んでここで何回か議論をさせていただきました。その状況の中で、本当に一つ一つ取り上げて議論がされてきているのかどうか。

もう1つは、してもらっておると思う。それはなぜかといいますと、先ほどある議員からも排水問題の能力だとか水の管理についての質問がありました。私は一定の50ミリほど降ったり、市がいわゆる水の対策として前もって水路管理などをしていただいておりますことも議会報告を受けて聞いていますから、努力をしていただいております。

しかし、私はある土地改良の人に言いました、事務局に。うちの近くの問題です。火事が起きた、いわゆる火災があった。そのときに、柵板が破損をして、水路にふたをしている。邪魔をしている。なぜ土地改良さん、これをお願いできんのかと、こう言いました。そうしたら、それは地区から話がなければ、土地改良として事務局として直せませんという話でした。やはり行政の一体感の中にそういう補助団体があるということ、そういうことだけで私は申し上げたいという気はありませんが、もっと本当に真剣になって農業問題、取り組み方を考えていただく時期ではないのか。このことが中間管理機構という制度とともに私は申し上げたいことです。それはなぜかといいますと、このように私どものまちの中に、いわゆる過疎化に近くなっていく農業問題だとするなら、例えば、チャレンジハウスなどをつくりながら、市がそういう援助をしながら、農業の子供さんの育成場所、希望の持てる場所、そういうところも一つの施策ではないのかということ。

もう1つは、例えば、農家の地権者と耕作者の関係からすれば、ここで質問になるわけで

すけれども、米をつくる生産手段って何と何なのか一回聞かせてもらえませんか。これは通告してありますので、生産手段です。

○議長（佐藤高清君） 竹川開発部長。

○開発部長（竹川 彰君） 済みません、お答えします。

生産手段、農業手段という形になるかと思うんですけれども、少子・高齢化等の影響もありまして、担い手への農地の集積が進んでおる状況でございます。農地の耕作におきましても、自作や部分作業委託から全面委託へということで移行している状況にあります。耕作に関する水や管理につきましても、耕作者である担い手が責任を持って従事していただいているということでございますけれども、全面委託していたとしましても、やはり農地の所有者の方におきましても、やはり農地や地域の共有部分の水路等に関しては管理責任もあるのではないかなということで考えております。

市としましても、やはり利用集積などを全面委託しているということで、だんだん今後ふえていくということもありますけれども、やはり農地の所有者におきましても、やはりそういった農業を守っていくとか、農業を進めていくということであれば、それなりの考えを持っていただきたいということで思っております。

市もそういった形で、補助金等も今後も支出という形で応援をしていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 少し中間管理機構のことも含めてお話をさせていただきますけれども、今、3%の集約率ということに対しては、これは愛知県の数字ですよ、伊藤さん。

○17番（伊藤正信君） 国です。

○市長（服部彰文君） 国全体ではそんなふうになっていません。

愛知県は、非常にこの辺のところがおくれているんですよ。

例えば、北海道とか秋田県だとか、そういったような一大生産地に関しては、この集約が物すごく進んでいることも事実でございます。愛知県においては3%という形で私も理解をしているところでございますけれども、これはいわゆる地主さんが機構を通じて自分の土地を維持管理していってくれるオペレーターとか、そういったようなことに対して東海農政局、あるいはJAが基本的な説明会を開催しておるわけでございますけれども、やっぱり説明不足のところ非常に大きいだろうと思っております。

それともう1つは、今までの利用権設定というのが、自分と地権者と、いわゆる利用権設定されているオペレーターとの距離感が全然ないんですよ。だから、任せられるわけですが、今後この機構を介していく場合においては、誰が維持管理をしてくれるんだと、自分の土地を、そういうようなことが見えないんですよ。そういったことに対する心配が地

主さんのほうにあるということが大きな要因としてあるだろうと思っております。

いずれにいたしましても、今、弥富市は1,650ヘクタールありますけれども、50%から55%の集約率です。これを80%まで上げていくということが、この中間管理機構からの数字でもあるわけですが、少し厳しいというのが実態です。これは相当東海農政局、あるいはJAがしっかりと地域の中で地主さんに説明をしていくと同時に、どのように地主さんの考え方を酌んでいくか、これがないと、この手段という方法はなかなか浸透していかないだろうと思っております。以上です。

○議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

○17番（伊藤正信君） 市長説明をいただいたけれども、私が申し上げたいのは、本当にちよっときつい施策の実行力、能力、その段階です。

ただ、言えることは、例えば、本当に機械も入らない小さなところはどのようにしていくかというのは、農業委員会なり、または行政として、その転用・転作、それぞれの状況というのはやっぱりそういう議論を重ねて、このあり方が正しく弥富市の農家に伝わるのかと、これが一つ議論を深めていただく機会を持ってもらいたい。ただJA、東海農政局の問題もあるでしょう。しかし、行政としての農家の効率性と育成、そのことの中で今どうなのかということ行政面として、市の職員も大変だと思いますけれども、専門的な、この近くでいえば南濃町が集約をされた耕地で何十町歩もやっているんですよね。それにはどうあったのかというようなこともあるわけですから、そういう見学、場所、そういう中で、市の行政指導面として専門的に考え方の中で整理をしていただく方向性が私は大切ではないのかなと。検討委員会などを持ってやっていただきたいということ。

もう1つは、水の管理です。だから、生産手段を求めたのは水は言われました。旦那さんが東京において、奥さんが農地を持っている、委託をしていると。水の管理は奥さんが走って歩かないかんのですよ。そうすると、今の弁では回らないから、新しく改造してやらなきゃいかんと。それはそれなんですけれども、現実に耕作を委託しておるにもかかわらず、水もそこがやらないかんという今の状況を、あるところの地域では耕作者だけで管理をしましょうという、弥富市の中にあるんですよね、聞きますと。だから、そういう事例をお互いに認識しながら、ここに農業手段として農家の耕作者と、いわゆる地権者との関係をもう分離しながら、地域における農地管理という問題もいかにあるべきか。先ほど開発部長がおっしゃいましたが、私はそういうことを一つ一ついいか悪いかの議論をしながら進めていただくことによって、この中間管理機構なり、この農業制度のあり方が変わっていくのではないかと。

そしてもう1つは、農家を引き継げるチャレンジハウスなどを考えながら、農業を守る活動の支援をしていただくことも一つの課題じゃないかということをお願いして、この課題に

については終わりますが、そういうことで早く土地改良問題、そして水なり管理の問題も整理をしていただきたいという御指導をいただきたいという意見でございます。

3点目になりますけれども、これは簡単な問題で、民生部長に申し上げておきましたが、市民の方から、3日連休があると福祉施設の利用がちょっとという意見が結構あるんですね。それで、市としてもやはり経費等の問題もあろうかと思う、勤務対応の問題もあろうかと思う。

しかしながら、例えば、要望されるのは、今、公衆浴場がなくなっちゃったんだね、お風呂が本当に。だとすると、風呂を利用させていただきたいというのが狙いだろうと言ってみえる意味はそうだと思う。だから、そんなことを通して、やはり3日間も連続休暇があるようなことがあれば、何らかそういう事柄的に、项目的に検討をしていただきたい。

利用ができる、だから利用者の立場に立った施設と、管理に立った施設との議論を深めて、それにどう対応していただけるのか少し御回答いただきたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） 御質問に対してお答えさせていただきます。

総合福祉センター、いこいの里、十四山福祉センターの現状でございますけれども、議員御指摘のとおり、2日を超える休館日につきましては年に15日ぐらいございます。

総合福祉センターにつきましては、休館日ではありますが、日曜日についてはお風呂やカラオケはございませんけれども、その他施設、あと卓球室を除く施設を午前9時から午後5時まで利用していただいております。

現段階で、利用者の皆さんから休館日についての御要望や御意見をいただいておりますが、御質問の点につきましては検討する必要があると考えております。

運営する人員の確保や機械器具などの故障等の対応の問題、またそこに来ていただくためのコミュニティバスの運行等、他の部局との調整が必要になる部分もございます。拡大の規模等、また実施方法を検討させていただいて、28年度試行について調整してまいりますのでよろしく申し上げます。

○議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

○17番（伊藤正信君） 御答弁いただいたんですけど、方法論というのは私はあると思うんですね。3日の中に1日を、例えば、1週間の中の真ん中を、逆に言えば、そういうときだけ休みを入れて、そこを休暇にして1日、2日の連続にしてしまえば、職員の割り当てはできる。変則勤務になるけれども、そうでしょう。

だから、失礼な言い方だけど、そういう部分などを含みながら御検討を願いながら、市民の利用する立場も考慮して検討していただくことですので、よろしくお願いを申し上げます。

さらに、4点目としては、学校の問題として、今、全国的に学校の先生方の4万人の削減だとか見直しだとか、いわゆる学校環境における環境整備として、これはまた国のほうからも、地方創生の中でも言われている項目の中に統廃合とか活性化の問題があるわけですが、弥富市も、どんな形でこの教育の場の検討がされているのでしょうか、お答えを願いたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） 小・中学校の適正規模について、市がどのように検討しているかということですが、25年7月に弥富市の小・中学校適正規模検討委員会を設置しまして、市内の小・中学校の児童数や現状、今後の推移、学校施設等についての現状、それから学校の標準適正規模について検討しているところであります。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

○17番（伊藤正信君） 適正化について議論をされている、文科省が出している1月27日の、いわゆる方向性というのも私も一応全部読ませていただきました。そんな状況の中で、検討していますと言われればそれだけのことで、ただ、今、適正規模というのは切磋琢磨する教育の場所づくりというのは、やはりいわゆる学級数の最低の問題。また、逆にそれだけにとらわれてはいけないという情報もあるわけですが、そんなことを通し、学校のあり方も、時には、例えば、地域外への通学も国は認めたんですよ。そして、特色ある学校、けさのNHKもやっていましたね。

例えば、英語の専門的な教育をすることによって、地域外から児童が来ると。そして、学級をつくることも一つの学校のあり方だと、あり方だということですよ。そういうふうにも私も、廃校でなくして、やはり私も弥富市が活性化するための検討を今簡単に申されましたけれども、検討委員会がこの1月27日に出されたそれぞれの状況を認識して、検討委員会をさらに深めて、また議会に御報告いただくことを申し上げて、私の質問を終わります。

○議長（佐藤高清君） 次に早川公二議員、お願いします。

○6番（早川公二君） 6番 早川公二でございます。

同士でもあります政風会の三浦議員、鈴木議員から頑張れとの声をいただきましたので、最後ではございますが、大きな声でしっかり頑張って質問していきたいと思っております。

防災についてであります。水害についてであります。

きのう、きょうと二、三人の議員の方も質問されていましたが、水害についてであります。きょう、きのうと防災ガイドブックというのをを使って質問されていた議員さんも見えましたが、この災害ガイドブックにも水害という項目があって、ちょうどここですね、風水害という部分ですね。これを参考にちょっとやっていきたいと思っております。

これからの時期がそうですが、梅雨時期や台風時期には風水害が起りやすくなります。

近年における水害としまして、日本周辺では毎年数多くの台風が発生し、全国各地に台風や強風による被害をもたらしています。ここ数年は記録的な集中豪雨に見舞われるということが多いため、短時間に多量の雨水が河川や下水道に集まり、大きな河川が氾濫しなくても、マンホール等からあふれ出した水による浸水被害が全国各地で頻繁に発生するようになっております。

氾濫というのは、ちょうどここに書いてあるんですけども、2種類ですが、川から水があふれることを外水氾濫といい、降った雨がくぼ地にたまったり、水路やマンホールからあふれることを内水氾濫といいます。そして、もっと起きてほしくないのが地震による防波堤、堤防の沈下・決壊であります。いずれの水害も、海拔ゼロメートル地帯が大きく広がっている本市では、一度氾濫してしまうと何日も水が引かずに、浸水した状態が何日間も続くことだと思います。

浸水した状況下で命を守るため、人命救助、物資輸送等に役立つものとしてボート、救命胴衣があります。本市の資機材保有状況を見てみますと、折り畳み式アルミボート20艇、ゴムボート2艇、救命胴衣157着となっております。これをもとに質問していきます。

まずはボートについてですが、市民の多くの方から、水害時に多くの市民を避難・移動する保有数であるのか、子供たちのことを思い、全ての保育所、学校に配備してあるのか、配備してはどうかとの声があります。このことだけ見ますと、アルミボート、ゴムボートを合わせて22艇ではとても満足いく数ではないと思いますが、果たして水害時に有効に安全に使用ができるのか。そして、今よりも多くのボートを配備した場合、全てを使いこなせるのか。使用目的によっては、また置き場所、コスト等を考えた場合に、今以上多く保有しなくてもいいのではないかと思うところでもあります。当然、置き場所もあり、コストを考えなければ1家に1台配備してほしいんですが、ほかの資機材、食料、毛布、飲料水、発電機等々、全体のバランスも考慮しなくてははいけません。

そこで、防災のエキスパートでもある危機管理課を持つ市側はどのような災害、当然水害ではありますが、どういう使用目的を想定してボートを保有しておるのでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤好彦君） 早川議員の御質問にお答えをいたします。

折り畳み式アルミボート、ゴムボートは、どんな災害を想定して保有しているのかについてでございます。

弥富市は、木曾川下流部のデルタ地帯にあり、遠浅の海や干潟を堤防で仕切り、排水して開拓を行ったことから、海拔ゼロメートル地帯が広がっております。

昭和34年の伊勢湾台風の折には、海岸や河川の堤防が決壊して浸水による甚大な被害を受け、このときに船は人命救助、移動手手段の確保や物資の輸送に威力を発揮しました。

現在、当市におきましては、この教訓をもとに移動手手段の確保、物資の輸送や情報伝達手段などに役立てるために、折り畳み式アルミボート、ゴムボートを保有しております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 早川議員。

○6番（早川公二君） さきにも述べましたが、子供たちのことを思うと、全ての学びやに配置をしてほしいとの声があります。保有状況を見ますと、保有状況が表になっておるんですが、白鳥小学校、大藤小学校、栄南小学校の3校には配備されておりますが、それ以外の保育所、小・中学校には配備がされておりません。これはどういった理由があるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（佐藤高清君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤好彦君） 保有している学校と保有していない学校があるが、なぜかとの御質問でございますが、ボートにつきましては、各コミュニティ単位で配備をしております、小学校に配備されているコミュニティもあれば、総合福祉センターや防災倉庫などに配備しているコミュニティもございます。

しかしながら、同じ場所に複数台配備されている場所がありますので、配備場所の見直しを進めているところでございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 早川議員。

○6番（早川公二君） 小学校じゃなくて、各コミュニティ単位でということですね。そう解釈いたします。

最初の質問で、使用目的の答弁で、移動手手段の確保、物資の輸送、情報伝達手段とありました。多くの方の移動、多くの避難者への物資の輸送を考えた場合に、22艇で十分であるとは思えません。現状の保有数で十分であると言えるのでしょうか。冒頭、必要以上配備するのは全体のバランスを考慮しなければと言いましたが、市民の思いは必要以上でも配備してほしいとの思いであります。今後、現状の保有数でいくのか、1艇でも多くの配備を計画しておるのかお伺いいたします。

○議長（佐藤高清君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤好彦君） 保有数は足りているのかとの御質問でございますが、保有数につきましては、弥富市におきましては、組み立て式アルミボート20艇、ゴムボート2艇を所有しておりますが、先ほど申しましたように、浸水した場所にけがをした人や急病の方の移動の手段や応急的な物資の搬送、情報伝達手段に活用することを考えておりますので、最小限の保有数となっております。

また、避難所の多数の方の移動につきましては、他の機関、自衛隊等でございますが、その応援をいただいで移動、搬送に頼らざるを得ないと考えております。

しかしながら、避難所にボートが配備されていないとの御意見も承っておりますので、今年度から1次開設避難所にゴムボートを順次配備する計画であります。

また、地区で災害用ボートを購入されるということであれば、自主防災組織補助金を活用して購入を御検討いただければと思っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 早川議員。

○6番（早川公二君） 今年度から、1次開設避難所にゴムボートを順次配備する計画でありますとあるんですが、ちょっとこれは通告していなかったんですけれども、1次避難所に順次配備する計画って、津波・高潮避難所のほうに配備したほうがいいと思うんですよね。1次開設避難所を見ますと、多分6番の十四山スポーツセンターって津波・高潮緊急時避難場所とかになっていないじゃないですか。これは何で1次開設避難所にボートという考えかなと思って。

○議長（佐藤高清君） 橋村危機管理課長。

○総務部次長兼危機管理課長（橋村正則君） お答えをさせていただきます。

まず、ボートの配備につきましては、1次開設避難所が緊急時津波・高潮避難施設になっていないということでございますけれども、弥富市におきましては津波も当然心配でございますけれども、低地ということもございまして、浸水等の被害も考えられるというようなこととなりますので、まずは1次避難所に配備をしていきたいと、そのようなことで考えておるところでございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 早川議員。

○6番（早川公二君） それと、ゴムボートを順次配備すると言っていますが、これは浸水した状況下で、いろんなくぎの刺さった木とか、また水没して見えない障害物とかでひっかいてということを見ると、ゴムボートでいいのかなということなんですが。

○議長（佐藤高清君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤好彦君） ゴムボートは障がい物により破れてしまうというおそれがあると思われるが、ゴムボートを配備するのかという御質問でございます。

災害用ゴムボートは、一般的に不織布等の繊維にゴムを張り合わせた複合素材を使用しております。破れにくい素材となっております。耐摩耗性、耐候性、耐薬品性の特性を有しております。

また、ゴムボートを使用する場合、物資や人などを乗せて救助者が引っ張っての使用を考えておまして、障がい物の多い場所での使用は少ないものと考えております。

しかしながら、軽くて耐衝撃性がありますFRP製の災害用ボートもありますので、導入に当たっては検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 早川議員。

○6番（早川公二君） 次に、ボートのことはこれで終わって、浸水時に命を守るものとして救命胴衣についてであります。

浸水時に最も怖いのは溺れてしまうことであります。それを防ぐ最も有効な手段が救命胴衣の着用であります。泳げない人でも浮き続けられていますし、泳ぎが得意な人でも永遠に泳ぎ続け、浮き続けるのは無理なことではありますが、救命胴衣を着用しておれば浮き続けられます。浸水時には必ず身につけていたいと思う救命胴衣ですが、先ほどの資機材保有状況を見ますと、市内全体で157着。学校だけで見ますと、白鳥小学校32着、大藤小学校32着、栄南小学校32着となっておりますが、32着ってどういう数字かなと思って、生徒数分でもないし、ひょっとしたら先生分かなと錯覚してしまう数ではありますが、一体この救命胴衣というのはどんな目的を持って保有しておるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（佐藤高清君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤好彦君） 救命胴衣の保有数が白鳥、大藤、栄南の各小学校に32着ずつとなっているが、どのような災害を想定して保有しているかとの御質問でございます。

この救命胴衣、ライフジャケットにつきましては、ボートが配備してある場所にボート用の装備品として配備しておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（佐藤高清君） 早川議員。

○6番（早川公二君） ボート用の法定備品みたいなことですね。要は定員数の分のということですね。ということは、小学校には生徒が着るやつはないということでもいいですね。わかりました。

事前の調査で、救命胴衣を保有している保育所と保有していない保育所がありますが、これはどうしてでしょうか。最も着用しなければいけない、着用させてあげたい保育園児に未配備の保育所があるのはおかしいのではないかと思います、これも理由があるのかお伺いいたします。

○議長（佐藤高清君） 村瀬児童課長。

○民生部次長兼児童課長（村瀬美樹君） 救命胴衣の配備につきましては、平成24年度から海岸に近い南部地域から計画的に救命胴衣の配備を進めておりまして、現時点では弥生保育所、西部保育所、白鳥保育所を除く6園の配備が終了しております。

○議長（佐藤高清君） 早川議員。

○6番（早川公二君） 6園の配備が終了していますということで、あと3つが配備をしていないということなんですが、配備してあるという保育所ですが、全ての園児の分があるのかどうかということと、当然、年度途中での入園児の分も見越してあるのかお伺いいたします。

○議長（佐藤高清君） 村瀬児童課長。

○民生部次長兼児童課長（村瀬美樹君） 園児数の増減と救命胴衣の配備数につきましては、

配備済みの保育園におきましては、園児数の過不足が生じないように各保育所間で調整し、配備をし、また年度途中の増減につきましても、保育所間で移動しながら配備を進めておりますので、不足が生じることはございません。

○議長（佐藤高清君） 早川議員。

○6番（早川公二君） 3つがまだ未配備となっておりますが、これは速やかに配備をしていただきたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 村瀬児童課長。

○民生部次長兼児童課長（村瀬美樹君） 救命胴衣未配備の3つの保育所の配備計画につきましては、今年度は弥生保育所、西部保育所に配備をいたしまして、白鳥保育所は平成28年度に配備する計画で進めております。

○議長（佐藤高清君） 早川議員。

○6番（早川公二君） 白鳥だけ28年度って、別に一緒に整備したらいけないということですか、何で白鳥が28年度なんですか。

○議長（佐藤高清君） 村瀬児童課長。

○民生部次長兼児童課長（村瀬美樹君） 計画的な配備に努めておりますけれども、白鳥保育所につきましては、市内の保育所では唯一津波・高潮緊急時避難広場を屋上に備えておりまして、園舎のベランダから屋外階段を使いまして屋上に速やかに避難できるようになっております。

また、白鳥保育所の避難広場につきましては、周囲に高さ1.6メートルのフェンスを設置しておりまして、屋上の高さは、道路面からは8.7メートル、海拔ではプラス6.6メートルございまして、安全性にも配慮をしております。さらなる安全のために救命胴衣の必要性は認識しておりますので、平成28年度の配備を計画しております。

○議長（佐藤高清君） 早川議員。

○6番（早川公二君） そういうことですね。

でも、これは津波・高潮緊急避難場所を見ると、南部保育所が避難場所になっていますよね。何でここに配備してあって白鳥がないのかというのは非常に疑問に思いますが、28年度と言っていますので、できることなら今年度一斉に配備していただきたいことを要望いたしておきます。

津波・高潮緊急時避難所を屋上に兼ね備えているから28年度でもいいですよと言いましたが、じゃあ、逆に言えば、津波・高潮緊急時避難場所になっていなければ配備をしてくれるという解釈でいいのでしょうかね。これは小学校をずうっと見ていきますと、十四山の西部小学校と東部小学校が津波・高潮緊急時避難場所になっていないですよ。ということは、十四山西部小学校に配備を計画しておるのかどうか、ちょっとお伺いいたしますが。

○議長（佐藤高清君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） お答えいたします。

おっしゃる十四山西部、東部小学校は、外階段もなく2階建てで、津波・高潮緊急時避難場所にはなっておりません。

近くの避難場所としては、西部小学校は海翔高校、東部小学校は十四山支所があり、それぞれ避難訓練も実施しているところですが、両小学校への救命胴衣の配備については、28年度に配備できるよう進めてまいります。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 早川議員。

○6番（早川公二君） これは、28年度に全校生徒分でいいんですかね。

○議長（佐藤高清君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） それぞれの児童数分だけ配備したいと思います。

○議長（佐藤高清君） 早川議員。

○6番（早川公二君） 安心ですね。津波・高潮緊急時避難場所になっていないですからね、ぜひとも配備をしていただきたいと思います。

次は、防災とは関係ありませんが、ちょっと学校教育という関係で、西部小学校の校舎、体育館の雨漏りについてですが、校舎、廊下の雨漏りにより、廊下で足を滑らせ転んでけがをしてしまう可能性もあり、雨漏りにより廊下壁の塗装が腐食しており、衛生面でも問題があるのではないのでしょうか。体育館についても雨漏りをしていると聞いておりますが、これは対応していただけるのかどうかということをも市民の方から言われています。

○議長（佐藤高清君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） おっしゃるのは、西部小学校の校舎と体育館の件だと思いますが、十四山西部小学校は校舎が昭和47年建築、体育館は昭和53年建築であり、校舎が43年経過、体育館は37年経過しております。校舎、体育館ともに老朽化しており、雨漏りが、風が強く雨が吹きつける悪天候のときに発生する状況は認識しております。

学校施設においては、26年度、27年度は児童生徒などの安全に万全を期す観点から、屋内運動場非構造部材の耐震化工事、いわゆるつり天井の撤去でございますけれども、それを主に進めているところですが、十四山西部小学校の雨漏り箇所については、早速修繕に取りかかせていただきます。

なお、体育館側についてでございますが、ほかに修繕もあることが学校から出されてきておりますので、体育館は側面の上のほうからの雨漏りということもあり、今回の校舎側より危険性の度合いは少ないと思われまますので、その後の対応になろうかと思っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 早川議員。

○6番（早川公二君） これは、次にちょっと通告しておりませんが、二日、三日ぐらい前に相談があったんですが、東部小学校でも雨が漏るのか知らないですけれども、廊下が水浸しになっておったと聞いておりますが、状況を知っておりますでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） 東部小の件に関しては把握しておりませんので、調査して確認させていただきたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 早川議員。

○6番（早川公二君） はい、わかりました。調査していただきたいと思います。

次は、図書館の雑誌スポンサー制度についてであります。

雑誌スポンサー制度とは、企業・団体などが図書館の雑誌購読料を負担するかわりに、雑誌のハードカバーに広告の掲載ができる制度であります。購入経費を削減するとともに、地元企業の身近な社会貢献の一つとして事業者のイメージアップにもつながります。

愛知県下の状況を見ますと、54市町村のうち、現時点で制度を導入しておるのは16の市町村でございます。また、今後導入を検討しておるといふ市町村は8の市町村でもあります。本市でも導入してはどうか。

○議長（佐藤高清君） 山田図書館長。

○図書館長（山田 淳君） お答えします。

初めに、議員の御承知のところでございますが、雑誌スポンサー制度とはどんな制度であるかを御説明申し上げます。

図書館に備えてあります各種雑誌等に対し、事業主の方に1年間のスポンサーになっていただき、雑誌そのものを御提供いただくものではなく、雑誌の年間購入代金を御負担いただくというものでございます。

ただし、そのかわりに、私どもが作成しました雑誌のリストから、事業主の方にスポンサーになりたい雑誌を選択していただき、その雑誌の最新号のカバーの表の一部にスポンサーの名前、御提供いただいた旨を明示し、裏面にはそのスポンサーの広告を全面に広告ができるといった制度でございます。

今、手元にイメージ的に持ってまいりましたけれども、こういった雑誌があるとしますと、最新号はこういうカバーをつけております。こういうカバーのこちら側に、どこどこ会社、団体、店舗から御提供いただきましたという文面、こちらの裏側には自分のところで作成していただいた広告を入れます。それをこの雑誌に挟むことによって、図書館の書架のところに、これを読まれた住民の方、訪れた方は広告を見ていただくということで、制度的にはスポンサーとなつていただいた事業主の方の宣伝活動の促進を図るとともに、図書館の活動を効率的に運用し、図書館サービスの向上を図るといふ趣旨のものでございます。

先ほど議員のお話の中にもありましたように、現在、愛知県内の公立図書館は全てで69館ございます。愛知県立図書館1館、名古屋市図書館が21館ございますので、純粋な市町村立の図書館としましては47図書館がございます。その47の図書館のうち、今のところ平成27年度までに導入されているところは、尾張部で12館、三河部で4館、合計16館の図書館が今のところ導入しております。

また、平成28年度に導入を計画されている図書館は、先ほど議員がおっしゃられたとおり6館でございます。検討しているところも2館あるということで、合計8館。先ほどの16館と合わせますと全てで24館ということになりますので、47館中24館、約51%、半分以上ということで、平成20年度から始まりましたこの雑誌スポンサー制度は拡大しつつあるのかなと思っています。

予算の削減及び効率的な運用等のメリットがあり、図書館サービスの向上を図ることができることから、今後、当市の図書館においても、平成28年度から制度の導入をしてまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 早川議員。

○6番（早川公二君） 導入するということではありますが、ぜひとも導入して、多くのスポンサーについていただきたいと思っておりますが、導入しても実績のない市町村があります。どこかというのは言わないほうがいいんですが、平成24年度から開始していまだに全くないという町村もございますし、多いところだと54冊ぐらいスポンサーがついているというところもありますし、近隣で言いますと、あま市なんかだと雑誌数13冊で、金額でいいますとおおよそ11万ぐらいとなっております。どうせ導入するんでしたら、多くの企業にスポンサーになっていただきたいと考えておりますが、宣伝、周知方法というのは、今考えておる範囲内でいいですが、お聞かせください。

○議長（佐藤高清君） 山田図書館長。

○図書館長（山田 淳君） 今後の導入に関して、先進図書館等をいろいろと調査させていただいたわけなんですけれども、私どもが今考えているのは、やはり弥富市のホームページ、弥富市の広報、あとは直接企業への訪問、あと団体への呼びかけという形で、やはり導入する限りにはそれだけの実績があるということは図書館にとってもとてもうれしいことでもあります。というところから、導入に関して積極的にやりたいなと思っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 早川議員。

○6番（早川公二君） しっかりと営業していただけると信じて、次の質問に移らせていただきます。

○議長（佐藤高清君） 一般質問を続けていただきますので、本日の会議時間を延長しますの

でよろしくお願いたします。

早川議員。

○6番（早川公二君） 次は、通学路の安全確保であります。

昨年9月議会でも質問しました。少し前の話ではありますが、平成24年5月30日に、同年4月に京都府亀岡市で発生した登下校中の児童等の列に自動車が突入する事故を初め、登下校中の児童等が死傷する事故が連続して発生しました。このような事故が起きてはいけない、未然に防がなければいけないとの強い思い、強い願いを込めて再度質問させていただきます。

市内全ての通学路を確認しなければいけないところですが、自分の住んでいる十四山地区、十四山西部小学校全ての通学路を車を使い、足を使い調査してきました。実際に歩くことにより、また児童が登下校中に車で通ることによってさまざまな危険箇所があることがわかりました。みずから歩くことによって、ここの通学路は少しでも車道に出たら大変危険だな、ここの交差点は必ず右を見て、左を見て、何度も確認しながら横断しないと危ないなあと思う箇所。そしてまた、車を使っの調査では、ここはスピードが出やすいから子供たちがきちんと一列になって歩いていけばよいが、急に縦列して歩いた際に車はよけ切れるのだろうか。その際、対向車が来てすれ違うときに非常に危険だなあ等々、多くの危険箇所が点在しており、このままではいつか事故が起きてしまうのではと恐ろしさを感じてしまいました。速やかに対策をしてほしいとの思いで地図に危険箇所、そして私なりの対策方法を記して市側に提出いたしました。

それがこれです。ちょっと見えにくいんですけども、全て行ってマーキングしてお渡ししました。その後、対策箇所としての図面をいただきましたが、私の願う対処方法とは少し違うものでありました。交差点の「とまれ」が消えかかっていると蟹江警察署に提出とある、それだけでした。これがそれです。これがその地図で、僕が行ったところと同じ箇所あるんですが、全て「とまれ」が消えかかっている、蟹江警察署へ提出済みということでありました。確かに交差点も危険箇所でありますから、そこはそこできちんと対策をしていただきたい。さきにも述べましたように、ここはスピードが出やすいからとか、対向車が来てすれ違うときに非常に危険だなあと思うところがあると地図にも記して、口頭でも説明をさせていただきましたが、その部分は、さっきのこれですが、その部分には記してありません。ここで言う私なりの対策方法としましては、路側帯のカラー舗装であります。なぜなのかといいますと、路肩のカラー舗装化を行うことにより、視認性を高め、車両の運転手には路側帯を走らないことや、速度の減速、地域の方々には通学路であることへの再認識を図り、安全で安心な通学環境を整えることができると私は思っているからであります。

それなのに、なぜ対策してくれないのか。私のカラー舗装に対する認識が違うのか疑問に思ってしまう。市内で何か所か施工してあるのに、どうして私が記したところはやって

いただけないのかと疑問に思うところであります。市側の考える路側帯のカラー舗装の目的をお伺いいたします。

○議長（佐藤高清君） 竹川開発部長。

○開発部長（竹川 彰君） 答弁申し上げます。

議員も先ほど述べられましたけれども、路肩のカラー舗装化ということでございますけれども、歩行者を路肩へ誘導し、車道内へのはみ出しを防ぐとともに、路肩は歩行者が通行するところであるということをドライバーへ視覚に訴えることで、歩行者と自動車との分離を図ること、それによって事故を防止するという目的がございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 早川議員。

○6番（早川公二君） 考え、認識は一緒ということですね。

私が見たところ、十四山西部小学校、東部小学校には、路側帯のカラー舗装が施工されているところはないですね。見落としがあるかもしれませんので確認という意味で、十四山学区には施工されておるのか、お尋ねいたします。

○議長（佐藤高清君） 竹川開発部長。

○開発部長（竹川 彰君） 市では、平成21年度から路肩のカラー舗装化を実施しているところでございますけれども、十四山地区での施工実績は今現在ありません。

○議長（佐藤高清君） 早川議員。

○6番（早川公二君） それは何ですか。

○議長（佐藤高清君） 竹川開発部長。

○開発部長（竹川 彰君） 路肩のカラー舗装の今までの施工箇所の考え方でございますけれども、人口集中地区、D I D地区と言っておりますけれども、そのエリア内とか通学児童が30人以上の通学路及び歩道が未整備で、駅周辺において通勤・通学者の利用が多いところなど、そういった要件に該当するような場所について順次整備を進めてきたところでございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 早川議員。

○6番（早川公二君） 30人以上とのことですが、これは西部小学校で通学児童が30人以上の路線は学校の本当に近所で、いろんな地区の児童が合流してからの路線しかないんですね。

私が調査して非常に危険な箇所、対策してほしい箇所は、通学児童が30人に満たない道路しかないんですよ。そういったところは施工ができないということですかね、これは。子供たちがいつも危険にさらされていても、いつ事故が起きてもおかしくないような通学路の状態でのいいのでしょうか。通学路における交通安全を確実に確保することが重要であることから、30人に満たない通学路でも路側帯のカラー舗装が必要ではと思いますが、市側の考えを再度お伺いいたします。

○議長（佐藤高清君） 竹川開発部長。

○開発部長（竹川 彰君） お答えします。

市では、やはり議員が言われましたように、平成24年8月に各小学校の通学路において、関係機関、PTA、教育委員会、道路管理者、警察等と連携しまして緊急合同点検を各学校実施しております。必要な対策内容につきましても、関係機関でもそのときに協議しております。引き続き、通学路の安全確保に向けた取り組みを行うため、今年度、弥富市通学路交通安全プログラムというのを教育委員会を中心としまして策定し、通学路の安全性の向上を図っていく予定をしております。

路肩のカラー舗装が安全確保のために有効な手段であることは認識しておりますので、地区要望においても、小学校周辺の安全対策ということで通学路のカラー舗装化を望む声が多く最近は出てきております。危険な通学路におきましては、路肩のカラー舗装に限定せず、カラー化で対応できない箇所につきましては、それ以外の安全対策ということで区画線やカーブミラー、看板等の設置などによって改善できるよう通学路の安全確保を進めたいと今現在考えているところでございます。

○議長（佐藤高清君） 早川議員。

○6番（早川公二君） 路肩のカラー舗装に限定せず、カラー化で対応できない箇所については、カーブミラー、看板等によって改善できるように通学路の安全確保に努めたいと考えておりますとの答弁でございますが、カラー舗装以外の対策で効果があるのか非常に疑問であります。今後どのような対策をとっていくのか注視しながら、引き続き通学路の見回りを行っていきたいと思います。

そして、先ほどの答弁で、弥富市通学路交通安全プログラムを策定しとありましたが、もう少し詳しく説明していただけますでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） 通学路安全プログラムについて、一部答弁重複するところがございますが、お答えいたします。

これは、平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成24年8月に各小学校の通学路において、関係機関と連携をして合同点検を実施し、対策の必要箇所を把握してきましたが、この合同点検後においても、各地域において定期的な点検の実施や対策の改善、充実等の取り組みを継続して推進することが必要であることから、着実かつ効果的に実施するために、通学路の交通安全の確保に取り組むための方針を定めるものであります。このプログラムは、仮称でございますが、通学路安全推進会議の設置や合同点検の体制、実施方法などを定めていく予定でございます。以上です。

○議長（佐藤高清君） 早川議員。

○6番（早川公二君） 以前にも委員会か本会議でちょっと言ったと思うんですが、通学路の危険箇所の吸い上げというのをPTAだとか教育委員会、道路管理者、警察ですという考えでいいですか、しかないというか。

○議長（佐藤高清君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） 今申し上げた通学路安全推進会議でございますけれども、構成員といたしましては、教育委員会が中心となり道路管理者、警察などの方の構成員で考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 早川議員。

○6番（早川公二君） 警察の方とか道路管理者とか教育委員会、いいですが、実際その通学路を歩かないと、車で児童が通る際に通らないと気づかないところというのが結構あって、最初に言いましたけれども、僕が実際歩いて、車で通ることによって見えたところがあって、これは24年度の、この図面って緊急合同点検の際の図面ということですよ。これ以外にも、十四山西部、東部もそうですが、これ以外にも危険な箇所ってかなりあるんですよ。そういった意味で、このプログラムをするのはいいんですが、人選をする際に通学路をいつも通る人ですね、スクールガードの人に協力を要請するとか、もう少し吸い上げ、抽出という部分を重要視していただいて、しっかりと危険箇所の吸い上げをやっていただきますことを要望いたしまして、以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（佐藤高清君） 以上で一般質問を終わります。

以上をもちまして本日の議事日程は全て終了しましたので、本日の会議はこれにて散会とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後5時12分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 佐藤 高 清

同 議員 山 口 敏 子

同 議員 小坂井 実

